

平成19年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

タイプフェイスの保護のあり方に関する 調査研究報告書

平成20年3月

財団法人 知的財産研究所

要約

I. 序

1. 本調査研究の目的

デジタル化の進展に伴い、各種メディアにおけるタイプフェイスの重要性が高まっている。タイプフェイスの創作には一定の労力とコストを要する一方で、印刷物等から容易に模倣することができるため、創作者側から、何らかの法的保護のニーズがある。しかしながら、「知的財産推進計画2007」にも指摘されているとおり、現在の著作権法の解釈では、プログラム等に具現化されないタイプフェイス自体の著作物性は認められておらず、現行の知的財産法制度においてタイプフェイスの保護を明文化した規定は無いことから、タイプフェイスの適切な保護のあり方については検討に値する。

このような情勢を背景に、平成18年度に実施した「諸外国におけるタイプフェイスの保護の現状と問題点に関する調査研究」（以下「平成18年度調査研究」という。）において、我が国及び諸外国における知的財産法制度を中心としたタイプフェイスの法的保護の現状について調査を行った。この平成18年度調査研究により、我が国においては現行法により保護されるタイプフェイスの範囲が限定的であること、また、海外においてはタイプフェイスの保護を認める根拠法制があるものの裁判事例が極めて少ないことが明らかとなった。

この結果を踏まえて、本調査研究は、タイプフェイスの取引の実態と課題を把握・整理した上で、タイプフェイスに関する問題や知的財産法制度の下での保護の必要性について議論を行い、我が国におけるタイプフェイスの保護のあり方についての今後の方向性について検討を行ったものである。

2. 本調査研究の実施方法

(1) 国内アンケート調査・国内ヒアリング調査

タイプフェイスの創作・取引の実態及びタイプフェイスの模倣等の問題を把握するため、我が国におけるタイプフェイスの創作者及びユーザー等を対象としたアンケート調査を行った。また、アンケート調査において、タイプフェイスに関連する問題が生じたことがあると回答のあった創作者及び企業を中心に約20社（個人を含む）を選択の上、訪問又は電話によるヒアリング調査を実施し、より詳細なタイプフェイスの創作・取引並びに問題の実態を把握することで、本調査研究の検討の基礎とした。

(2) 海外ヒアリング調査

海外におけるタイプフェイスの法的保護の実務運用の実態や模倣等の問題の現状を調査するため、米国、欧州（イギリス、ドイツ、フランス、オランダ）及び韓国の、関係官庁、学識経験者、法律事務所、タイプフェイス創作者及びタイプフェイス関連企業等に対し、ヒアリング調査を行った。

(3) 委員会による検討

本調査研究に関して専門的な視点からの検討・分析を行うため、13名の有識者から成る委員会を設置し、平成18年度調査研究の結果、国内アンケート・ヒアリング調査結果及び海外ヒアリング調査結果を踏まえ、6回の委員会の中で、①タイプフェイスに係る課題の現状と知的財産法制度の下でタイプフェイスへの新たな法的保護の必要性、②タイプフェイスに係る課題に対する具体的な対応策について議論を行い、我が国におけるタイプフェイスの保護のあり方について一定の方向性を得るべく検討した。

本報告書は、我が国におけるタイプフェイスの保護のあり方について、以上の結果をまとめたものである。

II. タイプフェイスの特性

1. 語句の定義

本報告書においては、タイプフェイスに関連する語句を以下のように定義する。

・タイプフェイス

「タイプフェイス」とは、形状に関するあるコンセプトに従い創作された一揃いの文字等をいう。無体物であるので、印刷・表示等に用いる場合は、機器に合わせてフォント化して使用する。一般的には、「書体」を指す。

・フォント

「フォント」とは、タイプフェイスを、主に印刷や表示をする機器で使えるようにしたものを行い、写真植字機で用いられる写植盤のようなアナログ・フォント、電子計算機で用いられるデジタル・フォントがある。

2. タイプフェイスの創作・流通の概要

(1) タイプフェイス・フォントの創作

タイプフェイスは、印刷・表示等により、効率よく情報を伝達するという実用目的のために用いるためのフォントを製作するために創作するものといえる。

タイプフェイスの創作は、新たなフォントの企画に基づき、字体及び字形に関する基本コンセプトが決定された後、手書き又は電子計算機上でそのコンセプトに沿った原字を作成することから始まる。それらの原字を必要に応じてデジタル・データ化した後、様々な文字の組み合わせを出力し、個々の文字の形状や位置関係について修正を加え、フォント化するための情報をそろえる。このように修正されたデータを、フォント化する規格に応じて変換し、商品としての検査後、フォントとして完成し、公表・販売する。

多くのフォントベンダーにおいて、この一連の創作の流れの中で、横組み及び縦組みで実際に文章を組んだ際に、個々の文字やこれら文字間でのデザインのバランスが取れているかについて検査し修正を加えることに、最も労力が掛かっている。これは、フォントにおいて、個々の字形の美しさだけでなく、実際に文章を組んだ際の読みやすさやバランスの良さで、製品としての価値が決まるためである。

(2) タイプフェイス・フォントの流通

タイプフェイス・フォントの流通において結ばれる主な契約には、タイプフェイスの創作者であるデザイナーとタイプフェイスをフォント化するフォントベンダー間の契約、及び、フォントベンダーとフォントのユーザー間の契約がある。

まず、デザイナーとフォントベンダー間の契約であるが、この契約において、デザイナーはフォントベンダーに対し、対象となるタイプフェイスの字体及び字形に関する基本コンセプト（文字のエレメント、懐の広さ等）やサンプル文字を提供した上で、それらのタイプフェイスをフォント化することを許諾する。また、この契約において、デザイナーとフォントベンダーは、原字の作成からフォントの完成の工程に係る作業を協働して行うことを約することが一般的である。なお、デザイナーとフォントベンダーが協働して行う工程は、まず、デザイナーが基本となる文字及び形状が特徴的な文字等についてある程度の数の文字を創作し、次に、フォントベンダーにおいて作業を行う者がそれら基本となる文字及び形状が特徴的な文字を要素毎に分解し、それらを組み合わせる等してその他の必要な文字を創作し、一揃いの文字が創作された後、最終的に、デザイナーが全体を通じて文

字の形状が基本コンセプトに基づいているかを確認し、必要な修正を行うという形式で行われることが多い。

次に、フォントベンダーとユーザー間の契約であるが、この契約は、シュリンクラップ契約やクリックオン契約等の契約形態で結ばれることが多く、一般的に、フォントを客体として、フォントベンダーが許諾する範囲でユーザーの使用を認めるものであり、直接的にタイプフェイスを契約の客体としたものではない。

3. タイプフェイスの文字等の集合の特性

タイプフェイスは「一揃いの文字等」から成るため、以下の特性を持つと考えられる。

まず、タイプフェイスの個々の文字の形状は、文字として認識できる範囲という制約の中での創作を強いられること、また、文字の読みやすさを決めるのは字形に対する慣れも少なからず影響することから、特に実用性の高いタイプフェイス相互間には必然的に類似性が生ずる。

次に、タイプフェイスの「一揃い」の文字等を構成する記号や漢字の文字数については、仮名文字や欧文文字のみのフォントが存在すること、また、いったんフォント化され一揃いの文字等が定まった後も、不足文字が追加されること等により文字等が増減する場合があることから、その文字数は明確に決まっているものではない。

さらに、タイプフェイスには、可読性を上げることで実用性の高いフォントを製作するため、タイプフェイスを構成する個々の文字に一定の決まりに基づく例外的処理が加えられており、デザイナーの基本コンセプトに従い創作された一揃いの文字等ではあるが、客観的に細部を観察すると、その特徴は、一つのタイプフェイスを構成するすべての文字等で一貫しているわけではない。

加えて、タイプフェイスの創作の流れにおいて、いつの時点をもって創作が完了したかについて客観的に定めることは難しい。基本コンセプトが決定された時点では、その基本コンセプトはデザイナーのアイデアであり具体的に特定することはできず、フォント化する前の一揃いの文字等が創作された時点では、その後フォント化する際に可読性を上げるための修正を加えることにより、タイプフェイスを構成する個々の文字の形状が微妙に異なることとなり、また、フォントの製作が完了した時点では、フォント完成後も不足文字を追加する場合があることにかんがみると、いずれの時点においても、タイプフェイスの完成とはいえない面が残されている。

Ⅲ. タイプフェイスの現在の法的保護

1. 我が国におけるタイプフェイスの法的保護

(1) 現行法によるタイプフェイスの法的保護

我が国の現行法にタイプフェイスの保護を明文化した規定は無いが、過去の裁判例に基づくと、一定の要件を満たせば、タイプフェイスは現行法における保護を受け得ることが示唆されている。

まず、著作権法による保護であるが、タイプフェイスの著作物性を認めた判例は無いものの、最高裁は、顕著な独創性及び優れた美的特性を備えた書体であれば著作権法による保護の可能性があることを示している。

次に、不法行為法による保護であるが、下級審判例において、著作権法による保護を受けられない書体であっても、真に創作的な書体であって、過去の書体と比べて特有の特徴を備えた書体について、その特徴をそっくり模倣して書体を制作・販売する行為は不法行為に当たる旨判示されている。しかしながら、同法による保護が認められた事例はまだ無い。

続いて、不正競争防止法による保護については、下級審判例において、無体物であっても、独立して取引の対象とされる場合には、同法にいう「商品」たり得るとして、無体物である書体にも旧不正競争防止法における不正競争の成立を認めた事例があることから、同法における他の保護要件（商品等表示性、周知性や混同のおそれ等）を満たすことで、同法における保護の余地はある。

さらに、デジタル・フォントに関しては、他のソフトウェアからの指令に基づき、特定の文字を指定された大きさで表示等するようコンピュータに対する指令の組み合わせとして表現したものであれば、著作権法にいうプログラムの一類型として、著作権法による保護の可能性がある。

なお、タイプフェイス又はフォントに関する契約関係がある場合に、契約当事者の一方が契約内容に違反した場合には、他方の契約当事者は、その契約の規定に従い、契約の解除・損害賠償の請求等を行うことが可能である。

(2) タイプフェイスの法的保護に関する学説の見解

我が国の現行知的財産法にタイプフェイスの保護を明文化した規定は無いものの、学説においては、タイプフェイスを知的財産とすることに異論は無い。これは、タイプフェイ

スの創作には、文字として認識できる範囲という制約の中で、文字組みした際の可読性を上げるため、タイプフェイスを構成する個々の文字のデザインのバランスを調整することが必要であり、その調整は、デザイナーの創意工夫によるところが大きく、多大な労力と時間を要するものであること、及び、創作の成果であるタイプフェイスが経済的な価値を有するとされていることによる。

しかしながら、知的財産としてのタイプフェイスの法的保護の態様については、保護の対象を、将来的なタイプフェイスの創作へのインセンティブととらえるのか、タイプフェイスの創作に要した投下資本や労力ととらえるのか等により意見が異なる。また、文字は情報伝達の媒介として機能することから、タイプフェイスの創作は文字の基本的な形状による表現上の制約を伴うものであり、タイプフェイスに強すぎる保護を与えた場合、他人の創作や円滑な情報伝達を阻害するおそれがあるため、法的保護を与える場合においても、その保護は限定的にすべきという見解もある。

2. 諸外国におけるタイプフェイスの法的保護の実態

米国・欧州・韓国におけるヒアリング調査を行ったところ、以下のようなタイプフェイスの保護の実態が明らかとなった。

(1) 米国におけるタイプフェイスの保護の実態

米国において、タイプフェイスは、「フォント (Font of Type)」として、意匠特許制度導入当初から、意匠特許の保護対象とされてきた。本来「フォント」は、活字のブロック部分等、製造するための手段を包含することから意匠特許の保護対象とされるが、意匠特許制度導入当初から、フォントから活字のブロック等が省略され、文字の形状のみで登録されてきたことから、米国特許商標庁では、このような物理的な形状を伴わないフォント（デジタル・フォントを含む）に係る意匠特許出願であっても、製造物品要件を満たさないことで拒絶しない運用となっている。ただし、タイプフェイスに係る意匠特許権の及ぶ具体的範囲は、裁判例が無いため明確ではない。なお、米国の著作権法によるタイプフェイスの保護は判例上否定されており、タイプフェイスは著作権法では保護されていない。一方で、タイプフェイスを作成するためのフォント・プログラムは著作権保護の対象である。

タイプフェイスに係る模倣等の形態としては、デジタル・フォントの海賊版及び自社の創作したタイプフェイスとは微妙に異なったデザインのフォントの流通が多い。これら模倣等の問題に対し、デザイナーやフォントベンダーは、製品化したフォントについて、タイプフェイスのデザインは意匠特許権で、フォント・プログラムは著作権で保護している。

また、実務上は、契約に基づき模倣等からフォントを保護するよう努めているほか、デジタル・フォントの海賊版の流通に関する問題については、Business Software Alliance も活用している。なお、実務者にとって、タイプフェイスの意匠特許による保護は、フォントのデザインを保護するための一手段と考えられてはいるが、長期にわたり使用されるタイプフェイスに対し意匠特許制度は保護期間が短すぎることで、また、タイプフェイスのデザインは契約や著作権でも間接的に保護することが可能であることから、余り活用されていない。その一方で、フォント・プログラムの著作権登録は、著作権による保護期間が長いことから、海賊版対策等の手段として活用されている。

(2) 欧州におけるタイプフェイス保護の実態

欧州共同体域内の意匠制度の調和を図り意匠の保護を強化するために制定された共同体意匠指令は、あらゆる2次元及び3次元の可視デザインを意匠制度の保護対象とするよう検討され、その結果、タイプフェイスも保護対象とされた。そのため、この共同体意匠指令に基づく共同体意匠規則においてタイプフェイスが意匠制度の保護対象であることが明文化され、同共同体指令に基づき欧州共同体加盟各国が行った各国内における意匠法の改正においても、タイプフェイスは、意匠制度の保護対象であることが明文化されている。欧州共同体意匠規則において、タイプフェイスに係る意匠権の保護対象には、活字や写植機の文字盤等の有体物（アナログ・フォント）は含まれるが、「製品」の定義からコンピュータ・プログラムが除外されていることから、タイプフェイスのデジタル・データ（デジタル・フォントを含む）は含まれない。また、タイプフェイスに係る共同体意匠の権利の及ぶ具体的範囲は、裁判例が無いため明確ではない。なお、デジタル・フォントは、プログラムとして欧州共同体加盟各国の著作権法によって保護される。

欧州におけるタイプフェイスに係る模倣等の問題については、フォントの海賊版の流通や自社の創作したタイプフェイスとは微妙に異なったデザインのフォントの流通、また、第三者がフォントの模倣品に別の製品名を付して販売すること等があり、人気のあるタイプフェイスほど模倣されやすい。これら模倣等からの保護手段として、デザイナーやフォントベンダーは、製品化したフォントについて、タイプフェイスを意匠権で、フォント・プログラムを著作権登録することで使い分けている。なお、タイプフェイスの意匠権に基づく訴訟を起こした場合には、タイプフェイスの専門知識を持たない裁判官による登録意匠と侵害品の類否判断に不安があること、また、デッド・コピー等の海賊版の流通に対しては、意匠権より保護期間の長いフォント・プログラムの著作権による対処を活用していることから、デジタル・フォントの著作権登録は活発に行われている一方で、意匠制度は活用されていない。

(3) 韓国におけるタイプフェイス保護の実態

韓国においては、韓国特許庁において、2004年の意匠法改正時に、「意匠法」を「デザイン保護法」と改称すると共に、「物品」の定義に「書体を含む」と規定し、「書体」を「物品」と擬制することで、同法におけるタイプフェイスの保護を明文化した。デザイン保護法上の「書体」には、書体のデザイン自体は含まれないが、書体に係るデザイン権の保護対象には、活字や写植機の文字盤等のアナログ・フォントと、コンピュータや電子媒体等に記録され書体の表示や印刷等に利用される書体デザインの電子データ等のデジタル・フォントが含まれると解される。なお、デザイン権の効力は排他的独占権であるが、タイプフェイスに係るデザイン権の効力は、タイピング・組み版又は印刷等の通常の過程で書体を使用する場合及び書体の使用により生産された成果物には及ばないとする効力制限規定が置かれている。

タイプフェイスに係る模倣等の問題としては、インターネット等を介したデジタル・フォントの不正コピーの流通がある。今までにデザイン保護法に基づきデザイン登録されたタイプフェイスは、新規性や創作非容易性等の厳しい要件を満たした特徴的な書体であり、これらの書体は一般に用いられている本文用の書体に比べ流通量も少なく模倣等の被害を受けにくいため、模倣等の被害に対する保護手段としてのデザイン保護法に基づくタイプフェイスの法的保護制度導入の効果は、まだ十分に分析できていない。一方で、このような制度の導入は、フォントの新たな保護手段が増えたということで、権利者等からの保護制度への評価はおおむね良い。ただし、その活用状況としては、タイプフェイスに関する模倣等を排除するための活用というよりは、主として、タイプフェイスに関する契約時に、新規性のある書体としての公的機関による証明としてユーザーに宣伝するために活用されている。

IV. タイプフェイスを取り巻く状況

国内アンケート調査及び国内ヒアリング調査から、我が国において以下のような問題がタイプフェイス等に生じていることが明らかとなった。

1. デザイナーに生じている問題

自らが創作したタイプフェイスについて、タイプフェイス・デザインの盗用に係る問題を発見するタイプフェイス・デザイナーは3割強であり(34.6%)、その盗用の形態は、契約外の会社から似たフォントを販売される、似たタイプフェイスを第三者の創作として公表される、タイプフェイスを基に製作したフォントの海賊版等が流通する等様々である。

また、創作したタイプフェイスについて、契約違反等の問題が生じたことのあるデザイナーも2割強であり(23.1%)、その契約違反の形態は、許諾範囲外の使用・許諾範囲を超える機器数での使用等が多い。これらタイプフェイス・デザインの盗用や契約違反の具体的な態様としては、デザイナーが創作したタイプフェイスを無断でロゴやテレビ番組のテロップ等に使用されること、フォントの海賊版の流通が挙げられる。

タイプフェイス・デザインの盗用及び契約違反等の問題に対し、デザイナーは、警告状を發して抗議する等して対応し、その結果、金銭的な賠償を受けるか、相手が問題の製品の販売中止・回収等を行うことで問題が解決することが多いが、一方で、タイプフェイスに権利が無いことを理由に相手にされないことも多いようである。

2. フォントベンダーに生じている問題

自らが製作したフォントについて、そのデザインの盗用に関する問題が生じたことがあるとするフォントベンダーは4割に及び(41.7%)、その盗用の形態は、他者から似たフォントを販売される、複製フォントが出回る等のほか、全く同じ印刷結果となる別のフォントが他社から販売されることもある。また、契約上の問題については、デザイナーとの間で、販売しているフォントがタイプフェイスを盗用しているとの警告を受ける等して生じることもあるが、ユーザーとの間での、フォントの許諾範囲外での使用・許諾範囲を超える機器数での使用等の契約違反に係る問題の方が多い。これらフォントのデザインの盗用や契約上の問題の具体的な態様としては、フォントの海賊版の流通が挙げられていた。

フォントのデザインの盗用及び契約違反等の問題に対し、フォントベンダーは、警告状を發して抗議する等して対応し、その結果、金銭的な賠償を受けるか、相手が問題の製品の販売中止・回収等を行うことで問題が解決することが多いが、一方でタイプフェイスに権利が無いことを理由に相手にされないことも多い。なお、国内ヒアリング調査によると、フォントの海賊版の流通に対しては、(社)コンピュータソフトウェア著作権協会に対応を依頼しているフォントベンダーもあった。

3. ユーザーに生じている問題

ユーザーにおいては、フォントの使用に際し、警告を受ける等の問題が生じることはほとんどない。なお、フォントベンダーと結ぶフォントの使用許諾契約に関しては、その手続が煩雑であること、使用許諾範囲が不明確であること、フォントベンダーにより使用許諾範囲が異なるため個々のフォントの使用許諾範囲を確認することが煩雑であること、並びに、使用する機器やフォントの形式の変更及びハードウェアやソフトウェアのバージョンアップに伴い、同じフォントを使用するためにも新たな契約を要すること等に不満を持

っているようである。

V. タイプフェイス等に生じている問題

我が国におけるタイプフェイスの法的保護のあり方を検討するに際し、国内アンケート調査及び国内ヒアリング調査結果を基に、問題の当事者の関係をデザイナー、フォントベンダー又はユーザーという三つの立場（以下では、デザイナー及びフォントベンダーを総称し、「サプライヤー」とする場合もある。）と契約関係の有無に分類して整理し、委員会において、各領域におけるタイプフェイス等に関する問題の所在及びそれら問題に対してタイプフェイスの現行の法的保護に基づく解決のアプローチ、並びに、これら問題への対処を検討した。

1. 問題の所在と問題解決のアプローチ

(1) 契約関係のあるサプライヤーとユーザー間の問題

契約関係のあるサプライヤーとユーザー間の問題としては、①フォントの許諾範囲外の使用（商用使用を許諾していないフォントの商用使用等）、②フォントの許諾数を超えた使用（1台の端末での使用を許諾されたフォントを10台の端末へインストールする行為等）が挙げられるが、そもそもこれらは契約違反の問題であり、フォントの使用許諾契約の範囲を逸脱した使用を行った契約当事者に対して契約法上の責任を問うことが可能である。一方で、こういった契約違反が生じる要因として、フォントベンダーから提示される使用許諾内容がユーザーにとって把握し難いことが挙げられることから、フォントベンダー間において、フォント使用許諾契約内容のユーザーへの提示態様を標準化し、フォントの使用許諾内容等を確認しやすくすると共に、ユーザーにおける契約内容の遵守意識の向上を促すことで、問題解決に一定の効果が期待できると考えられる。

(2) 契約関係の無いサプライヤーとユーザー間の問題

契約関係のないサプライヤーとユーザー間の問題としては、フォントベンダーとユーザー間における、①デジタル・フォントの海賊版の流通等、②フォントの海賊版及び類似フォントの使用、また、デザイナーとユーザー間の③タイプフェイスのロゴ等への使用が挙げられる。

問題解決へのアプローチとして、①については、フォント・ソフトウェアの海賊版についてはプログラムの著作権を侵害するものとして著作権法に基づく対処が可能な場合もあ

る。また、海賊版の流通自体を阻止するために、フォントの動作と関連するソフトウェアやパソコン等の機器メーカーとの協働の下でフォントに係るコピープロテクト等をつけるといった技術的解決手段を講ずることで、問題解決に一定の効果が期待できると考えられる。

②については、類似フォントの流通自体の問題は現在少なく、また、この問題は、実際には、海賊版に若干の改変を加えることで類似フォントを作成し使用している場合が多いと考えられることから、フォントの海賊版の流通を防ぐことで、問題解決に一定の効果が期待できると考えられる。加えて、契約関係の無い者が海賊版及び類似フォントを使用することのないよう、デザイナーやフォントベンダーが啓もう活動を行うことも重要と考えられる。

③については、現在のタイプフェイスの法的保護に基づきデザイナーが対処することは難しいが、仮にタイプフェイスに新たな法的保護を与えとしても、一揃いのタイプフェイスに与えられるべき法的保護がその一部を使用するロゴ等にまで及ぶとすることは、ユーザーにおける円滑な文字の使用を阻害するおそれがあり、適切ではないと考えられる。

(3) 契約関係の無い競業者間の問題

契約関係のない競業者間の問題としては、デザイナー同士、フォントベンダー同士、又はデザイナーとフォントベンダー間での、①類似タイプフェイスの創作、②類似フォントの販売が挙げられる。国内アンケート調査結果においてこういった問題があると回答した者に対してヒアリング調査を行ったところ、これらの問題の実態は、ユーザーが許諾範囲外の使用をすることや、フォントのインストールされた機器からフォント・データの抜き出しを行い、海賊版のフォントを作成・流通させることであり、近年は、①及び②の問題はほとんど生じていないことが明らかとなった。

なお、現在生じている問題の多くについては、現在においても不法行為法又は不正競争防止法に基づく保護の可能性があることから、類似タイプフェイス・フォントの創作・販売という問題が少ないと考えられる現状において、これら現行の法的保護に加えて新たな法的保護の枠組みを作ることは必ずしも解決のアプローチとして効果的ではないとの指摘もあった。

2. 問題への対処

タイプフェイスに関しては、タイプフェイスの特性に基づく問題が少なく、委員会においては、現行法以上の新たな法的保護を与えるべき積極的な保護の必要性は、現時点においてははまだ十分明らかでないとの意見が多かった。

また、フォントに関する問題に対しては、複製可能な情報に関する使用許諾契約全般、あるいはプログラムや電子化された情報全般で生じている問題と同様であり、契約法及び現行知的財産法に基づく保護により対処したり、サプライヤーによる自助努力としての技術的解決手段を講じたりすることで、一定の問題解決が期待できるとの指摘があった。また、サプライヤーとエンドユーザー間におけるフォントの使用許諾範囲を逸脱した不正使用や海賊版の流通といった問題については、問題の規模及び数から現実的な対処可能性を検討する必要性はあるものの、契約の有無にかかわらず、プログラムに係る著作権違反に基づく対処の可能性等といった法律の土台はある程度そろっていることから、この点にタイプフェイスの新たな法的保護の必要性を見いだすべきでないとの意見があった。他方、タイプフェイス関連業界においては、タイプフェイスをフォント化する際に、デザイナーが「タイプフェイスは自らの創作物である」と主張し、デザイナーとフォントベンダー間において、商慣習としてそのタイプフェイスに関する何らかの利用許諾契約を締結しているが、この契約の客体であるタイプフェイスに明確な法的保護が無いことから、第三者によるタイプフェイスの侵害行為が生じた場合の対処方法について問題視しているとの意見があった。これに関しては、そのような懸念が具体的にどのような法的問題につながり、かつ、現行法による法的保護での対応の限界がどこにあるのかが依然不明であるとの意見があった。

VI. タイプフェイスに関する新たな法的保護の可能性

現時点において、タイプフェイスの特性に基づく問題は明らかではない。しかしながら、委員会においては、タイプフェイスが知的財産であることについて異論はなかったことから、知的財産としてのタイプフェイスの特性に基づき、新たな法的保護のあり方について検討を行った。

1. 現行意匠法による保護の可能性

現行意匠法による保護の可能性についてであるが、タイプフェイスは、産業上利用するという実用的な観点から創作されるものであるから、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的とする意匠法の保護対象とすることについて検討する余地はある。

しかしながら、我が国の現行意匠法によるタイプフェイスの保護については、意匠権の性質や意匠法の保護要件といった意匠制度の枠組み及び権利のあり方の根幹にかかわる部分においてなじまない点がある。すなわち、タイプフェイスは、文字文化内での共通認識に基づき創作されることから、実用性の高いものほど既存の文字に類似してしまう性質が

あるところ、意匠権のように類似する意匠にまで権利が及び、さらに、侵害時に過失があったものと推定されると、特に実用的なタイプフェイスの開発を萎縮させる可能性が高く、意匠法の目的と相反するおそれがある。さらに、タイプフェイスは物品性の無い文字の形状であり、また、事業を営む上だけでなく日常生活でも様々な用途に利用されるものであるため、仮に、登録意匠とこれに類似する意匠を業として実施する排他的独占権である意匠権を無体物であるタイプフェイスに与えた場合、その権利は著しく広い範囲にまで影響することとなり、物品に係る意匠権に比べて強すぎる権利となり、これら権利間でのバランスを欠くだけでなく、円滑な情報伝達を阻害するおそれがある。さらに、実務面においても、タイプフェイス関連業界でさえタイプフェイスの類否判断の手法や基準が確立していない現状で、意匠制度で保護した場合にどのようにして新規性や創作非容易性について審査を行うのか、また、侵害時にどのようにして類否判断を行うのかという点等の多くの懸念が示された。

新たにタイプフェイスを意匠法における保護対象とするためには、タイプフェイスにのみ適用される特別な規定を設けるか、意匠制度を抜本的に見直す必要があるが、現在タイプフェイスの特性に基づく問題が明確ではないこと、また、意匠制度を改正した場合に意匠制度利用者全体に与える影響及びタイプフェイスの創作・流通に与える影響を考慮すると、タイプフェイスを保護するためにのみ直ちに意匠法を抜本的に改正することは、現時点では考えられない。

2. 新たな法的保護のあり方

委員会においては、意匠法をはじめ、現在の知的財産法制度にはタイプフェイスの保護になじまない部分があることから、既存の知的財産法制度の枠組みを離れて、新たな保護制度によりタイプフェイスに保護を与える場合の法的保護のあり方についても、その法的保護の目的、保護を受けるための形式的及び実体的要件、並びに、タイプフェイスに与える法的保護の範囲等について検討を行った。

しかしながら、情報伝達の媒介である文字を基本にしたタイプフェイスに何らかの法的保護を与えることは、その法的保護の範囲によっては、産業界のみならず一般の国民の生活にまで影響を及ぼす可能性があることから、タイプフェイスの活用を萎縮させない制度を創設せねばならず、どのような法的保護を与えるかについては、具体的な問題に沿って慎重に検討する必要がある。したがって、タイプフェイスの特性に基づく問題が必ずしも明確でない現状では、新たな法的保護の枠組みを創設するために、その保護のあり方を一つに定める上で慎重に検討せねばならない課題が数多く残っており、新たな法的保護をタイプフェイスに与えることは現時点では時期尚早である。このため、委員会では、タイプフェイスの特性を踏まえて、新たな法的保護のあり方についての論点を整理することとし

た。将来、タイプフェイスの特性に基づく問題が顕在化した場合に、タイプフェイスの新たな法的保護の必要性が検討されることが考えられるが、その際に、本委員会で検討した事項が、その問題解決に必要な措置を採るための一つの土台となることを期待する。

はじめに

デジタル化の進展に伴い、各種メディアにおけるタイプフェイスの重要性が高まっている。タイプフェイスの創作には一定の労力とコストを要する一方で、印刷物等から容易に模倣することができるため、創作者側から、何らかの法的保護のニーズがある。しかしながら、「知的財産推進計画2007」にも指摘されているとおり、現在の著作権法の解釈では、プログラム等に具現化されないタイプフェイス自体の著作物性は認められておらず、現行の知的財産法制度においてタイプフェイスの保護を明文化した規定は無いことから、タイプフェイスの適切な保護のあり方については検討に値する。

このような情勢を背景に、昨年度、特許庁からの委託を受けて実施した「諸外国におけるタイプフェイスの保護の現状と問題点に関する調査研究」（以下「平成18年度調査研究」という。）において、我が国及び諸外国における知的財産法制度を中心としたタイプフェイスの法的保護の現状について調査を行った。この平成18年度調査研究により、我が国においては現行法により保護されるタイプフェイスの範囲が限定的であること、また、海外においてはタイプフェイスの保護を認める根拠法制があるものの裁判事例が極めて少ないことが明らかとなった。

この結果を踏まえて、本調査研究は、改めて特許庁からの委託を受け、タイプフェイスの取引の実態と課題を把握・整理した上で、タイプフェイスに関する問題や知的財産法制度の下での保護の必要性について議論を行い、我が国におけるタイプフェイスの保護のあり方についての今後の方向性について検討を行ったものである。

タイプフェイスは情報伝達の媒介である文字を基本とするものであり、タイプフェイスに何らかの法的保護を与えた場合、その影響は広範に及ぶ可能性があることから、タイプフェイスの保護のあり方については、タイプフェイスの特性を考慮しながら、今後も慎重な検討が必要とされるが、本報告書に掲載されている調査・分析が様々な場面に有効に活用されることを期待すると共に、更なる検討のための一助となれば幸いである。

最後に、本調査研究の遂行に当たり、ご指導・ご協力いただいた委員の方々を始め、アンケート調査及びヒアリング調査にご協力いただいた個人、企業、団体、省庁等の関係各位に対して、この場を借りて深く感謝申し上げます次第である。

平成20年3月

財団法人 知的財産研究所

タイプフェイスの保護のあり方に関する調査研究委員会 名簿

委員長

鈴木 將文 名古屋大学大学院 法学研究科 教授

委員

石田 健 (社)日本印刷産業機械工業会 デジタル部会 副部会長
(株)モリサ 常務取締役)

奥田 哲史 (社)コンピュータソフトウェア協会 法務・知財委員会 委員
(ウイングアーク テクノロジーズ (株) 管理本部 法務部 マネージャー)

葛本 京子 NPO 法人日本タイポグラフィ協会 知的財産権委員会 委員長
(株)視覚デザイン研究所 代表取締役)

香原 修也 日本弁理士会 意匠委員会 委員長
(特許業務法人 香原・藤田特許事務所 弁理士)

後藤 真人 (社)電子情報技術産業協会 法務・知的財産権委員会
デザインの法的保護タスクフォース 委員
(三菱電機(株)本社 知的財産センター 特許技術部
IP 第3グループ 担当課長)

須崎 正士 (社)情報サービス産業協会 経営委員会 法制度部会 委員
(株)野村総合研究所 知的財産部 上級専門職(弁理士))

茶園 成樹 大阪大学大学院 高等司法研究科 教授

平嶋 竜太 筑波大学大学院 ビジネス科学研究科 企業法学専攻 准教授

牧野 利秋 ユアサハラ法律特許事務所 弁護士・弁理士
(第2回～第4回委員会は、花井 美雪 弁護士が代理)

水谷 直樹 水谷法律特許事務所 弁護士・弁理士

山川 純之 日本印刷産業連合会 知的財産権研究会 座長
(大日本印刷(株) 知的財産本部 ライセンス部 シニアエキスパート)

山本 圭一 日本知的財産協会 意匠委員会 委員長
(キヤノン(株) 知的財産法務本部 契約・渉外センター
商標・意匠部 意匠・著作権課 専任主任)

オブザーバー

間庭 典之	特許庁 総務部 総務課 工業所有権制度改正審議室 室長
亀山 慎之介	特許庁 総務部 総務課 工業所有権制度改正審議室 審議企画班長
西田 英範	特許庁 総務部 総務課 工業所有権制度改正審議室 審議企画係長
大峰 勝士	特許庁 総務部 総務課 工業所有権制度改正審議室
榊 陽子	文化庁 長官官房 著作権課 法規係
望月 孝洋	経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室 不正競争防止専門官
鈴木 晴光	経済産業省 製造産業局 産業機械課 課長補佐
浜中 信行	経済産業省 商務情報政策局 参事官室付
青田 優子	経済産業省 商務情報政策局 文化情報関連産業課 係長
三井 麻矢	特許庁 総務部 総務課 企画班
藤澤 崇彦	特許庁 審査業務部 意匠課 意匠制度企画室
西幹 真一郎	日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会 副委員長 (株)ゼンソ 管理本部 法務部 マネージャー)
富山 由美子	(社)電子情報技術産業協会 知的基盤部 法務・知財グループ長

事務局

中塚 智子	財団法人 知的財産研究所 研究員
稲林 芳人	財団法人 知的財産研究所 主任研究員
青木 博文	財団法人 知的財産研究所 統括研究員
桂 正憲	財団法人 知的財産研究所 研究第二部長

目 次

要約

はじめに

委員会名簿

I.	序	1
1.	本調査研究の目的	1
2.	本調査研究の実施方法	1
(1)	国内アンケート調査・国内ヒアリング調査	1
(2)	海外ヒアリング調査	2
(3)	委員会による検討	2
II.	タイプフェイスの特性	3
1.	語句の定義	3
2.	タイプフェイスの創作・流通の概要	5
(1)	タイプフェイスの創作	5
(2)	タイプフェイス・フォントの創作の流れ	5
(3)	タイプフェイス等の創作・流通における取引	7
(4)	タイプフェイスの文字の形状の特性	7
(5)	タイプフェイスにおける文字等の集合の特性	8
III.	タイプフェイスの現在の法的保護	13
1.	我が国におけるタイプフェイスの法的保護	13
(1)	タイプフェイスの著作権法による保護	13
(2)	タイプフェイスの不法行為法による保護	14
(3)	タイプフェイスの不正競争防止法による保護	15
(4)	タイプフェイスの契約による保護（契約関係がある場合）	16
(5)	デジタル・フォントのプログラム著作権による保護	16
(6)	タイプフェイスの法的保護に関する学説の見解	17
2.	諸外国におけるタイプフェイスの法的保護の実態	19
(1)	米国におけるタイプフェイス保護の実態	19
(2)	欧州におけるタイプフェイス保護の実態	25
(3)	韓国におけるタイプフェイス保護の実態	31

IV.	タイプフェイスを取り巻く状況	37
1.	タイプフェイスの創作及びフォントの製作の現状	38
(1)	タイプフェイスの創作書体数	38
(2)	タイプフェイスの創作の現状	38
(3)	フォントの製作の現状	39
2.	タイプフェイス等に関する契約の現状	39
(1)	デザイナーとフォントベンダー間の契約	39
(2)	フォントベンダーとユーザー間の契約	40
3.	タイプフェイス等に生じている問題	41
(1)	デザイナーに生じている問題	41
(2)	フォントベンダーに生じている問題	44
(3)	ユーザーに生じている問題	47
4.	タイプフェイスの法的保護に関する認識	48
(1)	タイプフェイス又はフォントの契約に関する問題の有無	48
(2)	タイプフェイスの新たな法的保護に対する要望	49
(3)	タイプフェイスの法的保護を望む者が求める権利の内容	50
(4)	タイプフェイスの法的保護につき現行法の改正に関する要望	51
(5)	タイプフェイスの類否判断	53
(6)	タイプフェイスの類否判断を行う者	54
V.	タイプフェイス等に生じている問題	55
1.	問題の分析の手法	55
2.	タイプフェイス等に生じている問題の分析	56
(1)	契約関係のあるサプライヤーとユーザー間の問題	56
(2)	契約関係の無いサプライヤーとユーザー間の問題	58
(3)	契約関係の無い競業者間の問題	60
3.	問題への対処	62
VI.	タイプフェイスに関する新たな法的保護の可能性	64
1.	現行意匠法による保護の可能性	64
(1)	意匠法の目的とタイプフェイスの法的保護	64
(2)	タイプフェイスの特徴と現行意匠法の考え方の比較	65
(3)	その他の留意点	68
(4)	意匠法改正によるタイプフェイス保護の可能性	68
2.	新たな法的保護のあり方	69

（１）	新たな法的保護の目的	71
（２）	保護を受けるための形式的要件	72
（３）	保護を受けるための実体的要件	74
（４）	タイプフェイスの新たな法的保護の内容	76
おわりに		78
資料編		81
資料Ⅰ	国内アンケート調査票	85
資料Ⅱ	国内アンケート調査結果	125
資料Ⅲ	タイプフェイス・フォント関連裁判例	195
資料Ⅳ	参考文献一覧	219

本報告書は、事務局が執筆した。

本調査研究の進行及び本報告書の作成に当たっては、特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室 間庭典之室長、亀山慎之介審議企画班長、西田英範審議企画係長、大峰勝士氏の各氏から、多大なご協力をいただいた。

また、海外ヒアリング調査に当たっては、以下の方々にご協力いただいた。

<米国>

Charles A. Rademaker (Industrial Designs, Technology Center 2900, United States Patent and Trademark Office (以下「USPTO」という。))

Joel A. Sincavage (Design Practice Specialist, Technology Center 2900, USPTO)

Karin L. Ferriter (Patent Attorney, Office of International Relations, USPTO)

Prof. William T. Fryer, III (University of Baltimore School of law)

山口 洋一郎氏 (米国弁護士・パートナー、Rader, Fishman & Grauer PLLC)

中嶋 知子氏 (米国弁護士、Rader, Fishman & Grauer PLLC)

Frank J. Martinez Esq. (The Martinez Group PLLC)

Jeffrey H. Kaufman Esq. (Oblon, Spivak, McClelland, Maier & Neustadt P.C.)

Christopher D. Ward Esq. (Oblon, Spivak, McClelland, Maier & Neustadt P.C. (現在はDitthavong Mori & Steiner, P.C.に所属。))

Kyoko Imai Esq. (Oblon, Spivak, McClelland, Maier & Neustadt P.C.)

Mr. John D. Berry (President, Association Typographique Internationale (以下「A.Typ.I」という。) / editor & typographer)

Mr. Matthew Carter (Founder, Carter & Cone Type Inc.)

Mr. Sumner Stone (Founder, Stone Type Foundry Inc.)

Mr. Kaz Kazenske (Senior Director, IP&L - Patent Group, Microsoft Corporation)

Mr. Andy Sanders (Senior Attorney, LCA, Intellectual Property & Licensing, Microsoft Corporation)

Mr. Simon Daniels (Lead Program Manager for Fonts, Microsoft Corporation)

Mr. Thomas W. Phinney (Product Manager, Fonts & Global Typography, Adobe Systems Incorporated)

Mr. Allan Haley (Director of Words & Letters, Monotype Imaging Inc.)

<欧州>

Dr. Alexander von Mühlendahl (Bardehle Pagenberg Dost Altenburg Geissler)

Julian Friedrich Wachinger Esq. (Roetzer Wachinger Zoebisch Haas)

Michael Zoebisch Esq. (Roetzer Wachinger Zoebisch Haas)

Gino van Roeyen Esq. (Banning Advocaten)

Thomas Berendsen Esq. (Banning Advocaten)

Mr. Jean François Porchez (Honorary President, A.Typ.I / Founder, Porchez Typofonderie)

河野 英一氏 (グラフィックデザイナー)

小林 章氏 (Type Director, Linotype GmbH)

Mr. Otmar Hoefler (Director Font Marketing, Linotype GmbH)

Ms. Petra Weitz (Managing Director, FontShop International GmbH)

Mr. Yves Peters ([typo]graphic designer and writer on type)

<韓国>

Lee, Sang-Young 氏 (Deputy Director, Trademark & Design Examination Policy Team, Korean Intellectual Property Office (以下「KIPO」という。))

Lee, Dae-Sup 氏 (Deputy Director, Trademark & Design Examination Policy Team, KIPO)

Jeon, Seung Chul 氏 (Deputy Director/Examiner, International Property Protection Team, KIPO)

Kwon, Young-Joo 氏 (Examiner, Design Examination Team I, KIPO)

高 利化氏 (弁理士、金・張 法律事務所)

李 竣瑞氏 (弁理士、金・張 法律事務所)

Park, Myoung-Sup 氏 (Group Executive, Business Solution Group, NEEDSLINE Co., Ltd)

Kim, Sung-Nam 氏 (Partnership & Marketing Director, Font Matrix Design Group, FONTRIX)

Yoon, Jue-Hyun 氏 (Typeface Design Team, Font Matrix Design Group, FONTRIX)

Kim, Joon-Gang 氏 (CEO, BlueF)

I. 序

1. 本調査研究の目的

デジタル化の進展に伴い、各種メディアにおけるタイプフェイスの重要性が高まっている。タイプフェイスの創作には一定の労力とコストを要する一方で、印刷物等から容易に模倣することができるため、創作者側から、何らかの法的保護のニーズがある。しかしながら、「知的財産推進計画2007」にも指摘されているとおり¹、現在の著作権法の解釈では、プログラム等に具現化されないタイプフェイス自体の著作物性は認められておらず、現行の知的財産法制度においてタイプフェイスの保護を明文化した規定は無いことから、タイプフェイスの適切な保護のあり方については検討に値する。

このような情勢を背景に、平成18年度に実施した「諸外国におけるタイプフェイスの保護の現状と問題点に関する調査研究」（以下「平成18年度調査研究」という。）において、我が国及び諸外国における知的財産法制度を中心としたタイプフェイスの法的保護の現状について調査を行った。この平成18年度調査研究により、我が国においては現行法により保護されるタイプフェイスの範囲が限定的であること、また、海外においてはタイプフェイスの保護を認める根拠法制があるものの裁判事例が極めて少ないことが明らかとなった。

この結果を踏まえて、本調査研究は、タイプフェイスの取引の実態と課題を把握・整理した上で、タイプフェイスに関する問題や知的財産法制度の下での保護の必要性について議論を行い、我が国におけるタイプフェイスの保護のあり方についての今後の方向性について検討を行ったものである。

2. 本調査研究の実施方法

(1) 国内アンケート調査・国内ヒアリング調査

タイプフェイスの創作・取引の実態及びタイプフェイスの模倣等の問題を把握するため、我が国におけるタイプフェイスの創作者及びユーザー等約1,000社（個人を含む）を対象としたアンケート調査を行った。また、アンケート調査において、タイプフェイスに関連する問題が生じたことがあると回答のあった創作者及び企業を中心に約20社（個人を含

¹ 「知的財産推進計画2007」46頁（知的財産戦略本部、2007年5月31日）に、以下の記載がある。
「第2章 知的財産の保護 I. 知的財産の保護を強化する 5. 知的財産権制度を強化する

（4）タイプフェイスの保護を強化する

デジタル化の進展に伴い、各種メディアにおけるタイプフェイス（書体デザイン）の重要性が高まっているが、現在の著作権法の解釈では、プログラム等に具体化されないタイプフェイス自体の著作物性は認められていない。

2007年度も引き続き、タイプフェイスに関する保護の在り方について検討し、必要に応じ適切な措置を講ずる。

（経済産業省）」

む) を選択の上、訪問又は電話によるヒアリング調査を実施し、より詳細なタイプフェイスの創作・取引並びに問題の実態を把握することで、本調査研究の検討の基礎とした。この調査結果は第Ⅳ章に掲載している。

(2) 海外ヒアリング調査

海外におけるタイプフェイスの法的保護の実務運用の実態や模倣等の問題の現状を調査するため、米国、欧州（イギリス、ドイツ、フランス、オランダ）及び韓国の、関係官庁、学識経験者、法律事務所、タイプフェイス創作者及びタイプフェイス関連企業等に対し、ヒアリング調査を行った。この調査結果は第Ⅲ章第2節に掲載している。

(3) 委員会による検討

本調査研究に関して専門的な視点からの検討・分析を行うために、13名の有識者から成る委員会を設置し、平成18年度調査研究の結果、国内アンケート・ヒアリング調査結果及び海外ヒアリング調査結果を踏まえ、6回の委員会の中で、以下の事項について議論を行い、我が国におけるタイプフェイスの保護のあり方について一定の方向性を得るべく検討した。

(i) タイプフェイスに係る課題と法的保護の必要性

タイプフェイスの複製や模倣等の問題の現状及びこれらの問題により創作者が被っている損害の実態等といったタイプフェイスに係る課題を明確化した上で、知的財産法制度の下でタイプフェイスに現行法以上の新たな法的保護を与える必要性につき、その保護が他の産業へ及ぼす影響も踏まえつつ検討した。

(ii) 具体的な対応策

タイプフェイスに係る課題を解決するための具体的な対応策について検討した。

本報告書は、我が国におけるタイプフェイスの保護のあり方について、以上の結果をまとめたものである。

II. タイプフェイスの特性

1. 語句の定義

本報告書においては、特に断りのない場合、タイプフェイスに関連する語句を以下のよう
に定義する²。

- ・字形

「字形」とは、文字単位の具体的な文字の形状をいう。

- ・字体

「字体」とは、文字の骨格であって、文字を視覚的に認識するための概念をいう。

- ・タイプフェイス

「タイプフェイス」とは、形状に関するあるコンセプトに従い創作された一揃いの文字等
をいう。無体物であるので、印刷・表示等に用いる場合は、機器に合わせてフォ
ント化して使用する。一般的には、「書体」を指す。

- ・フォント

「フォント」とは、タイプフェイスを、主に印刷や表示をする機器で使えるようにし
たものをいい、写真植字機で用いられる写植盤のようなアナログ・フォント、電子計

² 「日本工業規格 標準情報(TR) TR X 0003:2000『フォント情報処理用語』」では、フォント情報処理用語を以下の
とおり規定している。(番号の右に星印"*"が付いている用語の対応英語は、ISO TR 9544:1988 等の国際規格から引用さ
れたものであり、星印"*"が付いていない用語の対応英語は参考として付されたものである。)

番号	用語	定義	対応英語
01.02	字体	漢字の骨格であって、視覚的認識のために他と明確に区別できる特徴を備えている。	abstract letter shape
01.04	字形	文字の骨格に対して、筆法、意匠などに基づく処理を施した結果の実際の文字可視化表現。	letter form
01.05*	書体	表示などに使用するため、統一的なコンセプトに基づいて作成された、一組の文字などの意匠。	Typeface
01.06*	フォント	ある書体でデザインされた字形の集合(略)。	font
01.06.01	アナログフォント	活字、文字盤などのフォント。	analogue font
01.06.02	デジタルフォント	デジタルデータとして記録されたフォント。	digital font

また、「タイプフェイスの保護及びその国際寄託に関するウィーン協定 (Vienna Agreement for the Protection of Type Faces and their International Deposit as signed at Vienna on June 12, 1973)」では、「タイプフェイス」を以下のとおり定義している。((財)知的財産研究所試訳)

第二条 この協定及び規則の適用上、

(i) 「タイプフェイス」とは、次のデザインの集合のことをいう。

(a) アクセント記号及び約物のような付属物を伴った文字並びにアルファベット

(b) 数字並びに慣用記号、シンボル及び科学記号のようなその他の図形的記号

(c) 飾罫、花飾り及び絵文字のような装飾物

これらは、あらゆる画像処理技術を用いて文章を組むための手段を与えることを意図している。「タイプフェイス」には、純粋な技術的制限によって形状の決まるタイプフェイスは含まない。

算機で用いられるデジタル・フォントがある。

(参考) 字形と字体の違い

あ あ あ あ あ あ あ あ あ あ あ あ あ あ あ

上記の文字群は、それぞれ具体的な文字の形状が異なっている。この場合、上に示した文字はすべて「字形」が異なる。

一方、これらの文字はすべて平仮名の「あ」として視覚的に認識できる。この認識の基となる、文字文化の中で共有している線や点の組み合わせに関する概念を「字体」という。なお、平仮名の「あ」について、第2画目の終わりが突き出していない場合や、第3画目の始めが突き出していない場合であっても「あ」として認識ができることから分かるように、「字体」の概念はある程度のあいまいさを有している。

「字形」と「字体」を用いて上記の文字群を表現すると、「一つの字体に基づく、異なる字形の」文字群であるといえる。

2. タイプフェイスの創作・流通の概要

知的財産法制度の下でタイプフェイスに現行法以上の新たな法的保護を与えることの必要性を検討するに当たって、そもそも、タイプフェイス自体を知的財産ととらえて、知的財産法の領域での法的保護を検討することが妥当なのかという問題がある。この問題を検討するに先立ち、本節では、タイプフェイスの特性として、タイプフェイスの創作及び流通の概要や文字等の集合から成るタイプフェイスの特性について整理を行っておく。

(1) タイプフェイスの創作

タイプフェイスは、印刷・表示等により、効率よく情報を伝達するという実用目的のために創作される。なお、タイプフェイス自体を印刷・表示等に用いることはできないため、創作の目的を果たすためには、タイプフェイスを基に、印刷機器・表示機器で用いるためのフォントを製作する必要がある。すなわち、タイプフェイスは、印刷・表示等により、効率よく情報を伝達するために利用するフォントを製作するために創作するものといえる。

(2) タイプフェイス・フォントの創作の流れ

タイプフェイス及びフォントの創作の流れについて、現在主流であるデジタル・フォントの製作の工程に基づき、図1に整理した。

新たなフォントの企画に基づき、字体及び字形に関する基本コンセプトが決定された後、手書き又は電子計算機上でそのコンセプトに沿った原字³を作成する。それらの原字を必要に応じてデジタル・データ化した後、様々な文字の組み合わせを出力し、個々の文字の形状や位置関係について修正を加え、フォント化するための情報をそろえる。このように修正されたデータを、フォント化する規格（活字、写真植字機用文字盤、オープンタイプフォント⁴等）に応じて変換し、商品としての検査後、フォントとして完成し、公表・販売される。

多くのフォントベンダーにおいて、この一連の創作の流れの中で、横組み及び縦組みで実際に文章を組んだ際に、個々の文字や文字間でのデザインのバランスが取れているかについて検査し修正を加えることに、最も労力が掛かっている。これは、フォントにおいて、個々の字形の美しさだけでなく、実際に文章を組んだ際の読みやすさやバランスの良さで、製品としての価値が決まるためである。

³ 「日本工業規格 標準情報(TR) TR X 0003:2000『フォント情報処理用語』」において、「原字 (06.02)」とは、「書体設計者が作成した文字図形。」「Artwork」と規定されている。

⁴ OpenType Font. Adobe Systems 社と Microsoft 社が共同開発したフォントファイル形式の一つである (IT用語辞典 (<http://e-words.jp/>) 参照。)

タイプフェイス・フォントの創作の流れ

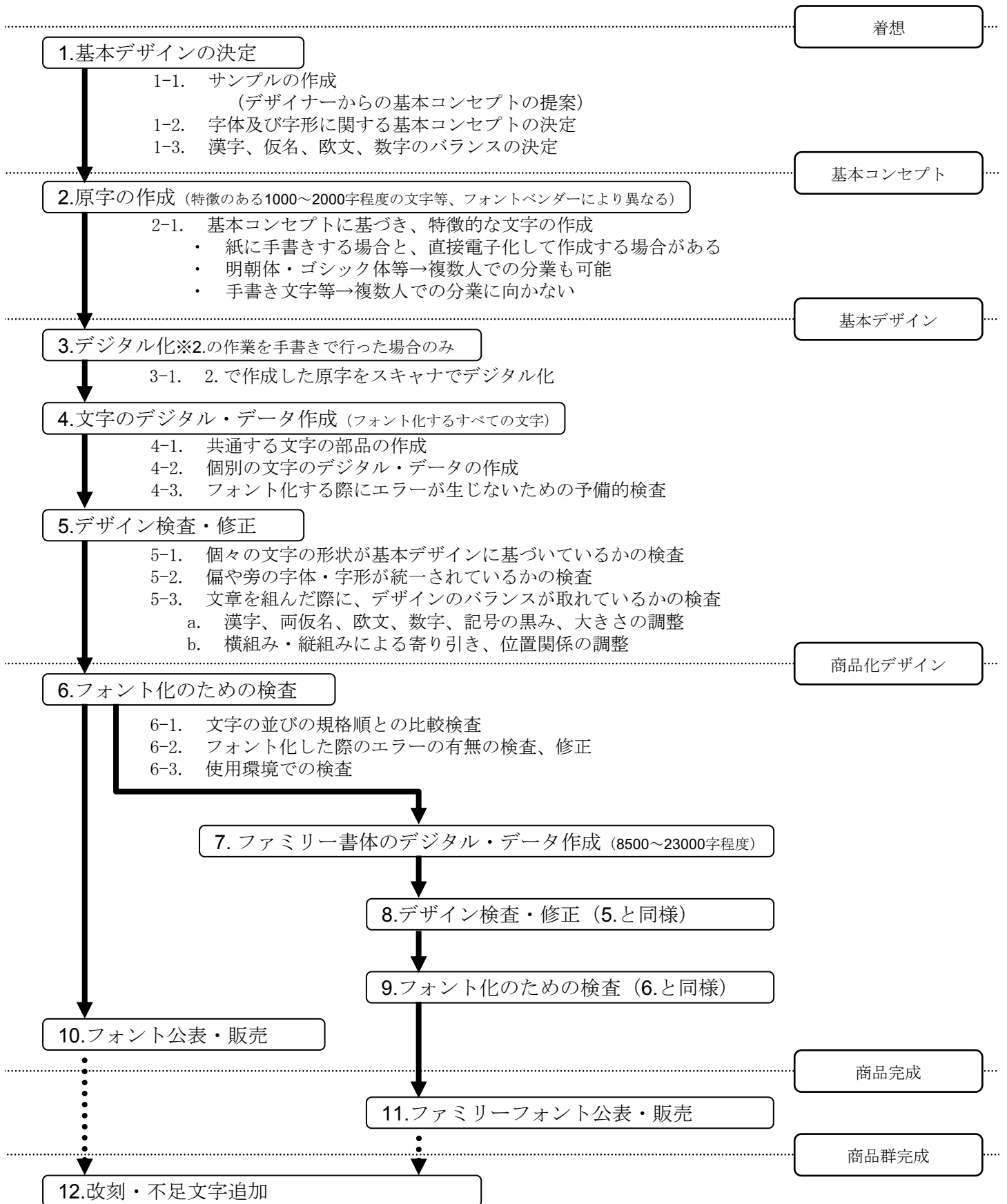


図1. タイプフェイス・フォントの創作の流れ (事務局作成)

(3) タイプフェイス等の創作・流通における取引

(i) デザイナーとフォントベンダー間の契約

デザイナーとフォントベンダーは、図1の「1. 基本デザインの決定」又は「2. 原字の作成」の段階で契約を結ぶ。その契約において、デザイナーはフォントベンダーに対し、対象となるタイプフェイスの字体及び字形に関する基本コンセプト（文字のエレメント⁵、懐の広さ等）やサンプル文字を提供した上で、それらのタイプフェイスをフォント化することを許諾する。また、図1に示す「2. 原字の作成」～「6. フォント化のための検査」の工程に係る作業をデザイナーとフォントベンダーとで協働して行うという労務の提供を伴うことが一般的である。なお、デザイナーとフォントベンダーが協働して行う工程は、基本となる文字及び形状が特徴的な文字等について、まず、デザイナーが基本となる文字及び形状が特徴的な文字等についてある程度の数の文字を創作し、次に、フォントベンダーにおいて作業を行う者がそれら基本となる文字及び形状が特徴的な文字を要素毎に分解し、それらを組み合わせる等してその他の必要な文字を創作し、一揃いの文字が創作された後、最終的に、デザイナーが全体を通じて文字の形状が基本コンセプトに基づいているかを確認し、必要な修正を行うという形式で行われることが多い。

(ii) フォントベンダーとユーザー間の契約

フォントベンダーとユーザーは、図1の「10. フォント公表・販売」又は「11. ファミリーフォント公表・販売」の段階で契約を結ぶ。その契約は、一般的に、フォントを客体として、フォントベンダーが許諾する範囲でユーザーにおける対象フォントの使用を認めるものであり、直接的にタイプフェイスを契約の客体としたものではない⁶。

(4) タイプフェイスの文字の形状の特性

タイプフェイスの個々の文字の形状は、字体及び字形を構成する要素について、文字文化内の共通認識及びヒトの生理的な知覚機能に基づき、複数の図形パターンの中から文字

⁵ 「日本工業規格 標準情報(TR) TR X 0003:2000『フォント情報処理用語』」において、「エレメント (07.24)」とは、「字形を構成する要素。」「element」と規定されている。

⁶ 近年、幾つかのフォントベンダーにおいては、ユーザーが契約した台数の端末に限り、一定の期間、そのベンダーの提供するすべてのフォントを利用できる契約形態を採ることがある。このような契約においては、そのベンダーが同じタイプフェイスに基づく複数の形式のフォントを提供している場合、ユーザーはそのいずれの形式のフォントをも使用できることから、タイプフェイスを客体とした契約であるとも考えられる。しかし、多くのフォントに関しては、その形式が変わるたびに、フォントベンダーとユーザー間とで新たな契約を結び直す必要がある。

として認識できる範囲という制約の中で創作することが求められる⁷。このため、特に実用性の高いタイプフェイス相互間には類似性が生ずる⁸と考えられる。

また、文字の読みやすさを決めるのは、字形に対する慣れであり、読者の習慣や視覚の馴致であるという指摘もある⁹。例えば、我が国において、明朝体やゴシック体を読みやすいと感じるのは、活字の普及の始まった明治時代以降、様式化されたこれらの書体が様々な書物や文書に繰り返し用いられた結果、我が国の多くの者にとって読み慣れた書体となったことに起因すると考えられる。したがって、タイプフェイスの文字の形状については、他の一般的な工業製品とは異なり、新規に創作されたもののみならず、従来から存在するものであっても読みやすいものは価値が高く、価値の高さにある程度普遍性があるといえる¹⁰。なお、読みやすいタイプフェイスを創作するために、既存のタイプフェイスを参考にして新たなタイプフェイスを創作するだけでなく、既存のタイプフェイスを加工することで新たなタイプフェイスを創作することも行われている¹¹。

(5) タイプフェイスにおける文字等の集合の特性

(i) タイプフェイスにおける文字等の「一揃い」

タイプフェイスは「一揃い」の文字等からなる。しかしながら、この「一揃い」の文字等を構成する記号や漢字の文字数については、実用的な目的（例えば、日本工業規格）や文化的な目的（例えば、教育漢字や常用漢字）に基づき適宜定められる。また、いったんフォント化され、一揃いの文字等が定まった後も、不足文字が追加されること等により文字等が増減する。

さらに、印刷のために文章を組む際には、文章に変化を付けるために、仮名文字や欧文文字といった字種毎に用いるフォントを変える、いわゆる「混植」が以前より用いられて

⁷ 田村善之『著作権法概説〔第2版〕』38頁（有斐閣、2001年）は、「書体である以上、当然、採らなければならない形というものがあられるのだから、創作性を認めることができる範囲というものも限られてくる。」としている。

⁸ 半田正夫『転機にさしかかった著作権制度』84-85頁（一粒社、1994年）は、「タイプフェイスは漢字、仮名、さらには記号という言葉を表すものであり、文字自身は万人共通のものであって、だれがみても同一の文字として理解されなければならない、それゆえに性質上基本的な変更を許さないものであるから、タイプフェイス相互間においても著しい類似性が生ずるのは当然であり、その装飾性のゆえに際立って他のものとおもむきを異にするタイプフェイスはかえって実際にタイプフェイスとして機能することはないといわなければならない。」としている。

⁹ 片塩二郎「あの一〇年、その一〇年、この一〇年 普遍のタイポグラフィ街道の十字路に佇む」アイデア 53巻4号247頁（2005年）は、「文字活字とはやはり人工物的一种であって、本来けっして読みやすいものではありません。つまり書物の読みやすさをきめるのは、読者の書体にたいする馴れなのです。読者はもともとよく読んできた書体を、もともと読みやすい書体だと判断します。このように可読性とは、読者の習慣や視覚の馴致と関係します。」と指摘している。

¹⁰ 例えば、活字文化の初期である明治時代に発売された「秀英体」は、今もなお新規な書体と同程度の価格で販売されており、実用品としての競争力を有している。

¹¹ 「文字に生きる」編纂委員会編「文字に生きる<51~60>」38頁（写研、1985年）によると、「“オクワキ造作文字”は、グラフィックデザイナーの奥脇吉光氏が、写研の新聞特太ゴシックをカッターで切って作り出した書体である。（略）写植書体をカッター等で切ったり、ホワイトで修正するなどの手法自体は、以前から用いられていた。」とある。

いる。一つの文章に用いる漢字の中にゴシック体と筆書体を混在させると違和感が生じるが、異なる字種、例えば、ゴシック体の漢字に筆書体の平仮名を組み合わせた場合は、違和感がそれほど生じない¹²。このため、既存の漢字のフォントと混植して文字組みし、文章の印象に変化を付けることを目的とした仮名文字のみのフォントも存在する¹³。

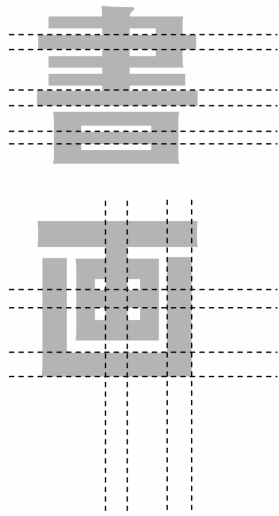
このように、タイプフェイスにおける文字等の「一揃い」とは、その文字数が使用目的等によって増減するものである。

(ii) タイプフェイスにおける文字等の「共通した特徴」

タイプフェイスはあるコンセプトに従い創作された一揃いの文字等であるが、客観的に見ると、その特徴は、一つのタイプフェイスを構成するすべての文字等で一貫しているわけではない。実用性の高いフォントを製作するため、デザイナーは、例えば漢字においては、可読性を上げ、また、同じエレメントを持つ漢字において違和感が生じないように、個々の文字においても縦線・横線の幅を変えたり（図2）、傍の幅に合わせて偏の幅を変えたり（図3）、冠の形状に合わせて脚の形状を変える（図4）。また、他の字との違いが分かるよう、似た字の相互の違いを強調したり（図5）、錯視を補正したり（図6）する。これらの修正の結果、タイプフェイスは、デザイナーの基本コンセプトに従い創作された一揃いの文字等ではあるものの、客観的に細部を観察すると、その形状の特徴には、基本コンセプトの範囲内で、一定の決まりに基づく例外的処理が少なからず含まれる。

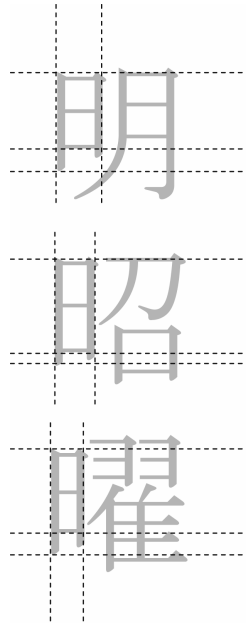
¹² ゴシック体の漢字に筆書体の平仮名を組み合わせた有名な例としては、ゴシック体の漢字にアンチック体という仮名を組み合わせたものがあり、昭和30年代初頭から漫画の吹き出しで一般的に用いられている（漫画の吹き出し書体の変遷については、「文字に生きる」編纂委員会編・前掲注11、19頁等を参照）。

¹³ （社）日本グラフィックデザイナー協会教育委員会編『VISUAL DESIGN 2 タイポグラフィ・シンボルマーク』35頁（六耀社、改訂新版、2004年）においても、「かなを変えるだけで、文字列のイメージが変わる。ひとつの漢字に対して、多くのかなのデザインが可能である。漢字は字種が多く、制作に労力と時間がかかることから、かなのバリエーションを多く制作する方法がよくとられている。」とされている。



DF特太ゴシック体96ポイントで作成

図2. 字画ごとの線幅の違い



MS 明朝96ポイントで作成

図3. 日偏の縦横比の違い



MS 明朝96ポイントで作成

図4. 冠の違いによる脚の形状の違い



ち(カタカナ) せん(漢数字) ほ(す)

MS ゴシック 96ポイントで作成

図5. 字体の近い字同士の差異



Arial Black 96ポイントで作成

図6. 錯視の補正

(iii) タイプフェイスの「完成」

タイプフェイスの創作の流れにおいて、どの時点をもってタイプフェイスの「完成」と客観的にとらえ得るのか、その判断は難しい。

まず、タイプフェイスは、基本コンセプトに基づき一揃いの文字等の形状が創作されることから、この基本コンセプトが決定された時点タイプフェイスの「完成」ととらえることが考えられる。しかしながら、この基本コンセプトはデザイナーのアイデアであり、具体的に特定することができず、この時点タイプフェイスの「完成」とはとらえ難い。

次に、フォント化する前段階のタイプフェイスの創作が終了した時点が考えられるが、フォント化する際に可読性・文字つぶれ・他の文字とのバランスを採る等の観点からタイ

プフェイスを構成する個々の文字等に修正を加える（この場合の修正も基本コンセプトに基づくものである。）ことが一般的であり、フォント化する前後ではタイプフェイスを構成する個々の文字の形状が微妙に異なってくることから、この時点タイプフェイスの「完成」ととらえることにも問題があろう。

さらに、フォントの製作が完了した時点が考えられるが、フォントが完成した後も、不足した文字が追加されること等があり得る上、改刻等で文字の形状自体も修正される可能性があることをかんがみると、この時点においても、完成とはいえない面も残されている。なお、一つのタイプフェイスを基にして複数のフォントベンダーがフォントを製作する場合においても、各フォントベンダーがタイプフェイスをフォント化する過程で、そのタイプフェイスにおける個々の文字に上述のような修正を加えるため、作成されたフォントにより具現化されたタイプフェイスは、各社により微妙に異なっている（図7参照）。この場合に、どの時点をもってタイプフェイスの完成とするかの判断の違いによって、一つのタイプフェイスを基に二つのわずかに異なるフォントが製作されたとも考えられるし、あるタイプフェイスを基に非常に類似した二つのタイプフェイスが創作されたとも考えられる。

このように、タイプフェイスは基本コンセプトに基づき創作するものではあるが、その基本コンセプトが定まった段階でも、また、その基本コンセプトに基づきタイプフェイスが具現化された段階でも、タイプフェイスの創作が完了したとはいえず、いつの時点をもって創作が完了したかについて客観的に定めることは難しい。

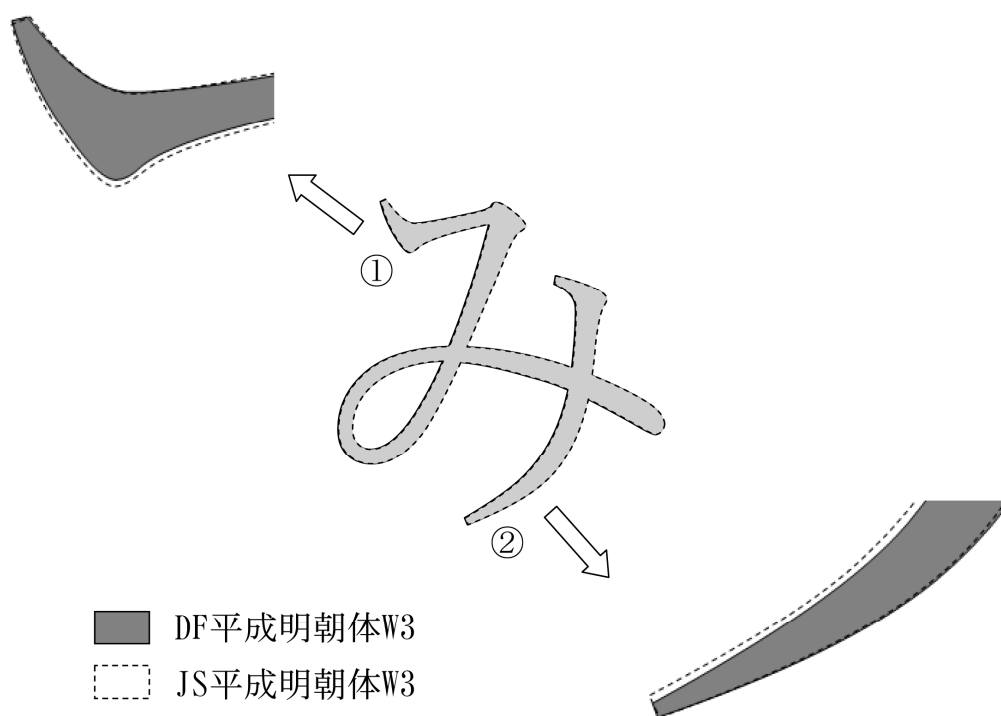


図7. 2種類の平成明朝体W3の形状の違い

同じ「平成明朝体」であっても、フォント化される会社により、違いが生じている。実線はDF平成明朝体W3、破線はJS平成明朝体W3で、それぞれ500ポイントに拡大して重ね合わせた。第1画の入りの形状で、DF平成明朝体W3に比べJS平成明朝体W3の方が若干ふっくらしている（図中①）ほか、第3画の下方のカーブにおいて違いが生じている（図中②）。

Ⅲ. タイプフェイスの現在の法的保護

1. 我が国におけるタイプフェイスの法的保護

我が国の現行法にタイプフェイスの保護を明文化した規定は無いが、過去の裁判例等に基づくと、タイプフェイスの法的保護としては、(1) 著作権法による保護、(2) 不法行為法による保護、(3) 不正競争防止法による保護が考えられる。また、タイプフェイス等に関する契約関係がある場合には、(4) 契約による保護が考えられる。その他、市場で商品として流通するフォントについては、(5) デジタル・フォントのプログラム著作権に基づく保護が考えられる。

(1) タイプフェイスの著作権法による保護

タイプフェイスの著作権法による保護については、そもそもタイプフェイスが美術の著作物¹⁴に該当するののかという観点から検討する必要がある。

過去の裁判例において、明朝体又はゴシック体に分類される実用的なタイプフェイス¹⁵のみならず、装飾的なアルファベットのタイプフェイス¹⁶においても、実際に著作物性が認められたものは無い。最高裁においても、「印刷用書体がここにいう著作物に該当するというためには、それが従来印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であり、かつ、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならないと解するのが相当である」と判示し¹⁷、実用的な印刷用書体についての著作物性を否定した¹⁸。これは、印刷用書体は、その性質上、万人にとっての可読性を要する文字の有する情報伝達機能を発揮させるために、その形態の創作には一定の制約を受けるところから、既存印刷用書体に依拠して類似印刷用書体を製作・改良することができなくなる等のおそれがあり、著作権法の目的に反することになること、また、わずかな差異を有する無数の印刷用書体について著作権が成立する結果、権利関係が複雑となり混乱を招くおそれがあることによるものである。

なお、純粋に観賞用としての書家による書の著作物性を認めた判例¹⁹はあるが、その場合にも、単に字体が類似しているにすぎない場合には著作権の権利範囲外であるとして、

¹⁴ 著作権法第2条第1項第1号。

¹⁵ 大阪地判平元・3・8判時1307号137頁[写真植字機用文字書体事件]、大阪地判平9・6・24判タ956号267頁[ゴナ書体事件第一審]。

¹⁶ 東京地判昭54・3・9判時934号74頁[ヤギ・ボールド事件第一審]、東京高判昭58・4・26判時1074号25頁[ヤギ・ボールド事件控訴審]。

¹⁷ 最判平12・9・7判時1730号123頁[ゴナ書体事件上告審]。

¹⁸ 学説においても、一般的な書体については、著作物性を否定すべきとする見解が多数を占めている(学説の整理につき、高部眞規子「印刷用書体の著作物性」ジュリスト1203号128頁(2001年)を参照。)

¹⁹ 東京地判昭60・10・30判時1168号145頁[動書第一事件]、東京地判平元・11・10判時1330号118頁[動書第二事件]。

保護の範囲を酷似しているものに限定している²⁰。

(2) タイプフェイスの不法行為法による保護

タイプフェイスの不法行為法による保護について、かつてタイポス書体事件²¹においては、文字の書体は意味内容を伝達するために一定の形態を採るため、文字自体における個々の形態を保護すると、本来国民共有の財産たるべきはずの文字がわずかな者の独占的使用にゆだねられることとなり明らかに不当であるとして、その保護の余地を否定した。しかし、新たに創作された特定の書体に不法行為法の保護を与えても、情報伝達には他の書体を使用すれば足りるわけであり、国民による文字の自由使用が不可能となるような事態は生じ得ないとして、学説においては批判がなされた²²。

その後、下級審判例²³において、「著作権法による保護を受けられない書体であっても、それが真に創作的な書体であって、過去の書体と比べて特有の特徴を備えたものである場合に、他人が、不正な競争をする意図をもって、その特徴ある部分を一組の書体のほぼ全体にわたってそっくり模倣して書体を制作、販売したときは、書体の市場における公正な競争秩序を破壊することは明らかであり、民法 709 条の不法行為に基づき、これによって被った損害の賠償を請求することができる余地があるというべきである。」と判示され、一般論としては不法行為法での保護の余地があることを認めた。

民法第 709 条の不法行為の成立要件としての権利侵害は、法的保護に値する利益の侵害であれば足り、必ずしも法律上明文で認められた「権利」の侵害である必要は無いことから、個別の知的財産法に違反しない情報の利用行為であっても不法行為が成立し得ることとなり、創作的なタイプフェイスの作成のために費やされた労力や費用も法的保護に値す

²⁰ [動書第二事件]・前掲注 19。

²¹ 東京高判昭 57・4・28 判時 1057 号 43 頁[タイポス書体事件控訴審]。

²² 紋谷暢男「タイプフェイスの不正競争法及び不法行為法上の保護」ジュリスト 849 号 112 頁 (1985 年)、渋谷達紀「写植用文字書体の著作物性」判時 1324 号 217 頁 (1989 年) 参照。

²³ [ゴナ書体事件第一審]・前掲注 15。なお、[写真植字機用文字書体事件]・前掲注 15 は、「著作物性の認められない書体であっても、真に創作性のある書体が、他人によって、そっくりそのまま無断で使用されているような場合には、これについて不法行為の法理を適用して保護する余地はあると解するのが相当である。」として、不法行為成立の余地があることを認めていた。

ることができる²⁴と考えられる。ただし、過去の裁判例において、真に創作的な書体であって、過去の書体と比べて特有の特徴を備えたタイプフェイスと認められたものは無い。

(3) タイプフェイスの不正競争防止法による保護

タイプフェイスの不正競争防止法による保護については、商品等表示に係る第2条第1項第1号及び第2号による保護と、他人の商品形態の模倣品の提供行為を不正競争として規制する第2条第1項第3号とが考えられる。

前者による保護については、かつて下級審判例において、無体物である書体は「商品」に該当しないとされていたが²⁵、その後のモリサワタイプフェイス不正競争仮処分事件²⁶において、「無体物であっても、その経済的な価値が社会的に承認され、独立して取引の対象とされている場合には」、無体物である書体も商品たり得るとして、旧不正競争防止法第1条第1項第1号の不正競争の成立を認めた²⁷。

また、第2条第1項第3号によるタイプフェイスの保護について争われた裁判例は現時点においては報告されていないが、問題となると考えられるのは、タイプフェイスがこの規定にいう「商品の形態」に該当するかという点である。ここでいう「商品」とは、立法当初は有体物が想定されていたものと考えられるが、タイプフェイスに商品性を認め、タ

²⁴ 宮脇正晴「不法行為法によるタイプフェイスの保護—ゴナ書体事件下級審判決の示す要件論を中心に—」L&T 22号55-59頁(2004年)参照。

なお、同書58頁は、タイプフェイスにおける民法第709条の不法行為の成立要件としての「創作性」につき、市場におけるタイプフェイスの個性の競争を念頭に置き、「不法行為法に基づき保護を求める者(略)がそのタイプフェイスに相当の労力を注ぎ込んだということだけでなく、その結果社会におけるタイプフェイスのデザインの多様化に寄与するようなものであることが求められるということである。(略)結局、(略)『真に創作的な書体』であることは、その直後にいう『過去の書体と比べて特有の特徴を備えたものであること』と同義であるという程度に解しておけば十分であろう。」としている。また、「特徴ある部分を一組の書体のほぼ全体にわたってそっくり模倣して」という要件につき、「完全なデッドコピーであることまでは要求する必要はないであろう。」としている。この点につき、渋谷・前掲注22、218頁も、「必ずしもデッド・コピーである必要はなく、被模倣書体の体質的特徴を識別しうる程度の技術的改変は無視すべきである」としている。

一方で、田村善之「写真植字機用文字書体の機械的複写行為と不法行為—写植機用文字書体事件」ジュリスト1015号286頁(1993年)は、デッド・コピーにより開発工程を省略し、市場先行による利益というインセンティブを失わしめる行為を違法とし、「そこにいう創作とは他人が労力、費用、時間を掛けて商品化したという程度で足りると解すべきであり、「労力、費用、時間などの商品化のための汗を保護するためには、商品の価値には拘泥することはそれほど有益なこととは思われない。」としている。

²⁵ [タイボス書体事件控訴審]・前掲注21は、旧不正競争防止法第1条第1項第1号ないし第6号にいう『商品』とは、有体物をいい、無体物はこれに含まれないと解するのが自然であり、かつ、合理的である、(なお、ここにいう『有体物』には、酸素、水素、天然ガス、液化石油ガス等のように、それ自体は無定形のものであっても、自然界に存在し、容器に収めて取引の対象とされるものを含む。)と判示している(大阪地判昭55・3・10無体裁集12巻1号47頁[タイボス書体事件第一審]も同旨)。

²⁶ 東京高決平5・12・24判時1505号136頁[モリサワタイプフェイス不正競争仮処分事件抗告審]。

²⁷ 宮脇・前掲注24、55頁は、不正競争防止法第2条第1項第1号及び第2号によりタイプフェイスが保護されるためには、「商品等表示性」や「周知性」・「需要者の混同のおそれ」又は「著名性」の要件をも満たす必要があることから、一般的には、これらの規定によりタイプフェイスが保護されるのは困難であるとしている。

イプフェイスについても、同号適用の余地はあり得るとの説も存在した²⁸。しかし、平成17年の法改正により、「商品の形態」とは「知覚によって認識することのできる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感」である旨の定義規定²⁹が設けられたことから、タイプフェイス自体を商品の形態として保護することは困難になったとも考えられる。

(4) タイプフェイスの契約による保護（契約関係がある場合）

タイプフェイス等に関する契約関係があり、契約当事者の一方が契約内容に違反した場合には、契約内容が公序良俗に反する場合等を除き、他方の契約当事者は、その契約の規定に従い、契約の解除、損害賠償の請求等を行うことが可能である。

(5) デジタル・フォントのプログラム著作権による保護

タイプフェイスをコンピュータ画面に表示したり、紙面に印刷したりするために利用できるようにしたデジタル・フォントは、それ単体で動作するものではないが、他のソフトウェアからの要求に基づき、特定の文字を指定された大きさで表示等するようコンピュータに対する指令の組み合わせとして表現したものであれば、プログラム³⁰の一類型であると考えられる。したがって、デジタル・フォントは、プログラム著作物としての創作性が認められるか^{31, 32}という問題はあるものの、著作権法による保護の可能性はある。実際に、下級審においては、デジタル・フォントの海賊版を不正にインストールした電子計算機を

²⁸ 渋谷達紀「商品形態の模倣禁止」マックス・プランク知的財産・競争法研究所編『知的財産と競争法の理論 F.K. バイヤー教授古稀記念論文集』368-369頁（注2）（第一法規出版、1996年）、田村善之『不正競争法概説〔第2版〕』299-300頁（有斐閣、2003年）、宮脇・前掲注24、55頁、小野昌延編著『新・注解 不正競争防止法〔新版〕（上巻）』444頁〔泉克幸〕（青林書院、2007年）等参照。

²⁹ 不正競争防止法第2条第4項。

³⁰ 著作権法第2条第1項第10号の2。

³¹ 本調査研究委員会において、デジタル・フォントが単なる文字の形状を集めたにすぎないものであれば、プログラムの著作物に該当しないのではないか、との指摘もあった。なお、岐阜地判平16・11・18判例集未搭載〔平成15年（ワ）第178号〕〔Fieldロゴマーク事件〕において、原告製品であるデジタル・フォントは、「カタカナ・アルファベット等の一組のデザイン書体（タイプフェイス）を、パーソナルコンピュータのモニタ上に表現し、かつ、プリンタ出力等の出力結果を得られるように設計されたものであることが認められるから、『電子計算機を機能させて一つの結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたもの』としてプログラムであると解するのが相当である」としている。ただし、本件においては、著作権法の保護対象であるプログラムは、プログラムの具体的表現自体に作者の個性が発揮される必要があるとして、「原告製品は、一般的にも知られている既存のソフトウェアを使用して、個々の文字のデータの集積であるフォントファイルを作成したものに過ぎず、個々の文字の形状を表現するプログラム自体は既存のソフトウェアに依存しているものである」とことから、プログラムの創作性が否定された。

³² 中山信弘『著作権法』51頁（有斐閣、2007年）は、プログラム著作物の創作性概念を「創作者の個性」ととらえる従来の説について、「プログラムの創作性における個性とは、思想・感情の流出物としての個性ではなく、実はあるプログラムに独占権を与えても他に選択肢が残されていること、つまり他の者に同じ『機能』を有するプログラムの創作の余地があるかということをもって創作性があると考えているのではなからうか」として、むしろ創作性を「表現の選択の幅」ととらえることを提唱する（同書53頁）。また、同書103頁は、「プログラムによってはハードウェアや接続条件の拘束を受け、事実上選択肢がなく、創作性の否定される場合もある」としている。

販売する業者に対し、デジタル・フォントのプログラムの著作権を侵害したとして、損害賠償が認められた事例³³がある。

(6) タイプフェイスの法的保護に関する学説の見解

タイプフェイスの創作には、文字として認識できる範囲という制約の中で、文字組みした際の可読性を上げるため、タイプフェイスを構成する各文字のデザインのバランスを調整する上で、デザイナーの創意工夫によるところが大きく、多大な労力と時間を要する。とりわけ、それは、膨大な量の文字を使用する漢字圏において著しい。タイプフェイスはこのような創作による成果物であり経済的な価値を有していることから、我が国の現行知的財産法にタイプフェイスの保護を明文化した規定は無いものの、学説においては、タイプフェイスを知的財産とすることに異論は無い。しかしながら、知的財産としてのタイプフェイスの法的保護の態様については意見が異なる。

まず、資本を投下し労力を掛けて創作したタイプフェイスに他者がフリー・ライドすることで、創作者の投下した資本・労力の回収ができず、新たな創作のためのインセンティブが喪失する等、将来的なタイプフェイスの創作に支障が生ずるような事態があるとするれば、創作されたタイプフェイスに対して何らかの形での法的保護を与えるべきとするものが多い³⁴が、その法的保護の前提となる問題については余り明確にされていない。

また、タイプフェイスに保護を与える場合であっても、真に保護すべきは投下資本・労力であり、その保護は競業者による無断使用を防止する程度の保護とし、過大な保護は与

³³ 大阪地判平 16・5・13 判例集未搭載 [平成 15 年 (ワ) 第 2552 号] (裁判所 HP の「判例検索システム」にて入手可能。) [フォント・プログラム不正インストール事件]。

³⁴ 例えば、玉井克哉「文字の形と著作権」ジュリスト 945 号 76 頁 (1989 年) は、「具体的な市場については他の要素が複雑に絡みうるとはいえ、基本的には、文字の形の創作につきある種の権利を認めることが妥当だと考えられる」としている。

えるべきでないという見解も少なくない³⁵。

さらに、文字は情報伝達の媒介として機能することから、強すぎる保護を与えた場合、他人の創作や円滑な情報伝達を阻害するおそれがあるため、文字の基本的な形状による表現上の制約を伴うことは否定できないとして、法的保護を与える場合においても、その保護は限定的にすべきだという意見もある³⁶。なお、美術の著作物として認められる「書」においても、裁判例において、単に類似していることをもって直ちに書を複製したものとはされず³⁷、書の著作物にいう思想や感情の創作的な表現部分は、字体や書体のほか、線の美しさと微妙さ、運筆の緩急と抑揚、墨色の冴えと変化といった美的要素にあると解されることから、書の複製に当たるといえるためには、これらの美的要素が再現されていることまでを要している³⁸。

³⁵ このような見解を採るものとして、以下がある。

中山・前掲注 32、156 頁：「タイプフェースの開発には多額の投資と労力が必要であり、それについての法的な保護がなければその開発に支障が生ずるような事態があるならば、何らかの形の保護を与えるべきである。しかしその際に真に保護すべきは投下資本・労力であり、そのためには競業者による無断使用を防止できれば十分で、人格権までも含んだ著作権を与える必要はない。」

田村・前掲注 7、39 頁：「書体を製作した者が、他の書体製作者、印刷業者、製本業者等の無断使用行為に対して法的な保護に値する利益を何ら有しないということの意味しない。相当の投下資本をかけて製作される書体について、他者がこれにフリー・ライドすることを無制限に許容する場合には、書体製作のインセンティブが失われることは明らかである。したがって、これら広い意味での競業者の模倣行為に対してのみ規律が及ぶような保護の制度を設計することが望まれる。」

小泉直樹「不正競争法による秘密でない情報の保護」判例タイムズ 793 号 29 頁（1992 年）：「字体の創作には時間、労力、投資が必要である一方で、その模倣はきわめて容易である。しかも、いかに創作がほどこされているとはいっても、基本的には情報伝達手段である以上、過大な独占を生ずるような保護制度が望ましくないことは言うまでもない。したがって、さしあたりは、デッド・コピーについて、一定の制限つきで模倣禁止権を与えることによってインセンティブの確保をはかることが要請されている、と言えよう。」

玉井・前掲注 34、76 頁：「文字の形につき何らかの権利を認めるとしても、一般社会における文字の使用が制限されるのは不当であるから、権利行使の対象は、文字作成者の営業上の利益を害すべき行為、即ち同一の文字を作成して本来の顧客に販売する行為、あるいはその文字を使用して新たに文章を構成し印刷する行為などに限るべきであって、(略) 権利侵害に対する差止請求権の行使につき公益上必要な制限を設けることも、検討する余地がある。(略) 翻って考えれば、文字の形を保護すべき根本的な理由は、各種の実用上の目的に適うような文字を創作することに多大の資源を要する反面、模倣がそれに比較してごく簡単であるため、新規な投資の誘引を与える必要があるということであった。」

³⁶ 例えば、玉井・前掲注 34、76 頁参照。

³⁷ [動書第二事件]・前掲注 19 は、「しかしながら、文字自体の字体は、本来、著作物性を有するものではなく、したがってまた、これに特定人の独占的排他的権利が認められるものではなく、更に、書の字体は、同一人が書したものであっても、多くの異なったものとなりうるのであるから、単にこれと類似するからといって、その範囲にまで独占的な権利を認めるとすれば、その範囲は広範に及び、文字自体の字体に著作物性を認め、これにかかる権利を認めるに等しいことになるおそれがあるものといわざるをえない。したがって、書については、単にその字体に類似するからといって、そのことから直ちに書を複製したものであるということではできない、と解すべきである。」と判示している。

³⁸ 東京高判平 14・2・18 判時 1786 号 136 頁[雪月花事件控訴審]は、「書は、本来的には情報伝達という実用的機能を担うものとして特定人の独占が許されない文字を素材として成り立っているという性格上、文字の基本的な形（字体、書体）による表現上の制約を伴うことは否定することができず、書として表現されているとしても、その字体や書体そのものに著作物性を見出すことは一般的には困難であるから、書の著作物としての本質的な特徴、すなわち思想、感情の創作的な表現部分は、字体や書体のほか、これに付け加えられた書に特有の上記の美的要素に求めざるを得ない。(略) 書が文字を素材とする造形芸術である以上、その著作物としての本質的な特徴としては、字体や書体に付加される美的要素を軽視することはできず、単に書の形が再現されていれば複製が成立すると解した場合には、字体や書体そのものに著作物性を肯定する結果にもなりかねない。そうすると、書の著作物としての本質的な特徴、すなわち思想、感情の創作的な表現部分については、上記のとおり解さざるを得ないというべき」と判示している。

2. 諸外国におけるタイプフェイスの法的保護の実態

タイプフェイスの法的保護を認める諸外国において³⁹、タイプフェイスの法的保護の実務運用の実態や模倣等の問題の現状を調査するため、米国、欧州（イギリス、ドイツ、フランス、オランダ）及び韓国の、関係官庁、学識経験者、法律事務所、タイプフェイス創作者及びタイプフェイス関連企業等に対し、ヒアリング調査を行った。本節は、この海外ヒアリング調査結果を取りまとめたものである。

(1) 米国におけるタイプフェイス保護の実態⁴⁰

(i) 保護制度の概要

米国において、タイプフェイスは、「フォント (Font of Type)」として、米国特許商標庁（以下、「USPTO」という）において、意匠特許制度導入当初から、意匠特許の保護対象とされてきた。本来「フォント」は、活字のブロック部分等、製造するための手段を包含することから意匠特許の保護対象とされる⁴¹が、USPTOでは、こういった物理的な手段を含まないフォント（デジタル・フォント）に係る意匠特許出願であっても、フォントの歴史的な登録状況にかんがみ、製造物品要件を満たさないことで拒絶しない運用となっている⁴²。また、Adobe v. Southern Software Inc. 事件⁴³において、アナログ・フォントだけでなくデジタル・フォントについても、意匠特許性があることが確認された。

米国意匠特許権は、意匠特許付与の日から14年間存続し⁴⁴、タイプフェイスの意匠特許権者には、クレームされた意匠を取り入れたフォントを他人が米国内で製造し、使用し、販売の申出又は販売をし、又は米国内に輸入することを排除する排他的独占権が与えられ

³⁹ 諸外国（米国、欧州共同体、イギリス、ドイツ、フランス、韓国）におけるタイプフェイスの保護法制度概要については、(財)知的財産研究所『諸外国におけるタイプフェイスの保護の現状と問題点に関する調査研究報告書』（2007年）を参照のこと。

⁴⁰ 米国ヒアリング調査は、平成19年9月24～26日にワシントンD.C. (Washington, D.C.) 及びバージニア (Virginia) 州アレクサンドリア (Alexandria) にて実施し、事務局が、米国特許商標庁 (USPTO)、Rader, Fishman & Grauer 法律事務所、William T. Fryer, III 教授、Frank J. Martinez 弁護士及びOblon, Spivak, McClelland, Maier & Neustadt 法律事務所を訪問した。

⁴¹ 35 U.S.C. 171.

⁴² Manual of Patent Examining Procedure (hereinafter called “MPEP”) 1504.01(a) Computer-Generated Icons [R-5] - 1500 Design Patents III. TREATMENT OF TYPE FONTS

Traditionally, type fonts have been generated by solid blocks from which each letter or symbol was produced. Consequently, the USPTO has historically granted design patents drawn to type fonts. USPTO personnel should not reject claims for type fonts under 35 U.S.C. 171 for failure to comply with the “article of manufacture” requirement on the basis that more modern methods of typesetting, including computer-generation, do not require solid printing blocks.

⁴³ *Adobe Systems Inc. v. Southern Software Inc.*, 45 USPQ2d 1827 (N.D. Cal. 1998).

⁴⁴ 35 U.S.C. 173.

る⁴⁵。

なお、米国の著作権法によるタイプフェイスの保護は判例上否定されており⁴⁶、タイプフェイスは著作権法では保護されていない⁴⁷。一方で、タイプフェイスを作成するためのフォント・プログラムは著作権保護の対象であり⁴⁸、著作権登録をすることも可能である。

(ii) 制度運用の実態

① 保護制度の運用について

タイプフェイスの意匠特許出願については、2006 年は 15 件（出願後の分割により登録は 23 件）であり、ここ数年間同程度の出願件数で推移している。企業においても、開発又は発売するフォントにおけるタイプフェイスのすべてを出願するわけではなく、大きなプロジェクトとして開発したものや、多額な制作費を投じて開発したフォントにおけるタイプフェイスについては出願する等、ビジネスとの関係により出願するか否かを決定している。なお、中小規模のフォントベンダーは、タイプフェイスに係る意匠特許出願をほとんど行っていない。また、タイプフェイスに係る意匠特許出願等を行う場合は、実務上、デザイナーを創作者、フォントベンダーを出願人（権利者）として出願し、その後の管理はフォントベンダーが行う。

タイプフェイスの文字数や統一性は登録のための要件ではなく、一文字でも、複数の異なるタイプフェイスを組み合わせたものでも出願可能であり⁴⁹、要件を満たせば登録される。登録されたタイプフェイスの（先願）意匠と他のタイプフェイスを組み合わせて創作したタイプフェイスであっても、その組み合わせが新規であれば登録され得るが、この場合、自己の意匠特許だけでは実施できず、実施に際して先願の意匠特許に関する利用許諾等が必要となる。

⁴⁵ 35 U.S.C. 271.

⁴⁶ *Eltra Corp. v. Ringer*, 579 F.2d 294, 198 USPQ2d 321 (4th Cir. 1978).

⁴⁷ 37 CFR 202.1 Material not subject to copyright

The following are examples of works not subject to copyright and applications for registration of such works cannot be entertained;

(e) Typeface as typeface.

⁴⁸ *Adobe Systems Inc.*, supra note 43 及び *Monotype Imaging Inc. v. Bitstream Inc.*, 77 USPQ2d 1424 (N.D. Ill. 2005) 参照。

⁴⁹ 平仮名、片仮名又は漢字等の日本語による出願・登録も可能である（平仮名のタイプフェイス意匠特許につき、米国特許第 D516, 617 号参照。）。フォントベンダーの中には、タイプフェイスに係る意匠特許出願を行う際、その出願を構成する文字セットについて弁護士と共に検討するものもある。

② 審査について

タイプフェイスに係る意匠特許出願の審査は、USPTOにて一人の審査官が担当しており、一般の意匠特許の新規性及び非自明性等の要件⁵⁰に従い、「コンピュータ作成アイコンに関する意匠特許出願審査ガイドライン」⁵¹に基づき規定された特許審査基準⁵²（Manual of Patent Examining Procedure（以下「MPEP」という。）を適用して行う。審査の際の資料としては、先願の資料のほか、書体集、印刷物、また、インターネットにより得られる情報等を用いている。

類否判断において重視する点は、第一にセットの内容（group of characters）、第二に文字のスタイル（ornamental appearance of the characters）である。文字の間隔や全体的印象については類否判断に影響しない。また、字種の中ではアルファベットが重視されており、アルファベットのデザインが一致すれば、数字や記号等他の字種のデザインが異なっても拒絶する。また、タイプフェイスの特徴が分かる文字のデザインが一致する場合は、すべての文字のデザインが一致しなくとも拒絶する。例えば、10文字程度の文字（アルファベット）からなる標章を引例とし、出願されたタイプフェイスの意匠は自明であるとして出願を拒絶した例⁵³がある。

③ 権利の及ぶ範囲

タイプフェイスに係る意匠特許の侵害物品の範囲については、侵害の対象とされる物品がクレームされたタイプフェイスの表示手段に該当するか否かという基準で判断され、写植機の文字盤やタイプフェイスのデジタル写植プログラムを収容した記録媒体などは侵害物品たり得るとされているが、フォントのプログラムやソフトウェアについては、コンピュータに搭載されるなどしてタイプフェイスの表示が可能となっていない限り、それら単体では侵害物品に該当しないと解されている。また、タイプフェイスの意匠特許を侵害するデジタル・フォントがコンピュータにインストールされている場合、そのデジタル・フォントだけを削除できるか否かにかかわらず、そのコンピュータ自体が差止め等の対象となり得ると考えられる。

意匠特許権者は、登録された意匠特許権の効力範囲に属する意匠の第三者による実施を妨げることができるが、タイプフェイスに係る意匠特許権者は、登録されたタイプフェイ

⁵⁰ 35 U.S.C. 171, 35 U.S.C. 102 and 35 U.S.C. 103. タイプフェイス意匠特許出願に係る非自明性の審査においても、Teaching, Suggestion or Motivation (TSM) Test を行う。これは、引例において不足している特徴を、出願の意匠に近い分野に属する副引例で補充することができれば、その意匠は自明として拒絶するものである。

⁵¹ Guidelines for Examination of Design Patent Application for Computer-Generated Icons, 61 Fed. Reg. 11, 380 (1996) (proposed March 20, 1996).

⁵² MPEP 1504.01(a), supra note 42.

⁵³ *Thomas E. Robertson, Commissioner of Patents v. Oswald Cooper*, 8 USPQ 31 (4th Cir 1931).

ス全体を一つの権利として行使せねばならず、この権利を分割して行使することはできない。したがって、第三者が、タイプフェイスの一部を利用してロゴマークを作る行為、数字だけを抜き出してフォントを作る行為等、タイプフェイスと部分的に一致する製品を作る行為等については、タイプフェイスに係る意匠特許の権利侵害に当たらない。一方で、登録されたタイプフェイスすべてを包含し、更に文字数を増やした製品を作る行為等については、タイプフェイスの権利を侵害すると解される。例えば、ペットボトルのラベルについても、意匠特許されたタイプフェイスすべてを含んでいる場合、そのラベルを作る行為はタイプフェイスの権利を侵害していると解される。

上述のように、米国の意匠特許の一般原則からタイプフェイスの権利を解釈するとあらゆる製品に権利が及ぶ非常に強い権利となるが、タイプフェイスに係る意匠特許の侵害事件において、実際に、このような一般解釈に基づいて侵害が認められるのか、あるいはタイプフェイスの性質等をかんがみた上で妥当な解釈が採られるのかは、裁判例が無いため、明確ではない。

④ 保護制度に対する利用者の評価について

タイプフェイスに係る意匠特許出願等の費用は、高いとは認識されていない。一方で、タイプフェイスは長期にわたり使用される⁵⁴ことを考慮すると、意匠特許による保護では保護期間が短いとの意見が多かった。なお、審査に関しては、特段の意見は無かった。

(iii) タイプフェイスの開発・取引の実態

① フォント業界の現状

フォントを製作・販売しているのは、多種のソフトウェアを販売する大企業を除き、小規模のフォントベンダーがほとんどである。また、大企業においても、企業内に擁するデザイナーは、多くとも2～3名程度にとどまる。

② 開発状況

フォントベンダーの中で、大規模な企業においては、年間約100件程度のタイプフェイスを創作している。創作するタイプフェイスは、一般的な本文用のもののほかに、グラフィック・デザイナー用のもの、ディスプレイ画面の字幕用のもの等多岐にわたる。タイプ

⁵⁴ タイプフェイスによっては、10年～50年にわたって使用されるものもある。

フェイスを創作するためのツールの発達に伴い創作期間は短縮されつつあるが、1件のタイプフェイスの創作に数年掛かるものもある。

フォントの開発は、①デザイナーがフォントベンダーにデザインを提案する場合と、②特定のプロジェクトにおいてフォントベンダーからデザイナーにデザインを依頼する場合と両方ある。①に関しては、フォントベンダーにおいて新規書体選定会議を開催し、デザイナーから提案されたタイプフェイスのデザインを審査の上、自社フォント製品として採用するデザインを選択する。②の場合においては、フォントベンダーがプロジェクトに合ったデザインのイメージをデザイナーに伝え、デザイナーがそのイメージを基にタイプフェイスを創作する。なお、フォントの製品化に当たっては、各フォントベンダーにおいて、デザイン・データをフォントとして製品化する技術担当者を抱えている⁵⁵。

③ 契約の現状

デザイナーとフォントベンダーとの間のタイプフェイスに関する契約は、一括買取の場合と、タイプフェイスに係るフォントの売上げ数に応じてロイヤリティを支払うライセンス契約とがあり、米国では、後者については、期間を限定した独占的契約であることが多い。なお、デザイナーとフォントベンダーとの契約に際して、対象タイプフェイスに関する意匠特許権・著作権登録の有無は、契約条件にほとんど影響しない。ただし、第三者が対象タイプフェイスは自ら創作したタイプフェイスの模倣であると主張してくることに備えて、フォントベンダーが契約時にデザイナーに対して対象タイプフェイスはデザイナーの独自創作に基づくものである旨の保証を求める場合があるため、タイプフェイスに係る権利の有無は、対象タイプフェイスの独自創作性を担保するためのものとして機能する。

フォントベンダーと企業や個人のフォント利用者とは、多くの場合、利用許諾契約 (End User License Agreement: EULA) を締結している。契約の対象は、主としてタイプフェイスと著作権登録したフォント・プログラムである。

(iv) タイプフェイスの保護の実態

① 不正使用等の調査

タイプフェイスの不正使用等の調査については、基本的にはデザイナー及びフォントベ

⁵⁵ 大規模なフォントベンダーでは、技術担当者を30名程度抱えている。

ンダー⁵⁶の双方にて自主的に行っている。調査対象としては、対処の実効性を考慮し、個人ユーザーよりも、ユーザー数の多い企業に注目している。また、業界が小さいため、模倣等の情報は、他社との情報共有で入手することも多い。

② 模倣等の問題

タイプフェイスの模倣等は、実際に数多く行われている。理由としては、①デジタル・フォントが安価であることから、模倣に対する抵抗感が低いという心理的要因と、②インターネットは無償で情報や文化を共有する性質を有することから、インターネットで取引されることの多いデジタル・フォントが模倣されやすいことが考えられ、さらに、デジタル・フォントは商品のライフサイクルが長い上に、特別なオペレーションシステムが無くとも動作することから、模倣しやすいこともその一因だと考えられる。模倣等の形態は、デジタル・フォントの海賊版及び自社の創作したタイプフェイスとは微妙に異なったデザインのフォントの流通が多い。

模倣等への対処としては、案件にもよるが、デザイナー又はフォントベンダーが模倣品を発見した段階で弁護士に相談する等し、ライセンス料の支払いか、模倣品等の販売の中止を求める警告状を送付することが多い。ただし、インターネットでの海賊版の流通に関しては、その数が膨大であり、費用対効果を考慮すると、すべてに対処することは到底できず、高額の売上げを上げている者等に絞って対処している。なお、小規模のフォントベンダーにおいては、費用及び要する工数の問題から、模倣に対して何ら対処していない者が多い。

このような模倣への対処に対し、大抵の場合、相手方は要求に応じ、模倣品の販売等中止する。他方、相手方が警告を無視した場合であっても、小規模なフォントベンダーが多いことから訴訟費用を負担できず、訴訟に至ることはない。また、狭い業界であり相手方を知っている場合もあるので、電話で相手方にクレームするのみで、解決することもある。

③ 保護に用いる手段

デザイナーやフォントベンダーは、製品化したフォントについて、タイプフェイスのデザインは意匠特許権で、フォント・プログラムは著作権で、タイプフェイス又はフォントの名称は商標権で保護している。この他、実務上は、契約に基づき模倣等からフォントを

⁵⁶ 例えば、ある大手フォントベンダーの場合、フォントの模倣品・不正使用につき、自社の①海賊版対策グループ、及び、②コンプライアンスグループ（ユーザーが各製品のEULAに沿った使用を行っているかを調査しているグループ）が対応しているとのことであった。

保護している。また、フォントの海賊版の流通に関する問題については、Business Software Alliance (BSA)⁵⁷も活用している。

実務者にとって、タイプフェイスの意匠特許による保護は、フォントのデザインを保護するための一手段と考えられてはいるが、タイプフェイスは長期にわたり使用されることを考慮すると意匠特許制度は保護期間が短すぎることで、また、タイプフェイスのデザインは契約や著作権でも間接的に保護することが可能であることから、余り活用されていない。その一方で、フォント・プログラムの著作権登録は、タイプフェイスに係る意匠特許出願よりも手続的に煩雑であるものの⁵⁸、保護期間を考慮すると（同期間あたりの）費用が抑えられること、また、保護期間が長いこと⁵⁹から、海賊版対策等の手段として活用されている。さらに、フォントベンダーにおいては、フォントの適正使用に関するユーザーへの啓もうも重要であると考えられている。

（２） 欧州におけるタイプフェイス保護の実態⁶⁰

（i） 保護制度の概要

欧州共同体域内の意匠制度の調和を図り、意匠の保護を強化するために制定された、「意匠の法的保護に関する 1998 年 10 月 13 日の欧州議会及び理事会指令 98/71/EC」⁶¹（以下、「共同体意匠指令」という。）は、あらゆる 2 次元及び 3 次元の可視デザインを意匠制度の保護対象とするよう検討し、その結果、タイプフェイスも保護対象とされた。そのため、この共同体意匠指令に基づく、欧州共同体全体に及ぶ意匠制度である「共同体意匠に関す

⁵⁷ 世界の様々な国や地域で政策提言・教育啓発・権利保護支援を行い、ビジネスソフトウェア産業の継続的な成長、安全で信頼できるデジタル社会の実現を目指す非営利団体。

⁵⁸ フォント・プログラムの著作権登録は、著作権局 (Copyright Office) に対して、Form TX と共に、フォント・プログラムをプリントアウトしたもの（最初と最後の各 25 頁程度、省略部分については「これらの資料によりプログラムのすべてを含む」旨の声明書を提出することで補う。）及びプログラムの複製物 (CD 又は DVD に記録したもの) を提出して行う。登録料は、45 ドル。

⁵⁹ 著作権の保護期間は、原則、著作者の生存期間及びその著作者の死後 70 年まで、職務著作物は最初の発行の年から 95 年間、又は創作の年から 120 年間のいずれか短い期間である (17 U. S. C. 302)。

⁶⁰ 欧州ヒアリング調査は、平成 19 年 9 月 10～16 日にドイツ連邦共和国バイエルン州ミュンヘン (Munich)、ヘッセン州バートホンブルグ (Bad Homburg)、オランダ王国北ブラバント州シュヘルトヘンボッシュ (s-Hertogenbosch) 及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国イースト・サセックス州ブライトン (Brighton) にて実施し、事務局が、Alexander von Mühlendahl 博士、Roetzer Wachinger Zoebisch Haas 法律事務所、Linotype GmbH 及び Banning Advocaten 法律事務所を訪問し、並びに、国際タイポグラフィ協会 (A. Typ. I.) の 2007 年度年次会合に参加し、フランス・イギリス・ドイツ・ベルギー・米国・日本のタイプフェイス創作者及びタイプフェイス関連企業関係者に対し、ヒアリング調査を実施した。

なお、本文に記述のとおり、欧州共同体加盟各国では、共同体意匠指令に基づき、タイプフェイスが意匠法の保護対象とされており、加盟各国の意匠法によるタイプフェイスの保護制度が大きく異なることから、本ヒアリング調査においては、欧州共同体全体に及ぶ共同体意匠規則に基づくタイプフェイスの保護制度の実務運用の実態を調査対象とした。

⁶¹ DIRECTIVE 98/71/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 13 October 1998 on the legal protection of designs.

る 2001 年 12 月 12 日の理事会規則第 6/2002 号」⁶²（以下、「共同体意匠規則」という。）においても、欧州共同体加盟各国が行った意匠制度の改正においても、タイプフェイスは、意匠制度の保護対象であることが明文化された。

共同体意匠規則は、登録共同体意匠制度と非登録共同体意匠制度から成る。登録共同体意匠権は、欧州共同体商標意匠庁（Office for Harmonization in the Internal Market. 以下「OHIM」という。）に登録することにより発生する権利であり、保護期間は出願の日から最長 25 年間である⁶³。非登録共同体意匠権は、無方式で発生し、保護期間は意匠が最初に欧州共同体域内の公衆に利用可能となった日から 3 年間である⁶⁴。登録共同体意匠の効力は、第三者の独自創作にも及ぶ排他的独占権である一方、非登録共同体意匠の効力は、第三者が権利者の公開した意匠を知らずに独自に実施した結果として当該意匠を展開する場合には及ばない複製禁止権である⁶⁵。

タイプフェイスに係る意匠権の保護対象には、活字や写植機の文字盤等の有体物（アナログ・フォント）は含まれるが、共同体意匠規則の「製品」の定義からコンピュータ・プログラムが除外されていることから、タイプフェイスのデジタル・データ（デジタル・フォントを含む）は含まれない。なお、デジタル・フォントは、プログラムとして欧州共同体加盟各国の著作権法によって保護される。

⁶² Council Regulation (EC) No 6/2002 of 12 December 2001 on Community Designs (hereinafter called “Council Regulation”)

TITLE I GENERAL PROVISIONS

Article 3 Definitions

For the purposes of this Regulation:

(a) “design” means the appearance of the whole or a part of a product resulting from the features of, in particular, the lines, contours, colours, shape, texture and/or materials of the product itself and/or its ornamentation;

(b) “product” means any industrial or handicraft item, including inter alia parts intended to be assembled into a complex product, packaging, get-up, graphic symbols and typographic typefaces, but excluding computer programs;

⁶³ Council Regulation, Article 12.

⁶⁴ Council Regulation, Article 11.

⁶⁵ Council Regulation, Article 19.

(ii) 制度運用の実態

① 保護制度の運用について

タイプフェイスを登録共同体意匠として出願する場合は、共同体意匠施行規則⁶⁶に基づき、すべてのアルファベットの大文字及び小文字及びすべてのアラビア数字並びに5行以上の見本文(すべての文字は16ポイントで記載されること)を図面に含まなければならない⁶⁷。権利は登録された意匠の全体に対し発生する。

② 審査について

登録共同体意匠制度では、出願は、新規性・独自性等の実体的要件について審査されずに登録される。登録された意匠が、保護要件を満たした有効な権利であるかという点については、無効審判及び侵害裁判時に争うこととなる。

タイプフェイスに係る共同体意匠については、無効審判の事例として、Microsoft 社が登録した意匠(8件)に対して、Heidelberger Druckmaschinen 社が、同社が登録意匠の出願以前に販売を開始しているタイプフェイスを先行意匠として提示し争ったもの⁶⁸がある。この件において共同体意匠の無効審判を担当する OHIM 審判部は、登録意匠と先行意匠について、文字の太さ・縦横比や文字の高さを定める基準線の比率が同一であること、幾つかの文字が全体的に又は部分的に同一であること、及び登録意匠の見本文と先行意匠とで違いが無いことから、両意匠は同一と判断し、対象登録意匠は新規性の要件を満たさず無効とした。

③ 権利の及ぶ範囲

タイプフェイスに係る意匠権の保護対象にデジタル・フォントは含まれないが、デジタ

⁶⁶ COMMISSION REGULATION (EC) No 2245/2002 of 21 October 2002 implementing Council Regulation (EC) No 6/2002 on Community designs

Article 4 Representation of the design

4. Where an application concerns a design consisting in a typographic typeface, the representation of the design shall consist in a string of all the letters of the alphabet, in both upper and lower case, and of all the arabic numerals, together with a text of five lines produced using that typeface, both letters and numerals being in the size pitch 16.

⁶⁷ したがって、この共同体意匠施行規則に沿わない出願態様の場合、すなわち、アルファベット一文字のみからなる出願は、拒絶されると考えられる。また、ここでいう「アルファベット」とは、欧州共同体加盟各国において使用されるアルファベットのみを想定されていると考えられることから、平仮名・片仮名又は漢字から成る出願も、拒絶される考えられる。

⁶⁸ Heidelberger Druckmaschinen AG (DE) v. Microsoft Corporation (US), (OHIM Design Dept., Invalidity Div., February 6, 2006 (ICD 000000743, ICD 000000750, ICD 000000768, IDC000000776, ICD 000000784, ICD000000792, ICD 000000800 and ICD 000000818) .

ル・フォントの処理結果として紙に印字されたタイプフェイス及びディスプレイに表示されたタイプフェイスには、共同体意匠の権利が及ぶと解されている。また、少なくとも、対象タイプフェイスの印刷された本や印刷物には、タイプフェイスに係る意匠権が及ぶと解される一方で、それら印刷物を製造するために使用される道具（印刷機）やタイプフェイスをディスプレイに表示することを可能とするパソコン等にもその権利が及ぶのか⁶⁹等、タイプフェイスに係る共同体意匠の権利の及ぶ具体的範囲は、裁判例が無いため明確ではない。

なお、共同体意匠は、情報に通じた使用者⁷⁰にとって全体的印象が同一の意匠について排他権を有する⁷¹が、それら各要件の具体的判断基準も、裁判例が無いことから明らかではない。

④ 保護制度に対する利用者の評価について

共同体意匠制度の利用者であるフォントベンダーにとって、タイプフェイスのデザインは商品価値に直結するため、デザインを保護する意匠制度に対する出願・登録費用は高いと感じていない。出願の様式に関しては、タイプフェイスのデザインの微細な特徴を明らかにするため、より大きなサイズの文字を添付して出願することを希望している。

(iii) タイプフェイスの開発・取引の実態

① フォント業界の現状

フォントベンダーとしては、数社の大手企業があり、その他中小企業が多く存在する。

② 開発状況

デザイナーは、紙面又はコンピュータの画面上でタイプフェイスをデザインする。この際、文字の形状だけではなく、文字幅の調整も重要視している。これは、文字を組んだ際の読みやすさに影響し、タイプフェイスの品質に大きくかかわってくるためである。

デザイナーが、タイプフェイスを創作後、自らフォント化及びフォントの販売まで一貫して行う場合（すなわち、デザイナーがフォントベンダーを兼ねている場合。）を除き、フ

⁶⁹ Council Regulation, Article 89.1(c).

⁷⁰ Informed User. 詳細に相違を見分けることに熟練した専門家ではなく、問題としている製品に精通している者をいうとされる。（(財)知的財産研究所『諸外国におけるデザイン保護の実態に関する調査研究報告書』24頁（2005年）参照。）

⁷¹ Council Regulation, Article 10. また、この判断には対象製品の創作における创作者の自由度も考慮される。

ォントベンダーに対しフォントとしての製品化の提案を行う。フォントベンダーでは、提案されたタイプフェイスの中からフォントとして製品化するものを決めるため、年間数回程度のデザイン選定会議を開催し、自社におけるタイプフェイスの採用基準（例えば、(a) 自社のコンセプトに合致するか、(b) デザイン自体が素晴らしいか、(c) 市場からの需要と合致するか等。）を考慮して採用する書体を定める。この際、先行デザインとの類否判断は、選定会議のメンバーにより、書体見本帳等の資料に基づき行われる。ここで採用されたタイプフェイスのデザインについて、フォントベンダーがフォントとして製品化する⁷²。

③ 契約の現状

デザイナーとフォントベンダー間では、デザイナーが創作したタイプフェイスに関するライセンス契約を締結し⁷³、対価として、フォントベンダーからデザイナーに対象タイプフェイスに基づくフォントの売上高に応じたロイヤリティが支払われることが一般的である。このライセンス契約には、フォントベンダーが対象タイプフェイスに関する第三者からの侵害を排除する権限を有する旨や、デザイナーに対象タイプフェイス・デザインは自ら創作したものであることを保証させる旨の規定が入っているものもある。なお、対象デザインに係る意匠権の有無は、契約条件に影響しない。

(iv) タイプフェイスの保護の実態

① 不正使用等の調査

他社によるタイプフェイスに係る意匠取得状況につき、フォントベンダーは、自社内にて調査している（対象は、OHIM、及び関連会社の属する国等。）。第三者による自社タイプフェイスの不正使用についても、インターネット、刊行物、カタログ、雑誌等にて調査している。

⁷² デザイナーが、創作したタイプフェイスを自らフォント化し、フォントを販売するような小規模フォントベンダーを除き、中規模及び大規模フォントベンダーにおいては、自社内にデザイナーを擁していない企業が多い。これは、タイプフェイス専属のデザイナーを擁するために掛かる費用を考慮してのことでもあるが、様々なデザイナーから随時新しいデザインを取り入れようという考えにもよるものである（そのためにも、書体選定会議を開いている。）。なお、デザイナーから得たデザイン・データをフォントとして機能するように製品化する技術担当者は、各フォントベンダー内にいる。

⁷³ タイプフェイスに関するデザイナーとフォントベンダーとの契約は、非独占的契約である場合もあり、デザイナーは、複数のフォントベンダーと契約を結び、同一タイプフェイスにつき複数社からフォントを販売している場合もある。

② 模倣等の問題

欧州におけるタイプフェイスに係る模倣等の問題については、フォントの海賊版の流通や自社の創作したタイプフェイスとは微妙に異なったデザインのフォントの流通⁷⁴、また、第三者がフォントの模倣品に別の製品名を付して販売すること等があり、人気のあるタイプフェイスほど模倣されやすい。

タイプフェイスのデザインに係る意匠登録を有しているフォントベンダーは、意匠権の侵害品を発見すると、自社登録意匠番号及び図面を添付の上警告状を送付し、侵害品の販売の停止を要請している。相手方の対応としては、直ちに侵害品の販売を停止したり、フォントの使用に対するライセンス契約を締結する等して、問題が解決することが多い。中には相手方が反論してくる場合もあるが、訴訟費用の負担ができないため、裁判に至るまで争わないことがほとんどである。このように、タイプフェイスに関する模倣等の問題の多くが法廷外で決着されているため、その件数及び内容はほとんど第三者に公開されていない。

③ 保護に用いる手段

模倣等からの保護手段として、デザイナーやフォントベンダーは、製品化したフォントについて、フォントの名称を商標権で、タイプフェイスを意匠権で、フォント・プログラムを著作権登録することで⁷⁵使い分けている。なお、デジタル・フォントの著作権登録は活発に行われている一方で、意匠制度は活用されていない。その理由としては、多くのデザイナーやフォントベンダーは事業規模が小さいため、費用対効果を考慮すると模倣等の問題に対しそもそも実際に訴訟を起こすことが難しいのだが、タイプフェイスの意匠権に基づく訴訟を起こした場合には、タイプフェイスの専門知識を持たない裁判官による登録意匠と侵害品の類否判断に不安があること、また、デッド・コピー等の海賊版の流通に対しては、意匠権より保護期間の長いフォント・プログラムの著作権による対処を活用していることが挙げられる。

さらに、模倣を法的に規制するというよりも、A. Typ. I. のような会合でデザイナーを含むタイプフェイス関係者が知り合うことで、お互いを尊重し合い、「他者が創作したタイプフェイスを模倣することは違法である」との認識をデザイナーに教育するといった啓もう活動によって、タイプフェイスの模倣を回避することが可能であり、そういった解決策が現実的であるとの声も多くあった。フォントベンダーの中には、海賊版の流通を止めるた

⁷⁴ 第三者のタイプフェイスとの類否判断としては、自社及び第三者のタイプフェイスを重ね合わせ、ポイントが一致するかを確認する。ポイントが幾つか一致すれば、自社タイプフェイスのアウトラインが盗用されたと判断している。

⁷⁵ 商標権及び意匠権に基づく保護については、必要に応じて、欧州共同体商標・意匠制度及び欧州共同体加盟各国の商標・意匠制度が、著作権に基づく保護については、欧州共同体加盟各国の著作権法が活用されている。

めに、フォントの正当な使用を呼び掛けたパンフレットを自主的に作成・配布しているところもある。

(3) 韓国におけるタイプフェイス保護の実態⁷⁶

(i) 保護制度の概要

韓国においては、韓国特許庁（以下、「KIPO」という。）において、2004年の意匠法改正時に、「意匠法」を「デザイン保護法」と改称すると共に、「物品」の定義に「書体を含む」とし、「書体」とは「記録、表示又は印刷等に使用するために共通の特徴を有する形態で作られた一組の書式（数字、文章符号及び記号等の形態を含む。）」と規定して、同法におけるタイプフェイスの保護を明文化した⁷⁷。従前の意匠法では、独立して取引が可能な有体動産を「物品」と規定していたことから、物品性の無い書体は意匠法上の保護を受けることができなかつたため、改正法においては、「書体」を「物品」として擬制することでタイプフェイスの保護を図ったものである。

タイプフェイスの法的保護を可能としたこの法改正は、かつて、韓国では、企業間でのタイプフェイスの模倣等の問題があり、タイプフェイスの法的保護に対する要望が強かつた⁷⁸ことに起因している。なお、法改正に当たっては、公聴会等ではタイプフェイスの法的保護について、特に反対意見はなかつた。法改正後は、政府が改正内容の周知に努めたこともあり、タイプフェイスに権利があることが認知され、業界やユーザーのタイプフェイスに対する権利意識が強まったと認識されている。

デザイン保護法上の「書体」には、書体のデザイン自体は含まれないが、書体に係るデザイン権の保護対象には、活字や写植機の文字盤等のアナログ・フォントと、コンピュータや電子媒体等に記録され書体の表示や印刷等に利用される書体デザインの電子データ等のデジタル・フォントが含まれると解される⁷⁹。

デザイン権の効力は第三者の独自創作にも及ぶ排他的独占権であり、登録されたデザイ

⁷⁶ 韓国ヒアリング調査は、平成19年8月27～29日にソウル(Seoul)特別市及び大田(Daejeon)広域市にて実施し、事務局が、韓国特許庁(KIPO)、NEEDSLINE社、金・張法律事務所、FONTRIX社、BlueF社を訪問した。

⁷⁷ デザイン保護法（金・張法律事務所『韓国知財関連法〔和訳版〕』149頁（2007年）による。）

第2条 定義

この法律で使用する用語の定義は、次のとおりである。

第1号「デザイン」とは物品（物品の部分（第12条を除く。）及び書体を含む。以下同じ。）の形状・模様・色彩又はこれらを結合したものであって、視覚を通して美感を起ささせるものをいう。

第1の2号「書体」とは記録、表示又は印刷等に使用するために共通の特徴を有する形態で作られた一組の書式（数字、文章符号及び記号等の形態を含む。）をいう。

⁷⁸ 2001年に韓国文化観光部が「書体の法的保護に関する研究」の一環として行ったアンケート調査では、「書式が法的に保護される必要がある」と回答した者は、88.8%であった（(財)知的財産研究所・前掲注39、131頁参照。）。

⁷⁹ 特許庁商標デザイン審査政策課『改正デザイン保護法による書体デザインの出願要領』3頁（2005年7月）参照。

ンと、それに類似するデザインを実施する権利を専有する⁸⁰。デザイン権の存続期間は、登録の日から 15 年間である⁸¹。

(ii) 制度運用の実態

① 保護制度の運用について

タイプフェイスに係るデザイン権の出願は、新規性及び創作非容易性等の要件⁸²について審査され、それら保護要件を満たしたものが登録される。2005 年 7 月の改正法施行から、タイプフェイスに関する出願は約 200 件あり、類似意匠登録も含め 36 件の登録がなされている⁸³。これは、全分野の登録査定率（89.9%）に比べ著しく低い。また、いまだ漢字のタイプフェイスの登録例は無い。

タイプフェイスの出願に要する文字の構成については、デザイン保護法施行規則（以下「施行規則」という。）にて字種毎に定められており⁸⁴、ハングルであれば 500 字（出現頻度と形状の特徴を勘案して定められた文字）、漢字であれば 900 字（中学までに学ぶことが定められている文字）、アルファベットはすべてのアルファベットの大文字及び小文字、数字はすべてのアラビア数字、記号は韓国のフォントベンダーがよく用いる 120 種を一組として出願する。また、数字、記号以外については指定された文章について文字組をした状態を添付して出願することが定められている。上記に定められた文字種以外の文字の出願があった場合は、外国語の専門家に対して調査を行い、それぞれの国の言語における、英語のアルファベットと同視できる単位を確認の上、その単位での出願であれば適法な出願とする。なお、デザイン保護法における「書体」の定義の「一組の書式」にいう「組」を構成する要件は、一組全体が共通的な特徴を有する形態で作られたものであること、及び、一組の書式が施行規則に基づく各字種の一組の単位から成ること⁸⁵と解されている。

⁸⁰ デザイン保護法第 41 条。

⁸¹ デザイン保護法第 40 条。

⁸² デザイン保護法第 5 条。

⁸³ KIPO にてヒアリング調査を実施した平成 19 年 8 月 28 日時点の出願及び登録数である。なお、本ヒアリング調査以降に発行された、JETRO ソウルセンター知財チーム「韓国知的財産ニュース 2007 年 10 月後期」113 号 5 頁（2007 年 11 月 6 日）に、韓国における書体デザインの出願状況が掲載されている。それによると、当該ニュース発行日までに計 237 件の出願がなされており（2005 年下半期：12 件、2006 年：98 件、2007 年：127 件）、このうち国内出願は 231 件で、外国出願は 6 件であり、言語別では、ハングル 118 件、特殊文字 46 件、ローマ字 37 件、数字 34 件、ヘブライ語 2 件であり、漢字と日本語の出願はまだ無いとのことである。また、法人による出願が 146 件（ユンデザイン研究所（104 件）と三星電子（24 件）が大半を占めている。）で、個人が 91 件とされている。

⁸⁴ デザイン保護法施行規則第 5 条第 2 項の規定による様式 6。

⁸⁵ ハングル、アルファベット、又は数字等のすべてが備わらなくては一組の書式にならないというわけではなく、施行規則に基づく、一組のハングル書式、一組のアルファベット書式、又は一組の数字書式等の出願が、要件を満たせば、書体デザインの登録を受けることができる。

② 審査について

タイプフェイスに係るデザイン権出願の審査は KIPO にて行い、一人の審査官が担当している。デザイン審査基準にはタイプフェイスの類否判断について記載されており、既存のタイプフェイスに対して、機械的複製を行った場合、ファミリー書体を作成する際に字の太さ、縦横比又は装飾を変えた場合等は、既存のタイプフェイスと新規に創作されたタイプフェイスとは類似と判断するとされているが、審査官は、実際の審査における先行デザインと対象タイプフェイス・デザインとの対比や類否判断をかなり困難だと感じている。また、審査官による審査が困難な場合、専門家から成る外部の諮問委員会に意見を聞くことができる⁸⁶が、タイプフェイスの審査に関する諮問委員会⁸⁷は、2005 年度に 1 回、2006 年度に 2 回行われ、2007 年度は 4 月からヒアリング調査を実施した 8 月末までの間には、開催されていない。

審査に用いる資料は、登録された先願デザイン及び公知資料(約 35,000 件程度)である。公知資料は資料収集も含め外注で製作を委託しており、各資料につき施行規則に基づくタイプフェイスの出願要領における文字の並び順に合わせて文字を組み直した上でデータベース化し納入させている。このように、資料の作成に手間が掛かるため、タイプフェイス以外の分野の公知資料 1 件を作成するのに比べ、2 倍の費用が掛かる。

現担当審査官は、出願に添付された文字組から、文字と文字との間隔やハンゲルのそれぞれの要素の位置関係も類否判断の要素にはするが、ハンゲル文字の構成の特殊性から大きな比重は置いておらず、全体の印象で類否判断を行っている。

③ 権利の及ぶ範囲

タイプフェイスのデザイン登録出願は、施行規則に基づき、例えばハンゲルの場合 500 文字を一組として行うが、デザイン権として登録されると、権利はその 500 文字に対してのみ発生し、500 文字を超えて出願した場合であっても、501 文字目以降は新規性の判断の参考資料として登録ができるという位置付けにすぎない。また、「一組の書式」から成るタイプフェイスのデザイン権は、分割して権利行使できないとされている。

デザイン権の効力は排他的独占権であるが、タイプフェイスに係るデザイン権の効力は、タイピング・組み版又は印刷等の通常の過程で書体を使用する場合、また、書体の使用に

⁸⁶ デザイン保護法第 30 条において準用する特許法第 58 条第 2 項。

⁸⁷ 非公開の委員会、構成はタイプフェイスの研究を行っている教授 6 名、研究機関の代表 2 名、業界団体の代表 2 名から成る。ただし、デザイン諮問委員会から得た意見は参考にとどまり、法的拘束力を持って審査の判断に影響を及ぼすものではない。なお、諮問委員会は、必要に応じて開催される。

より生産された結果物には及ばないとする効力制限規定⁸⁸が置かれている。

また、登録されたタイプフェイスが権利者の許可無く PC・PDA 等の電子機器に組み込まれている場合については、直接にタイプフェイスの権利を侵害しているのではなく、それら機器とタイプフェイスのデザイン権とは、利用・抵触関係⁸⁹にあるとの整理がなされている。

④ 保護制度に対する利用者の評価について

デザイン保護制度の利用者にとって、現行制度におけるデザイン登録出願等に要する費用については、フォントの商品価値を左右するタイプフェイスに対する保護であるので、高いと感じられていない。これは、フォントを販売し、市場で良い評価が得られた途端に対象タイプフェイス・デザインを模倣される場合の被害を考慮すると、高くはないとの認識であった。審査に対する評価としては、特に機能面（読みやすさ等）にかかわる空間の取り方、及びタイプフェイスの細部の評価が軽視されていることに不満を感じている。

(iii) タイプフェイスの開発・取引の実態

① フォント業界の現状

フォントの製作者としては、数社の大手企業があり、その他中小企業が数十社程度ある。近年、ブログや HP 等において個人の趣向を反映した書体が用いられる傾向があり、特徴のある見出用タイプフェイスの需要がある。

② 開発状況

アウトラインフォント⁹⁰の開発期間は、一般的には短いもので3か月、長いもので6か

⁸⁸ デザイン保護法（金・張法律事務所『韓国知財関連法〔和訳版〕』174頁（2007年）による。）

第44条 デザイン権の効力が及ばない範囲

第2項 書体がデザイン権として設定登録された場合、そのデザイン権の効力は次の各号の一に該当する事項には、及ばない。

1. タイプ・組み版又は印刷等の通常の過程において書体を使用する場合

2. 第1号の規定による書体の使用によって生産された結果物である場合

⁸⁹ デザイン保護法第45条。権利の直接侵害ではないが、利用又は抵触する権利の権利者（この場合、タイプフェイスの権利者）の承諾を得ないとタイプフェイスを組み込んだ PC・PDA 等の実施ができないという規定。

⁹⁰ outline font. 文字の形をコンピュータ上で表現するためのデータ形式の一つであり、文字の形状を、基準となる点の座標と輪郭線の集まりとして表現する形式をいう。表示・印刷時に曲線の方程式を計算して、描画する点の配置を決定するため、拡大や縮小、変形をいくら行っても決して文字の形が崩れないのが特長である（IT用語辞典（<http://e-words.jp/>）参照。）。

月程度であり、ビットマップフォント⁹¹に関しては、数週間程度である。明朝体、ゴシック体等の書体については、コンピュータの画面上で直接製作するため短期間で製作できるが、手書きの書体については、デッサン後にスキャン等して製作するため時間が掛かる。また、一部の文字を作成することで、その他の文字の自動生成を可能とするソフトウェアが開発されていることもあり、中小企業においても年間数十書体程度製作している。

企業におけるタイプフェイスの創作は、まず、社内の複数の部の代表で企画会議を行い、全体的な構想を練り、その上で、社内のデザイナーがその構想に基づき基本的に一人で文字の形を具現化している⁹²。総合的には、企業全体でタイプフェイスを創作しているという認識であるため、タイプフェイスに係るデザイン登録出願をする場合には、企業の代表者を創作者としている。

③ 契約の現状

フォントに関する契約につき、DTP⁹³での使用や私的な使用に対しては一括売渡、業用途の使用に対しては使用許諾というように、相手方の使用用途により契約形態が変えられている。なお、デザイン会社等からの要請による委託製作の場合⁹⁴を除き、独占的使用許諾は基本的に行われていない。また、フォントをソフトウェアへ組み込むことを許諾するというような企業間での契約においては、1年契約等の契約期間が定められることが一般的である。このような使用態様を限定した使用許諾契約の場合、当該ソフトウェア以外でフォントを使用できないようにする等、不正使用をさせないための技術的措置をフォントに講じているベンダーもある。

個人ユーザーに対するフォントの販売態様は、自社ポータルサイトや移動通信会社のポータルサイト経由でのダウンロード販売のほか、量販店でフォントパッケージとしてCD-ROMでの販売を行っている。

タイプフェイスがデザイン登録されていることは、契約の対価や条項に影響していない。

⁹¹ bitmap font. 文字の形をコンピュータ上で表現するためのデータ形式の一つであり、文字を小さな正方形の点(ドット)の集合として表し、ある決まった数の格子(例えば縦32個×横32個)ですべての文字の形状を表現するものである(IT用語辞典(<http://e-words.jp/>)参照。)

⁹² 中には、タイプフェイス・デザインの企画までを自社内で行い、そのデザインに基づいた実際の文字の形の具現化は、デザイン会社に委託している企業もある。

⁹³ Desk Top Publishing の略。電子計算機を用いて出版物の割付・編集等を行うこと(IT用語辞典(<http://e-words.jp/>)参照。)

⁹⁴ フォントの委託製作の場合、フォントの販売権は依頼者にあるが、原字(「作った権利」と表現されていた。)は製作者に残ることが一般的であり(ただし、契約により変動する。)、また、不足文字は原字を有する側が追加するとのことであった。

(iv) タイプフェイスの保護の実態

① 不正使用等の調査

文字の形状については、デザイナー及びフォントベンダーが市場で不正コピー等が流通していないかを調査しているとのことであった。フォントに関しては、プログラム著作物の一種として管理する業界団体があり、不法コピーを取り締まるため、フォントベンダーからの依頼に基づき、フォントベンダーにより製作されたフォントと第三者のフォントをプログラムとして比較し、盗用等の疑いのある場合はその第三者を訪問等して調査している。

② 模倣等の問題

過去には、創作された有名な書体につき、第三者が、その書体に含まれる文字等の一部に修正を加え、文字の特徴が似た書体を安い価格で販売した事件が数件生じたが、現在は、企業同士の模倣というより、インターネット等を介してデジタル・フォントの不正コピーが流通していることが、大きな問題となっている。

③ 保護に用いる手段

今までにデザイン保護法に基づきデザイン登録されたタイプフェイスは、新規性や創作非容易性等の厳しい要件を満たした特徴的な書体であり、一般に用いられている本文用の書体に比べ流通量も少なく模倣等の被害を受け難いため、模倣等の被害に対する保護手段としてのデザイン保護法に基づくタイプフェイスの法的保護制度導入の効果は、まだ十分に分析できていない。一方で、このような制度の導入は、フォントの新たな保護手段が増えた⁹⁵ということで、権利者等からの保護制度への評価はおおむね良い。ただし、その活用状況としては、タイプフェイスに関する模倣等を排除するために活用するというよりは、主として、タイプフェイスに関する契約時に、新規性のある書体としての公的機関による証明としてユーザーに宣伝するために活用されている。

⁹⁵ デザイン保護法によるタイプフェイス保護制度の導入以前は、デジタル・フォントは、著作権、プログラム保護法及びオンライン・デジタルコンテンツ産業振興法等で保護されていた。

IV. タイプフェイスを取り巻く状況

タイプフェイス等の創作・取引の実態及びタイプフェイスの模倣等の問題を把握するため、我が国におけるタイプフェイスの創作者及びユーザー等約1,000社（個人を含む）を対象としたアンケート調査を行った⁹⁶。

その際、より具体的な実態及び問題を把握するため、下図に示すように、タイプフェイス等とのかかわりに応じて、回答者を、(a)創作者、(b)製作者、(c)利用者に分類し、一部の質問項目につき階層を分けて調査を行った。

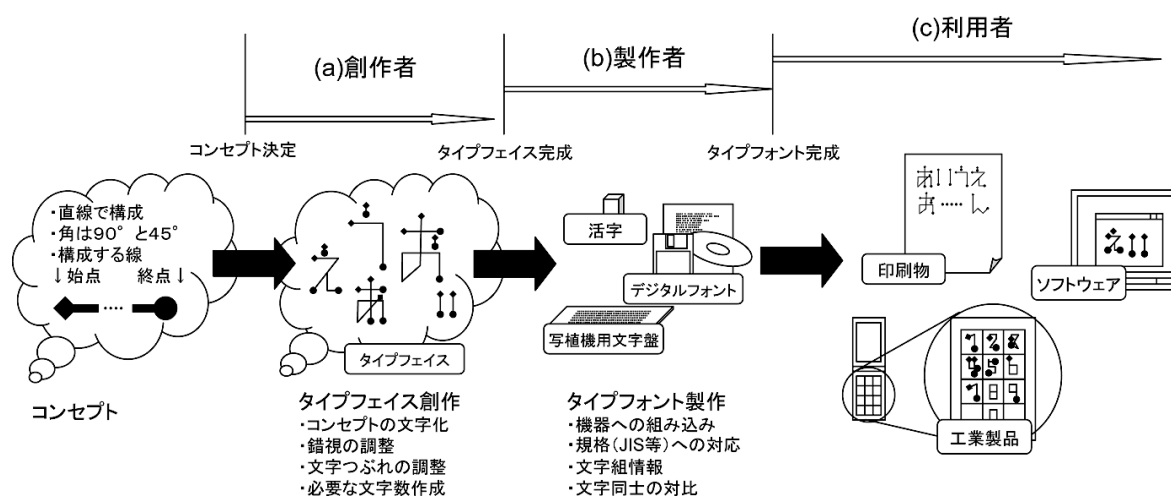


図8. 創作者・製作者・利用者の違いの概念図（事務局作成）

- (a) 創作者：タイプフェイスの文字の形状を創作する者（ロゴ等のデザインのために数文字程度創作する者を除く）（以下「デザイナー」という。）
- (b) 製作者：タイプフェイスを基にフォントを製作する者（以下「フォントベンダー」という。）
- (c) 利用者：タイプフェイスやフォントを製品のデザインや印刷等に業として利用する者（以下「ユーザー」という。）

本章は、この国内アンケート調査結果、及び、当該アンケート調査結果において「タイプフェイスに関連する問題が生じたことがある」と回答のあった個人及び企業を中心に行った、国内ヒアリング調査結果を取りまとめたものである。

⁹⁶ アンケート調査票については、本報告書「資料編 資料Ⅰ 国内アンケート調査票」を参照。アンケート調査結果については、本報告書「資料編 資料Ⅱ 国内アンケート調査結果」を参照のこと。

1. タイプフェイスの創作及びフォントの製作の現状

(1) タイプフェイスの創作書体数

タイプフェイスの創作は、各デザイナーにおいて、新規書体として年間数書体程度（2002～2006年度平均：3.6書体）、既存のタイプフェイスを改良等して新たに開発する改良・復刻書体で1～2書体程度（2002～2006年度平均：2.5書体）行われている（問5）。通算では⁹⁷、各デザイナーにおいて、新規創作書体が40書体弱（平均：37.4書体）、復刻・改良書体が20書体強（平均：21.2書体）程度で、そのうち、漢字・仮名等まで含んだ和文総合書体はその半数程度（平均：新規書体—19.5書体、復刻・改良書体—13.5書体）である（問4）。

(2) タイプフェイスの創作の現状

タイプフェイスの創作は、タイプフェイス1書体に対し、そのコンセプトの決定からタイプフェイス・デザインの完成まで、一般的には2年程度（平均的な文字数の創作に掛かる平均：22.7月）の期間を掛けて、2名程度（一般的な期間に掛かる平均：2.2人）で行う。なお、創作期間の短いもので約1年（平均：12.0月）、長いものでは4年弱（平均：45.9月）掛けて創作を行う。（問8）タイプフェイス1書体の平均的な文字数は約7,400字（平均：7383.4字）であり（問7）、この文字数のタイプフェイスの創作には、約970万円（平均：9,708,417円）の費用が掛かる（問9）。

また、あるタイプフェイスを創作する際、エレメント（撥ね、払い等の要素）及び基本的な字形が共通し、文字の幅や縦横比等の異なるファミリー書体については、バラエティの拡充を目的として、また、ユーザーからの要求により創作することが多い（69.2%）（問12）。このファミリー書体については、新規書体に比べ、半分強の費用（平均：新規書体の5.5割程度の費用）で創作できる（問12）。

タイプフェイスの創作に当たり、事前に創作するタイプフェイスと似たフォントの有無の調査については、デザイナーのうちの約半数（48.1%）（問25）と、フォントベンダーのうちの4割強（41.7%）（問43）が行っている。

かつて、タイプフェイスのデザインは紙面上にて行われ（デザインされた各タイプフェイスを「原字」という。）、紙にデザインされた原字を基に印刷用のフォント（活字や写植盤等）を作成するという工程があり、市場においてタイプフェイスすなわち原字での流通があった。しかし、現在では、近年のタイプフェイス開発環境のデジタル化の流れもあり、

⁹⁷ 本アンケート調査結果は、過去～平成19年8月1日現在の業務等に基づく回答を取りまとめたものである。

タイプフェイス自体をフォント作成ソフトウェアで作成する等、タイプフェイスとフォントの開発が同時進行で行われることもあり（創作タイプフェイス全体の30.0%（≒42.3%のデザイナーの7.2割の書体）（問6）、タイプフェイスとフォントが流動的になっている。

（3） フォントの製作の現状

創作されたタイプフェイスは、デザイナー自身によりフォント化される（デザイナー個人というよりも、デザイナーが所属する事業者が、フォントベンダーを兼ねている。）ことが多い（59.6%）が、デザイナーから提供されたタイプフェイスに基づきフォントベンダーによりフォント化されることもある（26.9%）（問13）。デザイナーがフォントベンダーにタイプフェイスを提供する場合、3,700字程度の文字のアウトラインデータ⁹⁸等のデジタルデータを提供することが多い（85.7%）（問17及び問18）。

フォントベンダーにおいては、一般的に1年強（平均的な文字数の創作に掛かる平均：14.6月）の期間を掛けて、4名程度（平均的な期間に掛かる平均：4.3人）で、入手したタイプフェイスをフォント化している。なお、短いもので半年強（平均：6.2月）、長いもので約3年（35.2月）の期間を掛けてフォント化する（問39）。製品化されるフォントに含まれる平均的な文字数は約9,900字（平均：9,893字）であり（問38）、この文字数を含むフォントの製作には、約1,250万円（12,500,167円）の費用が掛かる（問40）。

2. タイプフェイス等に関する契約の現状

（1） デザイナーとフォントベンダー間の契約

デザイナーとフォントベンダーとの間のタイプフェイスのフォント化に関する契約は、デザイナーからフォントベンダーに対するタイプフェイスの利用許諾に基づく場合が多い（デザイナー：64.3%（問14）、フォントベンダー：60.9%（問32））が、デザイナーがフォントベンダーから委託を受けてタイプフェイスの創作を行う場合もある（デザイナー：28.6%）（問14）。この契約は、期間の取り決めがされていないことが多く（78.6%）（問15）、また、独占的な契約でないことが多い（64.3%）（問16）。

フォントベンダーに提供されたタイプフェイスへの対価は、フォントの販売数に応じたロイヤリティ（すべてロイヤリティ：50.0%、一部契約金・一部ロイヤリティ：28.6%）として支払われることが多い（問20）。これら、フォントベンダーとの契約によって、約半数のデザイナーがタイプフェイスの創作に掛かった費用を回収できている（何らかの形

⁹⁸ 文字の形状を、コンピュータ上で表現するために、基準となる点の座標と輪郭線の集まりとして表現したデータのこと（IT用語辞典（<http://e-words.jp/>）参照。）。

式で回収できるとした者の合計：57.1%)が、創作に掛かった費用を回収できていないデザイナーも存在する（7.1%）（問 22）。

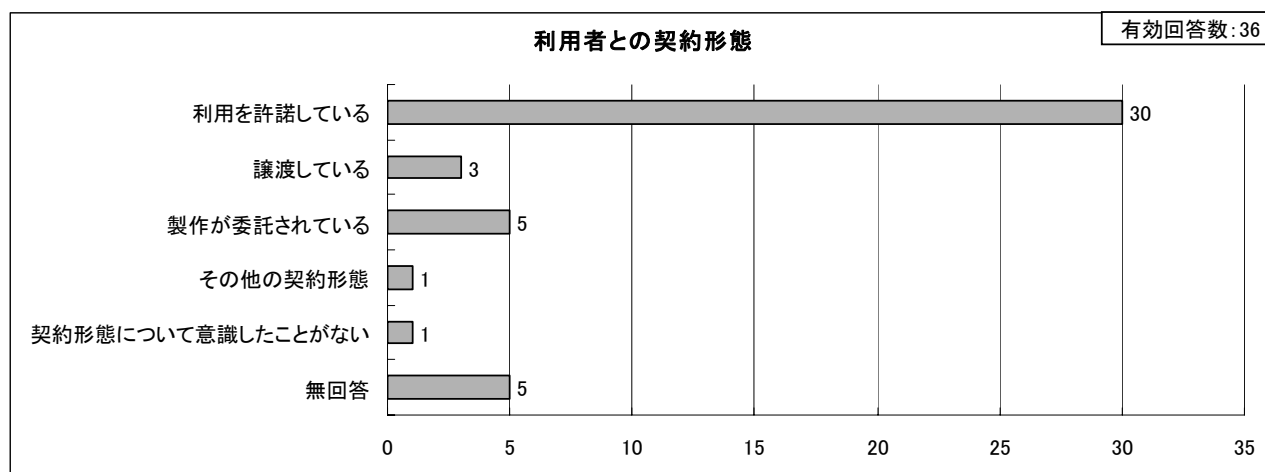
（2） フォントベンダーとユーザー間の契約

フォントベンダーとユーザーとの間のフォントに関する契約は、フォントベンダーからユーザーに対するフォントの利用許諾に基づく場合がほとんどである（83.3%）（問 44）。その契約方式はケース等の封を解くことで契約が成立したとされるシュリンクラップ契約（50.0%）と、営業所等において直接書面を交わしている契約（38.9%）が多い（問 45）。

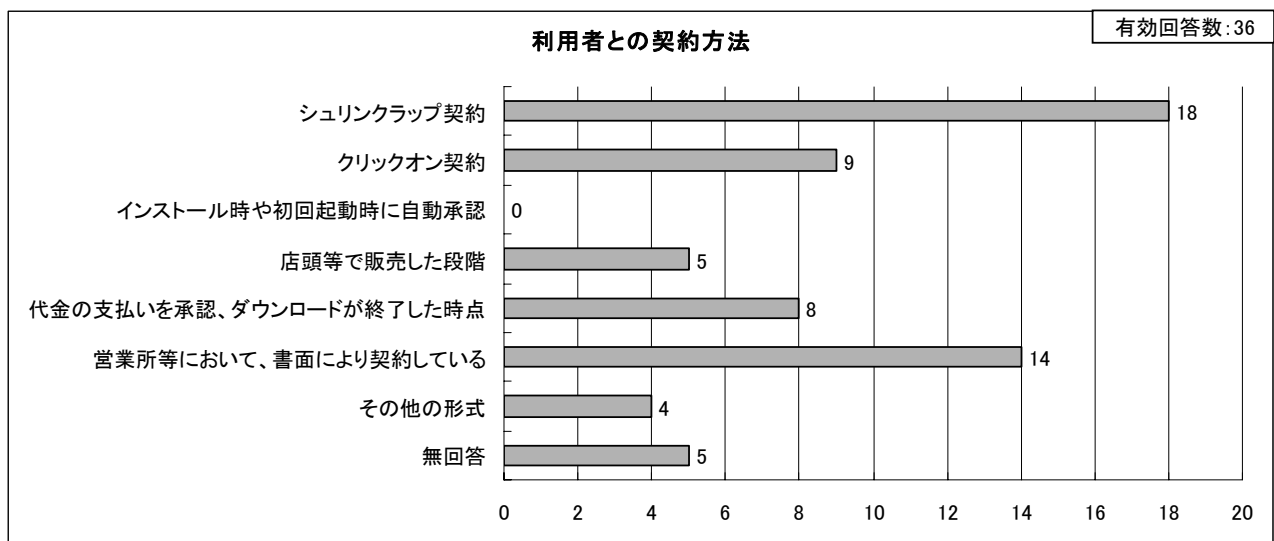
この契約は期間が定められているもの（フォントベンダー：47.2%、ユーザー：39.7%）も定められていないもの（フォントベンダー：38.9%、ユーザー：49.4%）も同程度あり（問 46 及び問 57）、また、独占的な契約であることは少ない（フォントベンダー：11.1%、ユーザー：3.8%）（問 47 及び問 56）。ただし、利用期間が定められている契約においても、そのほとんど（75.8%）が契約の更新等により期間が満了することはない（問 58）。

これらの契約の対象となるフォントは、フォントベンダーから個別に入手する場合もある（55.8%）が、パソコン等に最初からインストールされていたもの（70.5%）やソフトウェアに添付されていたもの（41.7%）を用いることも多い（問 54）。なお、入手したフォントに不足文字を追加することは余りなく（31.4%）、改変を行うことも少ない（21.8%）（問 60 及び問 61）。

問 44 フォントベンダーとユーザー間のフォントに関する契約の形態（複数回答可）



問 45 フォントベンダーとユーザー間のフォントに関する契約の方式（複数回答可）



3. タイプフェイス等に生じている問題

(1) デザイナーに生じている問題

自らが創作したタイプフェイスについて、タイプフェイス・デザインの盗用に係る問題を発見するデザイナーは3割5分程度であり（34.6%）、その盗用の形態は、契約外の会社から似たフォントを販売される、似たタイプフェイスを第三者の創作として公表される、タイプフェイスを基に製作したフォントの海賊版等が流通する等様々である（問 26）。また、創作したタイプフェイスについて、契約違反等の問題が生じたことのあるデザイナーも2割強（23.1%）であり、その契約違反の形態は、許諾範囲外の使用・許諾範囲を超える機器数での使用等が多い（問 27）。

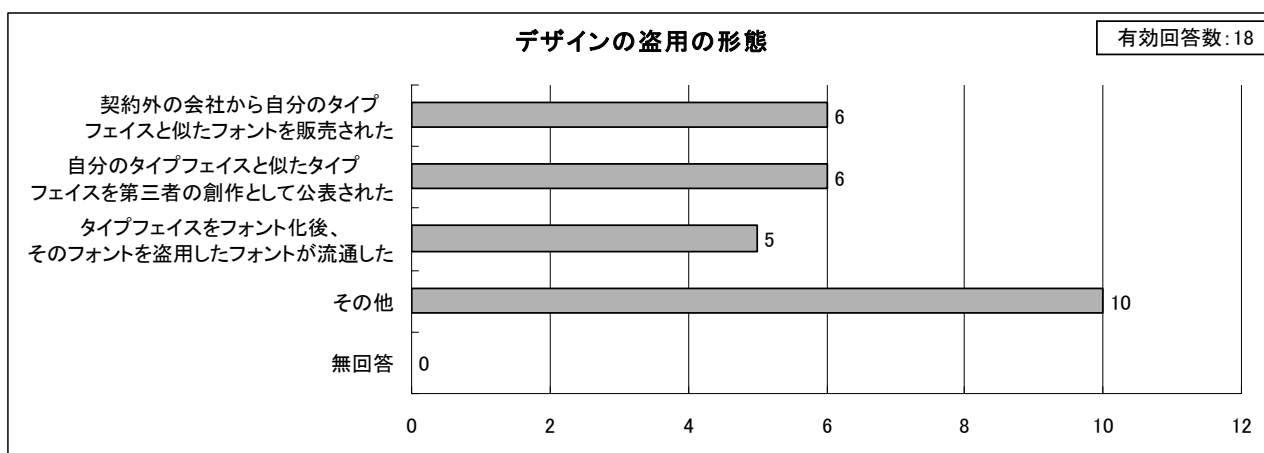
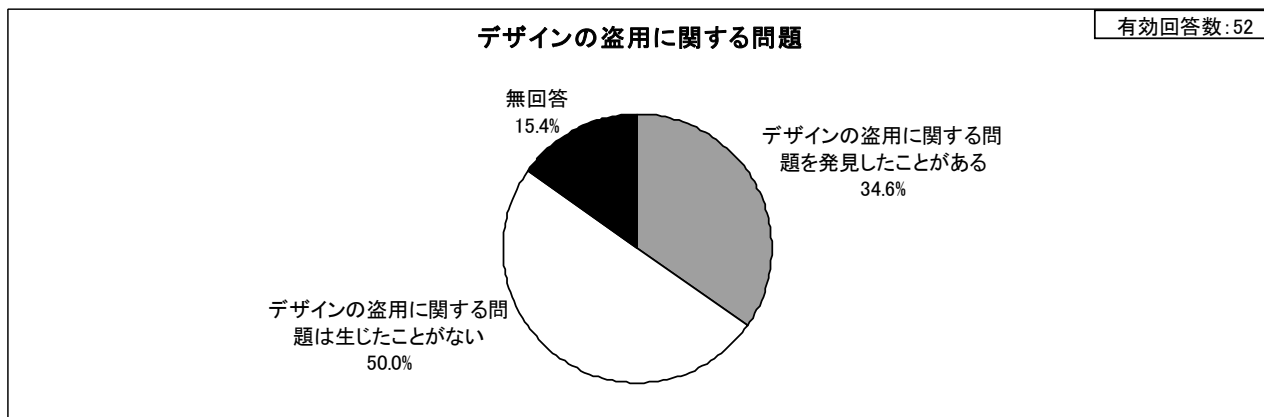
これらタイプフェイス・デザインの盗用や契約違反の具体的態様としては、デザイナーが創作したタイプフェイスを無断でロゴやテレビ番組のテロップ等に使用されること、フォントの海賊版の流通が挙げられる（問 26 自由記述欄及び問 27 自由記述欄）。

問題の生じた者においては、これらの問題により、タイプフェイスの売上げに悪影響を受けている（大きく落ちた 33.3%、若干悪化した 33.3%）（問 28①）ものの、タイプフェイスの評判には特に影響を受けていないようである（変わらない 41.7%、他は無回答）（問 28②）。

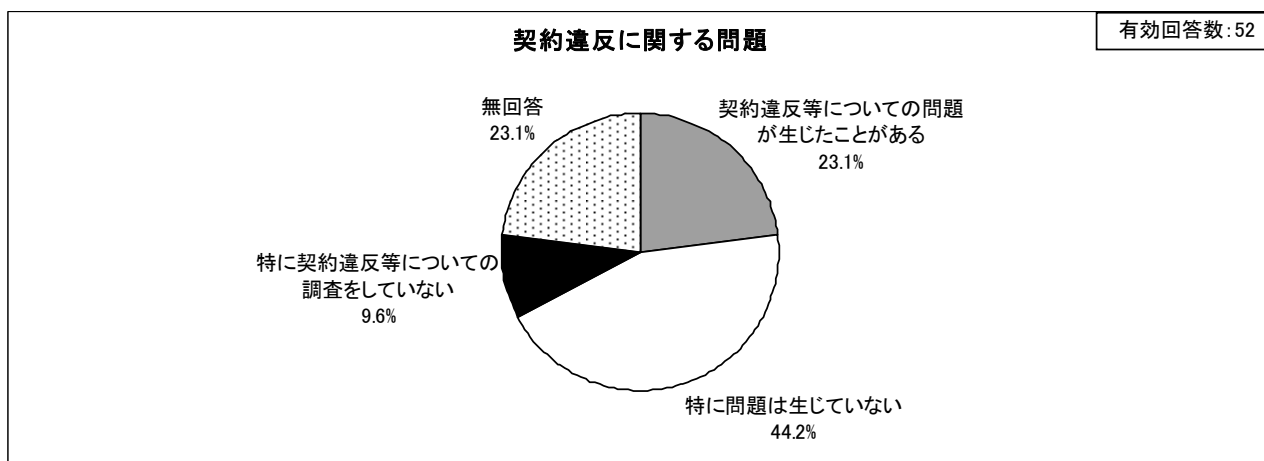
タイプフェイス・デザインの盗用及び契約違反等の問題に対し、デザイナーは、警告状を発して抗議する等して対応し（71.4%）（問 29）、その結果、金銭的な賠償を受けたり（31.3%）、相手が問題の製品の販売中止・回収等を行うことで（46.7%）問題が解決することが多いが、一方でタイプフェイスに権利が無いことを理由に相手にされないことも多

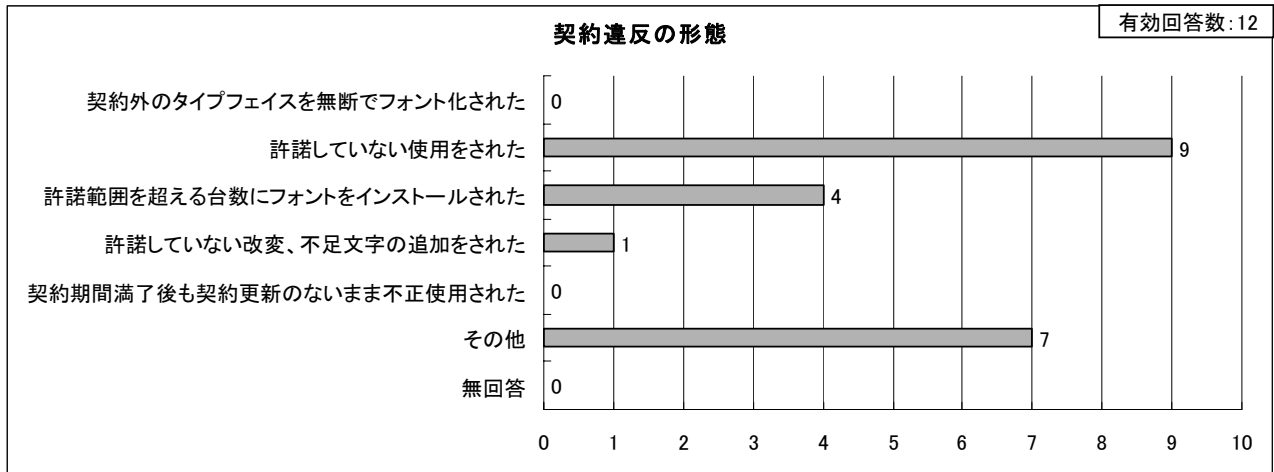
いようである (40.0%) (問 30)。

問 26 創作したタイプフェイス・デザインの盗用の問題の有無及び盗用の形態 (複数回答可)

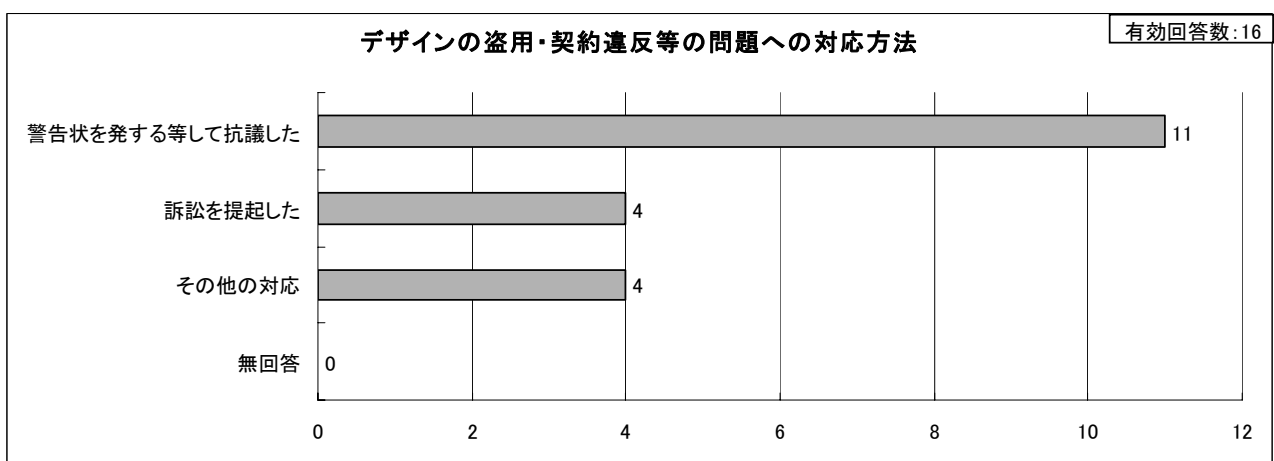
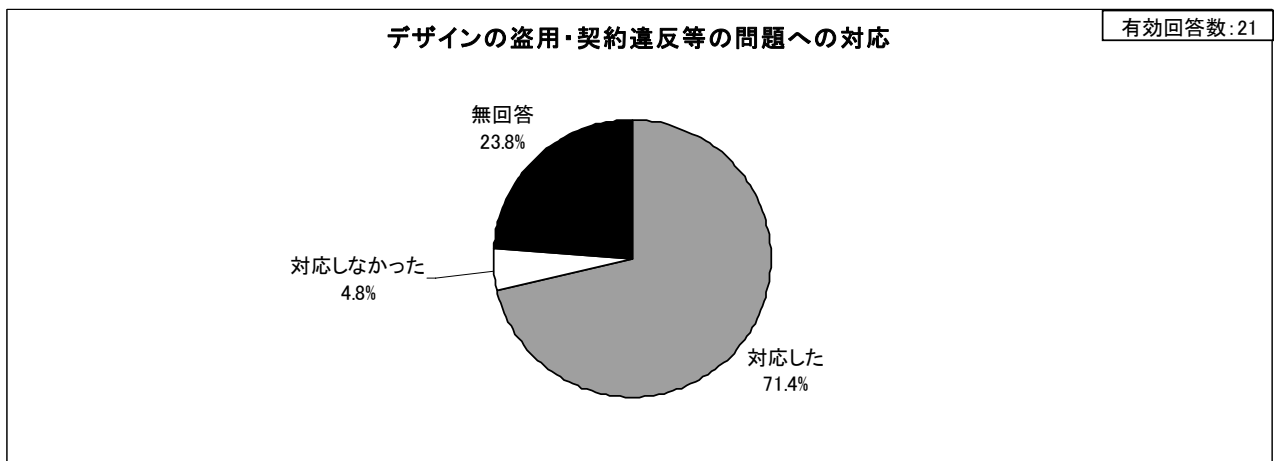


問 27 創作したタイプフェイスに関する契約違反等の問題の有無及び問題の形態 (複数回答可)

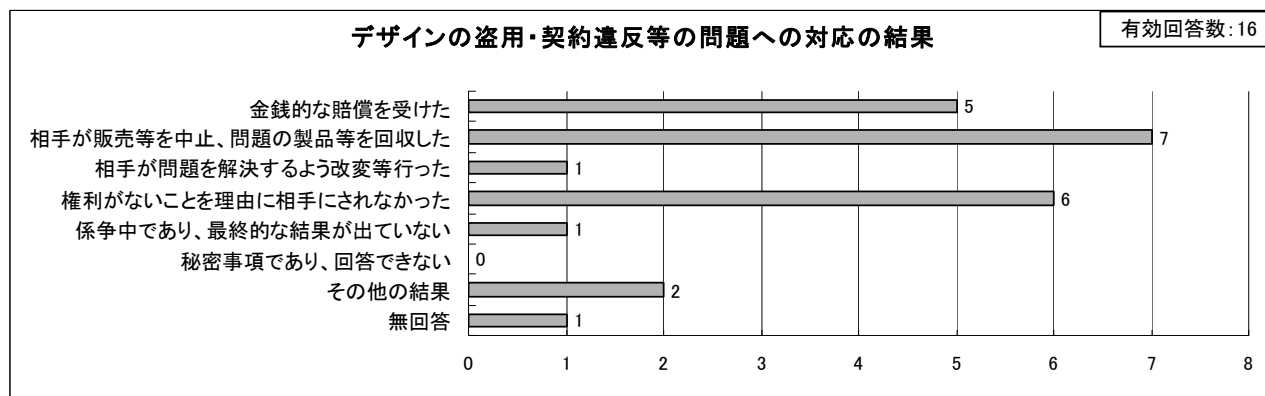




問 29 タイプフェイス・デザインの盗用、契約違反等の問題に対するデザイナーの対応の有無及び対応の態様（複数回答可）



問 30 タイプフェイス・デザインの盗用、契約違反等の問題に対する対応の結果（複数回答可）



(2) フォントベンダーに生じている問題

自らが製作したフォントについて、そのデザインの盗用に関する問題が生じたことがあるとするフォントベンダーは4割に及び(41.7%)、その盗用の形態は、他者から似たフォントを販売される、複製フォントが出回る等のほか、全く同じ印刷結果となる別のフォントが他社から販売されることもある(問48)。また、契約上の問題については、デザイナーとの間で、販売しているフォントがタイプフェイスを盗用しているとの警告を受ける等して生じることもある(11.1%)(問49)が、その割合は、ユーザーとの間での、フォントの許諾範囲外での使用・許諾範囲を超える機器数での使用等の契約違反に係る問題の方が多い(44.4%)(問50)。

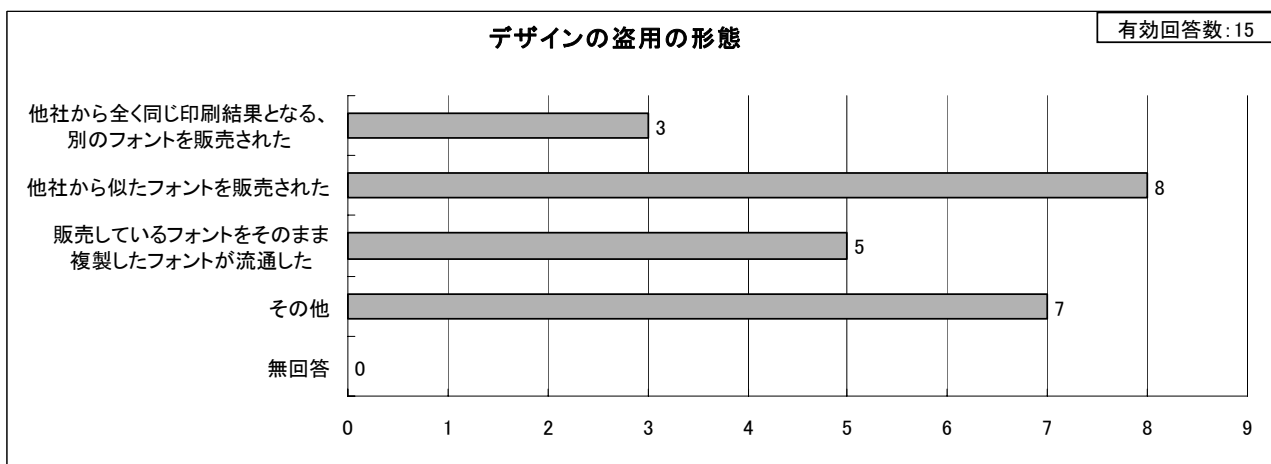
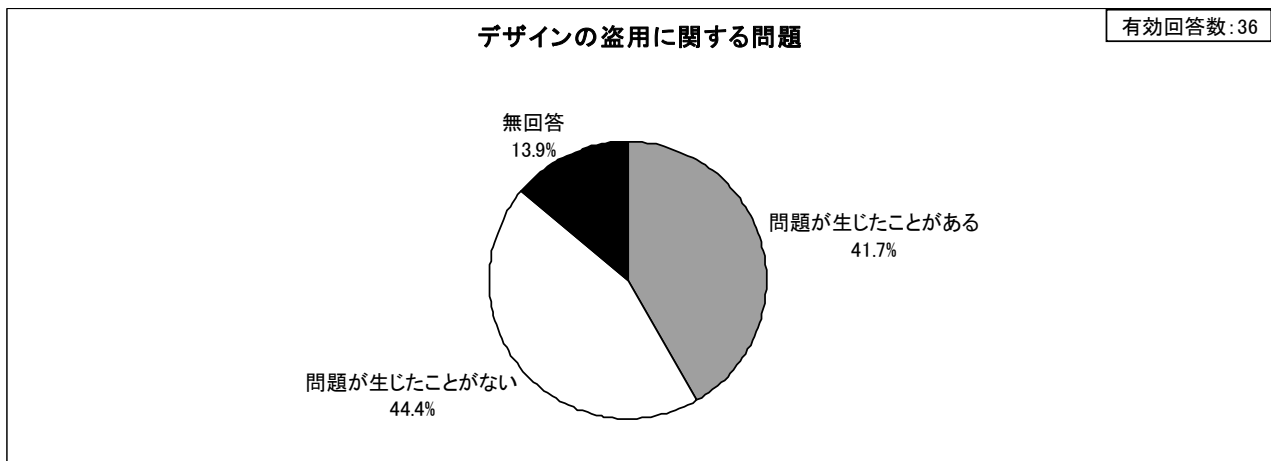
これらフォントのデザインの盗用や契約上の問題の具体的態様としては、フォントの海賊版の流通が挙げられていた(問48自由記述欄、問50自由記述欄)。

問題の生じた者においては、これらの問題により、タイプフェイスの売上げ(大きく落ちた:30.8%、若干悪化した:30.8%)(問51①)及び評判(下がった7.7%、上がった7.7%、他は変わらない又は無回答)(問51②)に影響を受けている(61.9%)(問51)。

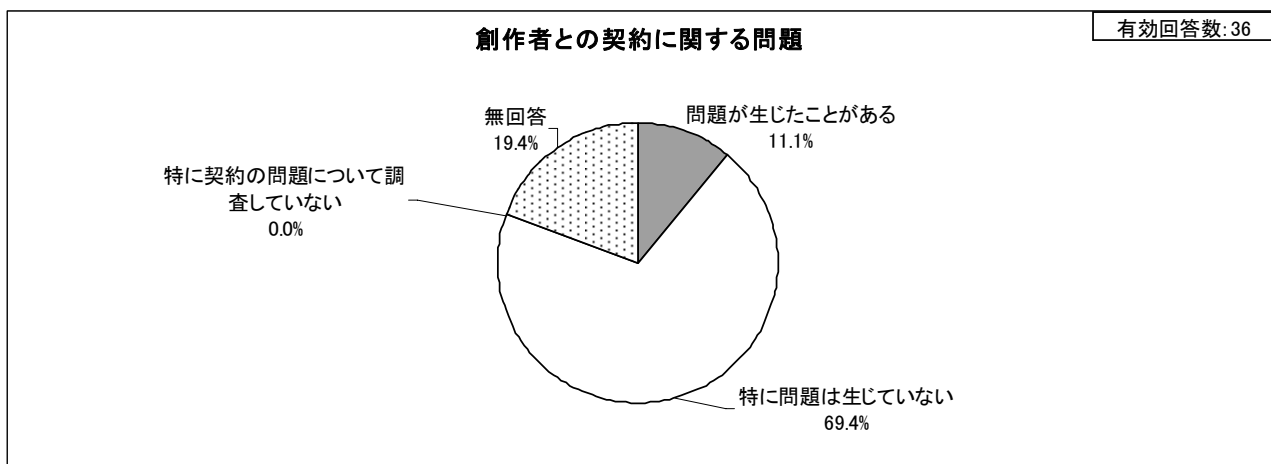
フォントのデザインの盗用及び契約違反等の問題に対し、フォントベンダーは、警告状を發して抗議する等して対応し(71.4%)(問52)、その結果、金銭的な賠償を受けたり(40.0%)、相手が問題の製品の販売中止・回収等を行うことで(販売中止46.7%、回収26.7%)問題が解決することが多いが、一方でタイプフェイスに権利が無いことを理由に相手にされないことも多い(40.0%)(問53)。

なお、国内ヒアリング調査によると、フォントの海賊版の流通に対しては、(社)コンピュータソフトウェア著作権協会(Association of Copyright for Computer Software)に対応を依頼しているフォントベンダーもあった。

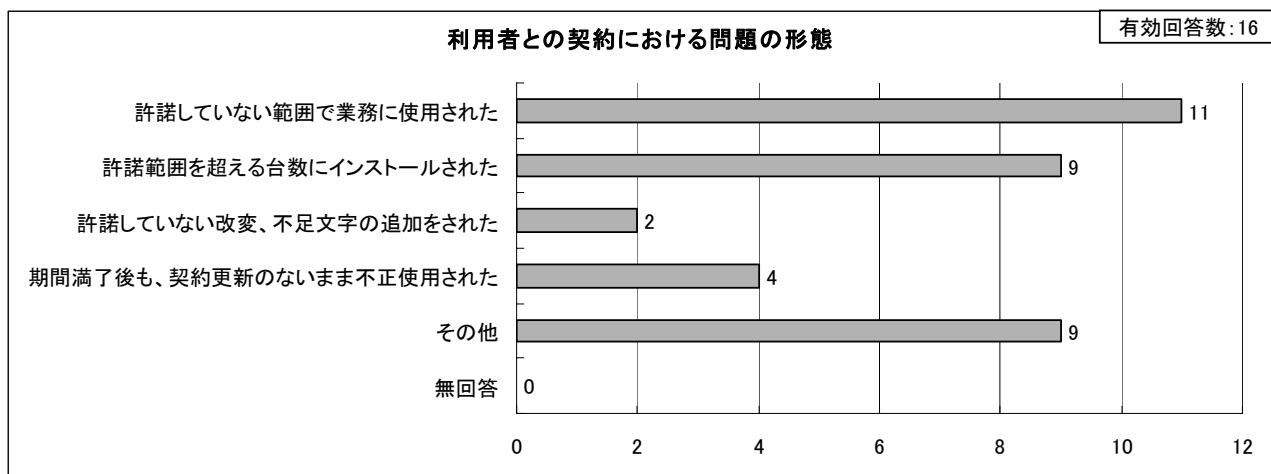
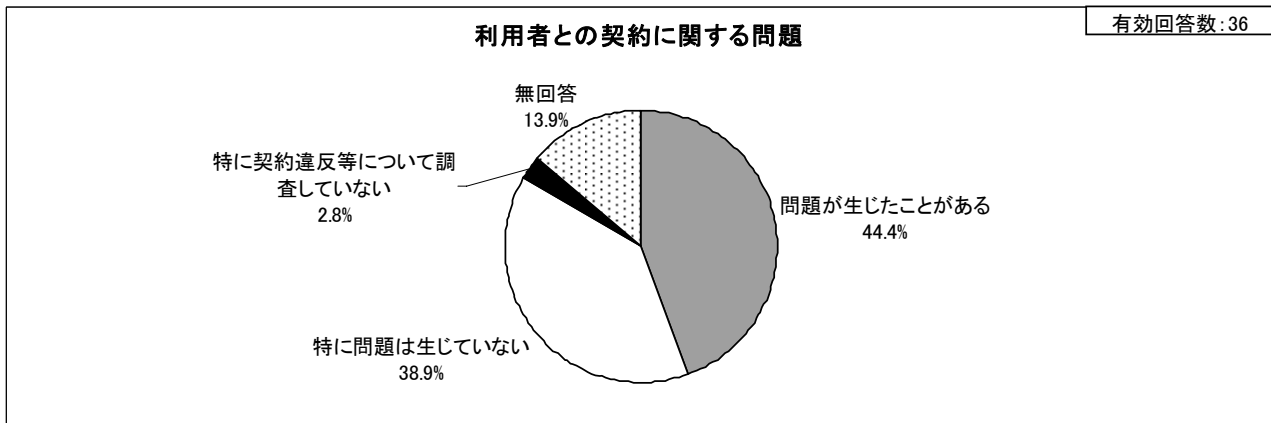
問 48 製作したフォント・デザインの盗用の問題の有無及び盗用の形態(複数回答可)



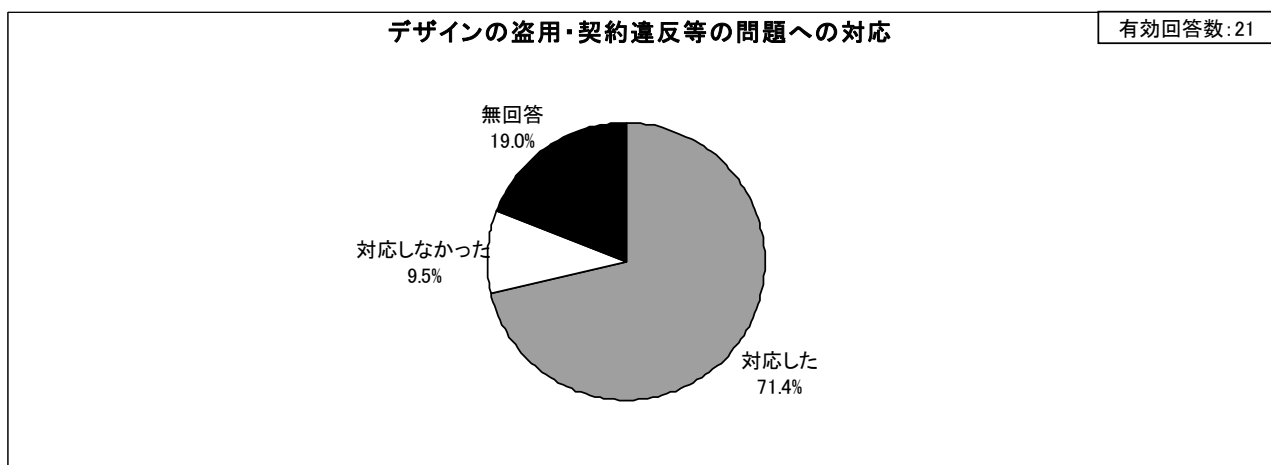
問 49 製作したフォントに関するデザイナーとの契約上の問題の有無

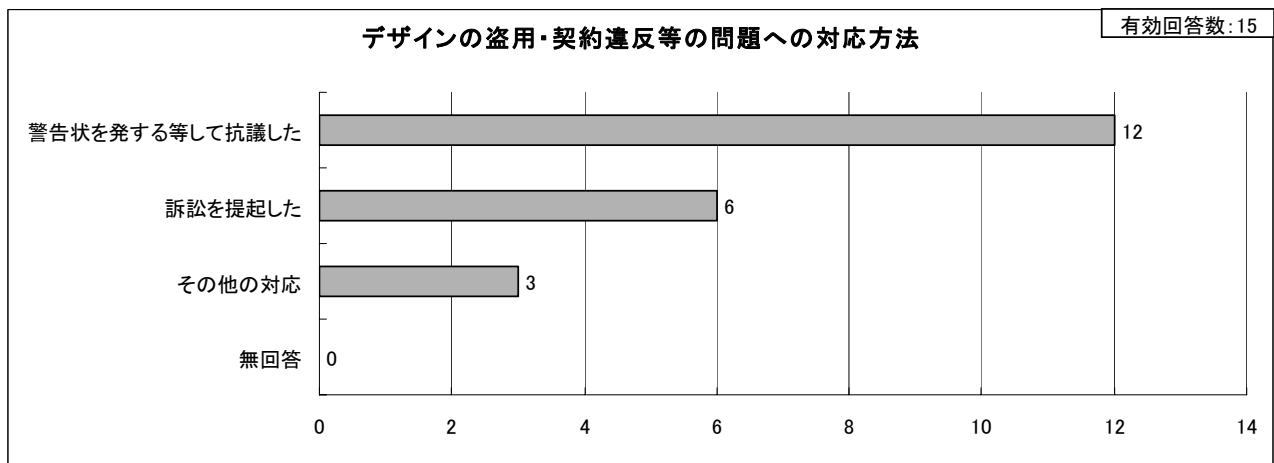


問 50 製作したフォントに関するユーザーとの契約上の問題の有無及び問題の形態(複数回答可)

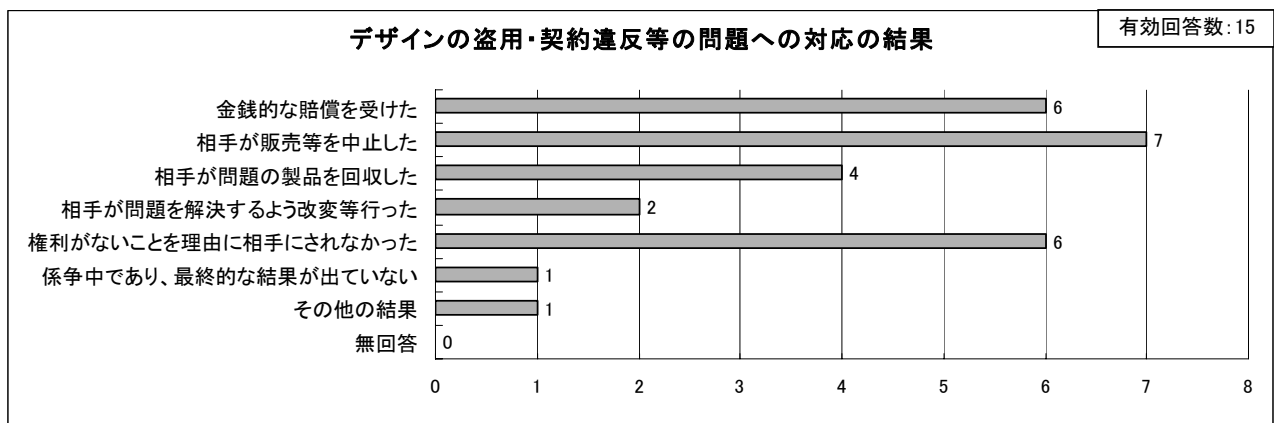


問 52 フォント・デザインの盗用、契約違反等の問題に対するフォントベンダーの対応の有無及び対応の態様(複数回答可)





問 53 フォント・デザインの盗用、契約違反等の問題に対する対応の結果（複数回答可）

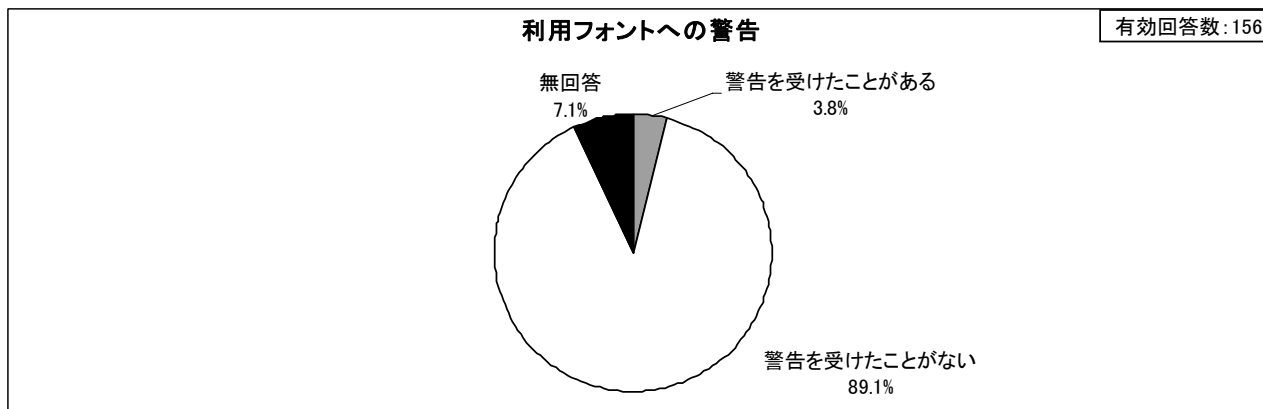


(3) ユーザーに生じている問題

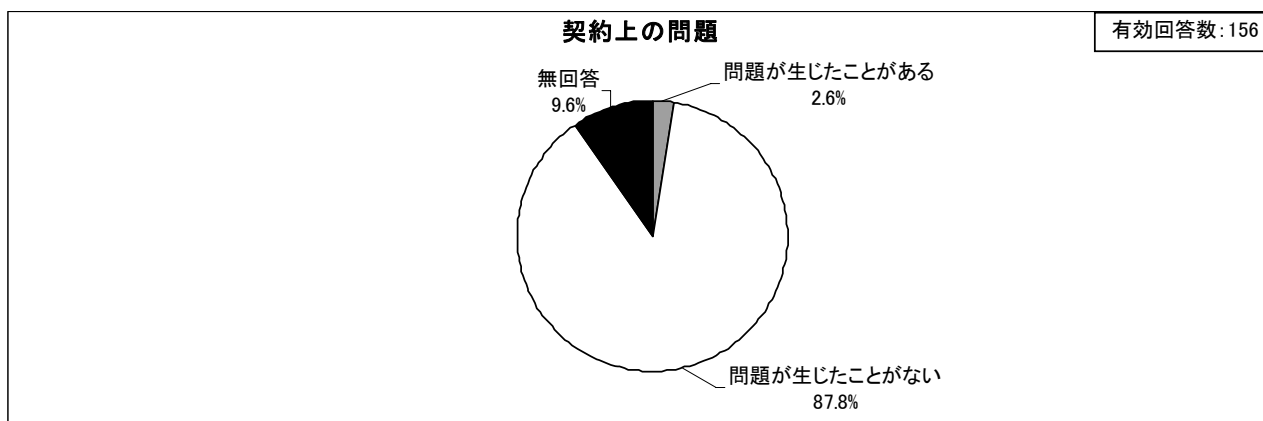
ユーザーにおいては、フォントの使用に際し、警告を受ける等の問題が生じることはほとんどない（デザインの盗用等の問題：3.8%（問 63）、契約上の問題：2.6%（問 65））。なお、警告を受けた場合には、金銭を支払ったり、利用するフォントを別のものに変えたりと、何らかの対応をとっている（100.0%）（問 64）。

フォントの利用に際しては、値段が高いことや、ハードウェアやソフトウェアがバージョンアップ等で変わる度に新たな契約を要すること、利用許諾範囲が明確でないこと等に不満を持っているようである（問 65 自由記述欄及び問 81 自由記述欄）。

問 63 利用しているフォントに関する警告の有無



問 65 利用しているフォントに関する契約上の問題の有無



4. タイプフェイスの法的保護に関する認識

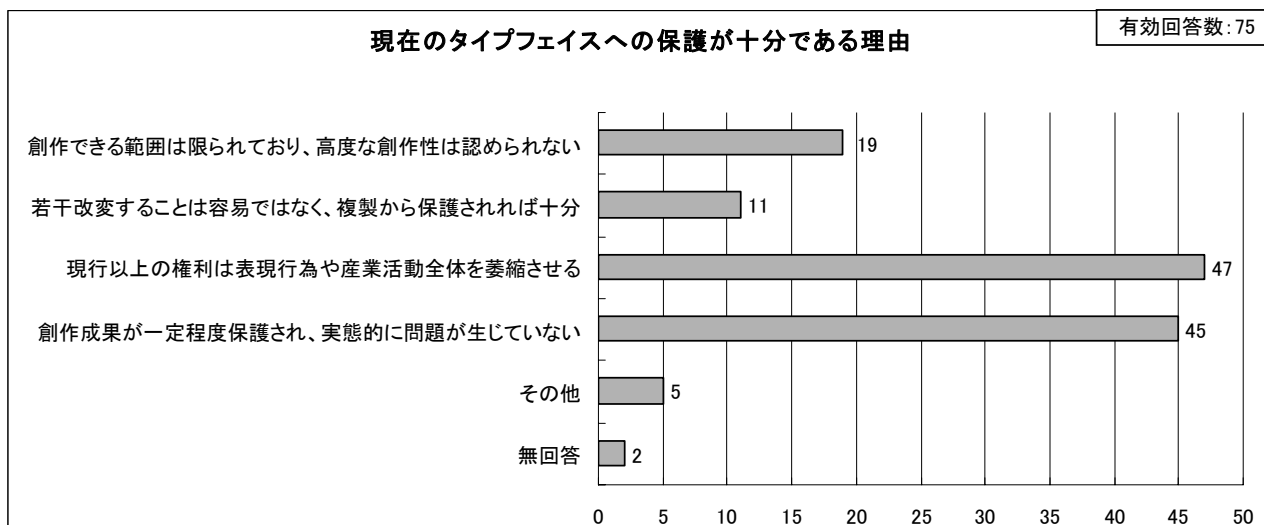
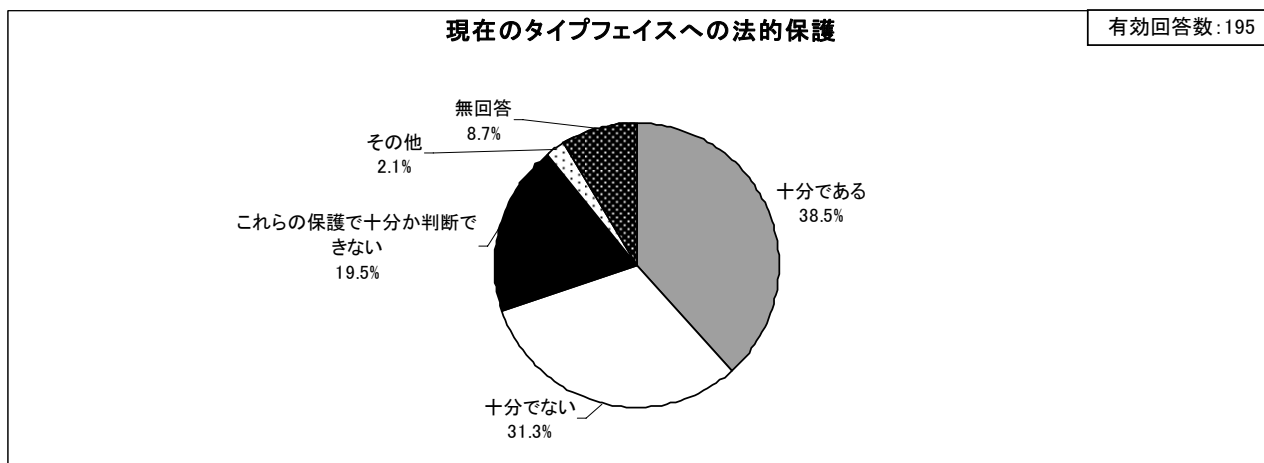
(1) タイプフェイス又はフォントの契約に関する問題の有無

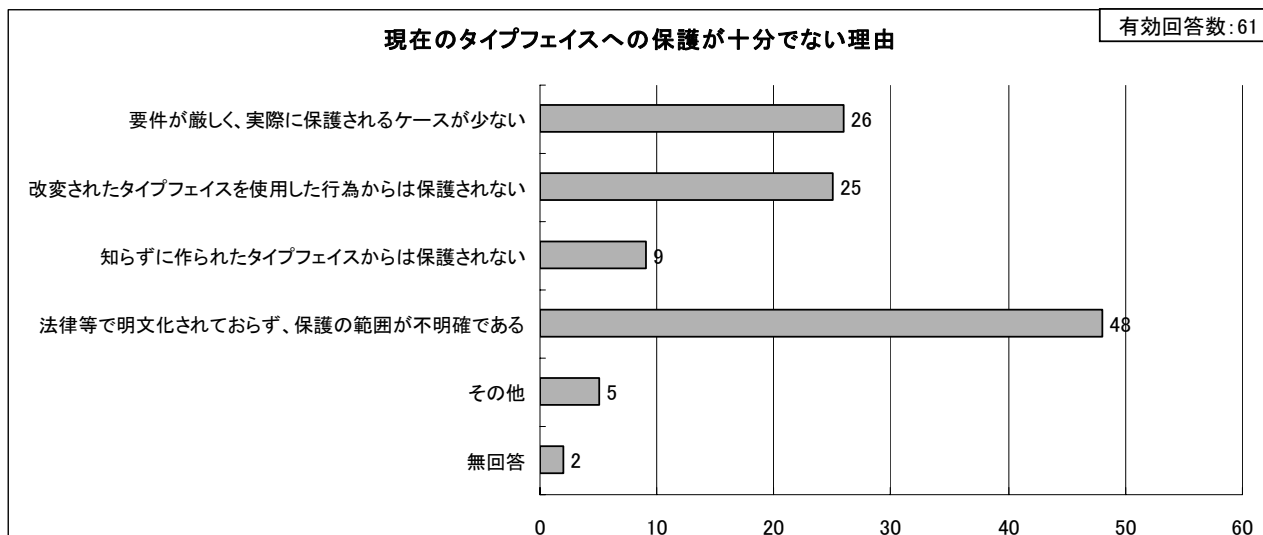
タイプフェイス又はフォントの契約において何らかの不自由を感じている者もいる(26.7%) (問 69) が、この不自由には、フォントの値段が高いことに関するもののほか、フォントの使用許諾契約に関しては、その手順が煩雑であること、使用許諾範囲が不明確であること、また、フォントベンダーにより使用許諾範囲が異なるため個々のフォントの使用許諾範囲を確認することが煩雑であること、並びに、使用する機器やフォントの形式の変更及びハードウェアやソフトウェアのバージョンアップに伴い、同じフォントを使用するためにも新たな契約を要すること等がある (問 69 自由記述欄及び問 81 自由記述欄)。

(2) タイプフェイスの新たな法的保護に対する要望

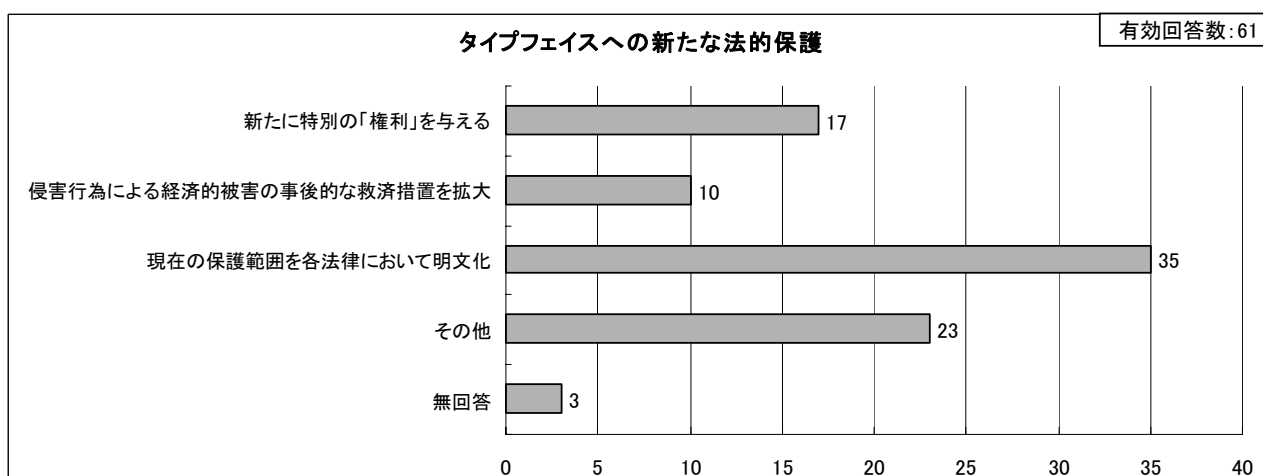
現在のタイプフェイスの法的保護について、十分だとする者（38.5%）と十分でないとする者（31.3%）とで意見が分かれている（問70）。十分であるとする者の理由としては、文字の保護を強化すると、他人の権利を侵害しないかの調査負担が増え、産業活動全体が萎縮すること（36.4%）、現在実態的に問題が生じていないこと（34.9%）に関するものが多く、十分でないとする者の理由としては、法律等で明文化されていないために保護範囲が不明確であること（41.7%）が最も多いが、現在の法的保護を受けるための要件が厳しい（22.6%）、同一のタイプフェイスを使用した行為からは保護されるが、若干改変されたタイプフェイスを使用した行為から保護されない（21.7%）等の保護されるタイプフェイスが限られていることに関するものもある（問70）。新たな法的保護を与える場合には、現在の保護範囲を明文化することへの要望が強い（39.8%）（問71）。

問70 現在のタイプフェイスへの法的保護について





問 71 現在のタイプフェイスへの法的保護が十分でないとする者が望む新たな法的保護の望ましい形態



(3) タイプフェイスの法的保護を望む者が求める権利の内容

現在のタイプフェイスの保護が十分でないため、何らかの権利を求める者は、行政庁に登録した範囲で権利が発生する制度（29.4%）よりも、特段の手續無しに、創作又は公表した時点で権利が発生する制度（52.9%）を望んでいる（問 73）。また、保護要件については新規性（必要：37.7%、不要：31.1%）（問 76①）、創作非容易性（必要：36.1%、不要：29.5%）（問 76②）共に必要とする者と必要としない者との意見が分かれ、保護要件の厳しい制度は余り望まれていない。

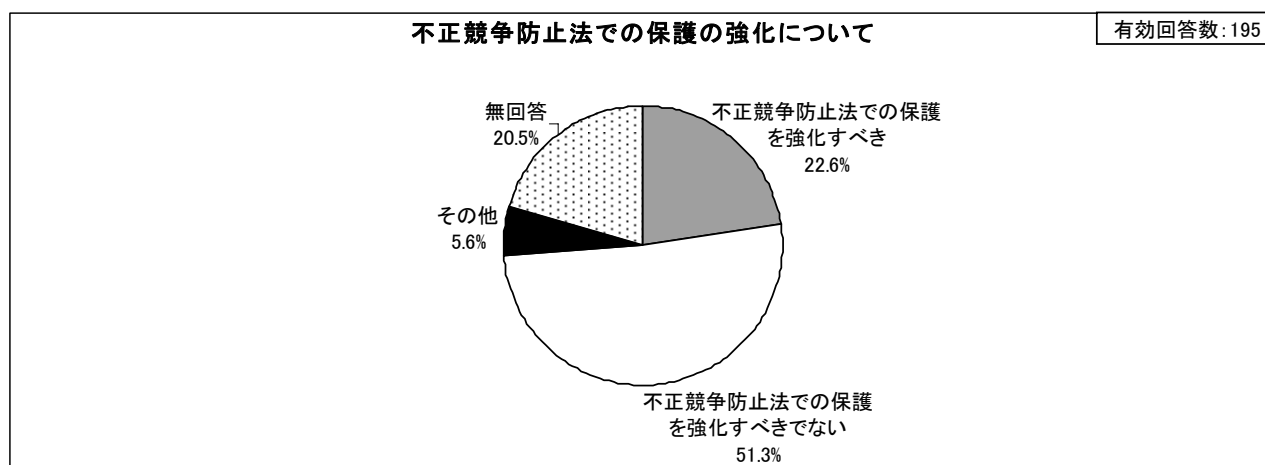
しかし、その一方で、権利の内容については、差止めの請求（75.4%）（問 74）や過失の推定（適当である：36.1%、一部の制限の下認めることは適当：39.3%）（問 75）を認

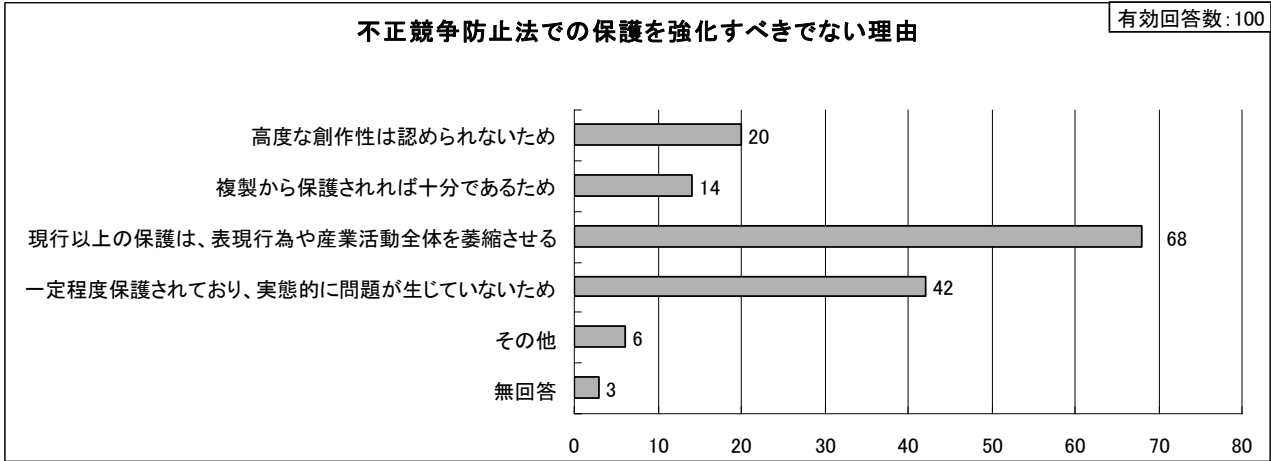
める強い権利を求めており、権利の及ぶ範囲についても、アナログ・フォントの製造・販売・流通等（侵害する行為にすべき：60.7%、その他はすべて無回答）、デジタル・フォントのデータの販売等（侵害にする行為にすべき：65.6%、その他はすべて無回答）、デジタル・フォントを収容した記憶媒体の製造・販売・流通等（侵害する行為にすべき：63.9%、その他はすべて無回答）デジタル・フォントを組み込んだ電子機器等の製造・販売・流通等（侵害する行為にすべき：57.4%、すべきでない：6.6%、その他はすべて無回答）、サーバー等からの電気通信回線を通じたデジタル・フォントの提供等（侵害する行為にすべき：59.0%、すべきでない：1.6%、その他はすべて無回答）と、広い保護範囲を望んでいる（問 77②～⑥）。

（４） タイプフェイスの法的保護につき現行法の改正に関する要望

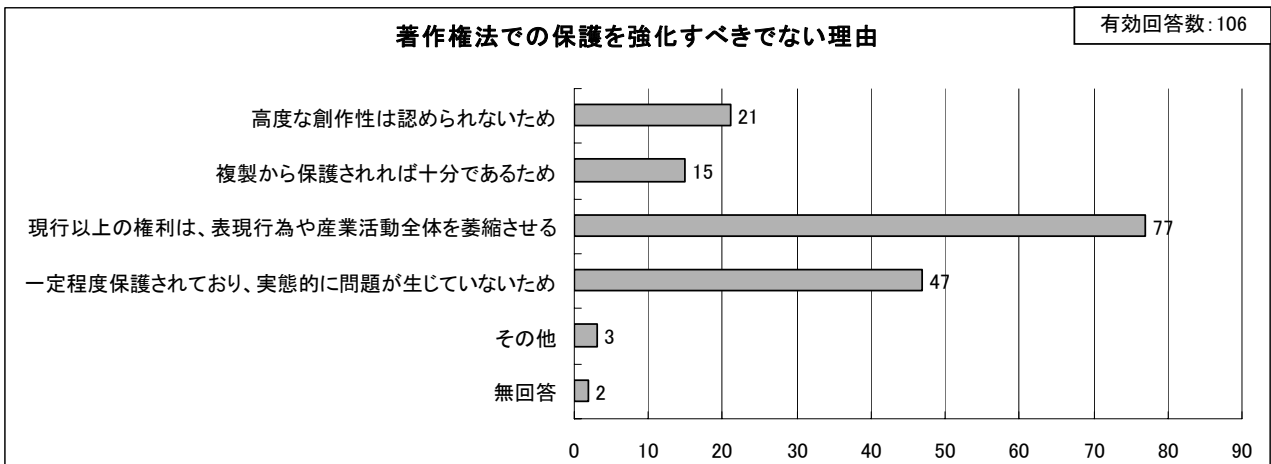
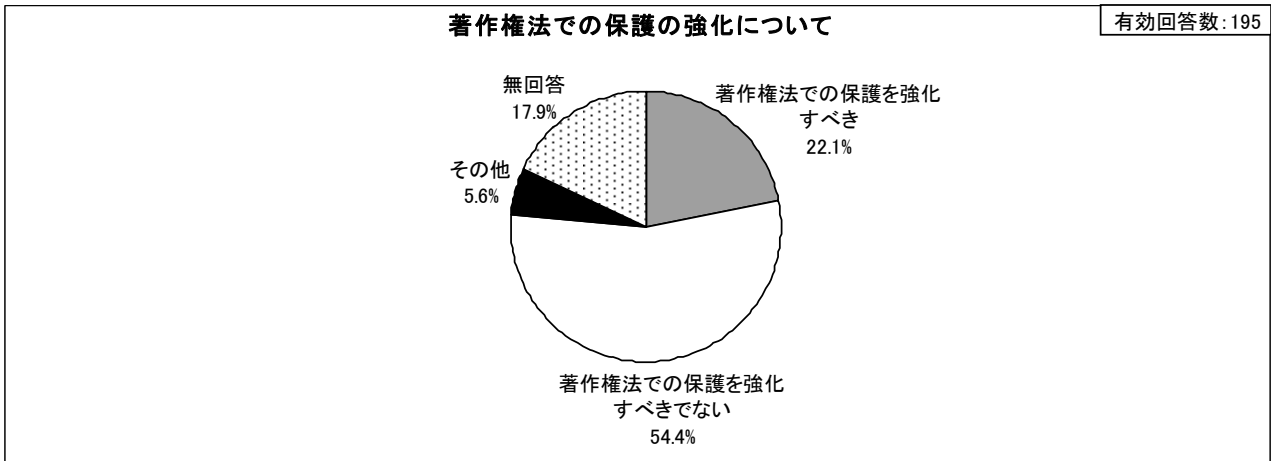
タイプフェイスに生じている問題を解消するために現行法を強化することについては、著作権法（強化すべき：22.1%、強化すべきでない：54.4%）（問 79）、不正競争防止法（強化すべき：22.6%、強化すべきでない：51.3%）（問 78）、意匠法（強化すべき：13.3%、強化すべきでない：59.5%）（問 80）共に、反対意見が強かった。その理由としては、いずれも現行以上の保護を与えることで、他人の権利を侵害しないかの調査負担が増え、産業活動全体が萎縮すること、また、現在実態的に問題が生じていないことが多く挙げられている。また、意匠法については著作権法、不正競争防止法よりも改正の要望が弱かった。なお、国内ヒアリング調査によると、新たな権利を創設することでタイプフェイスの保護を強化する場合において、市場に多数出回っている既存のタイプフェイスに対する法的保護の取扱いについての懸念を示す者が多かった。

問 78 不正競争防止法でのタイプフェイスの保護の強化について

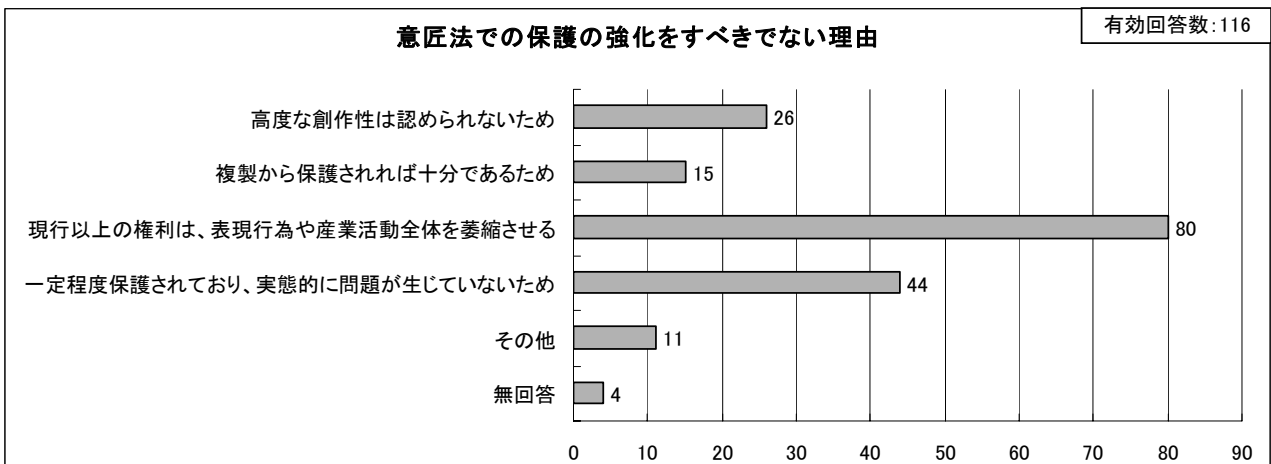
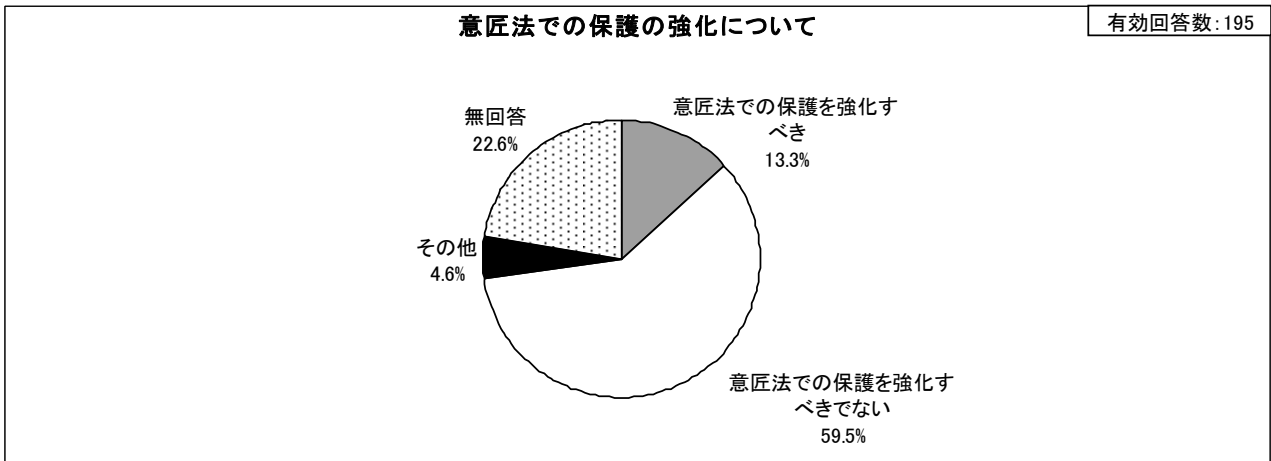




問 79 著作権法でのタイプフェイスの保護の強化について



問 80 意匠法でのタイプフェイスの保護の強化について



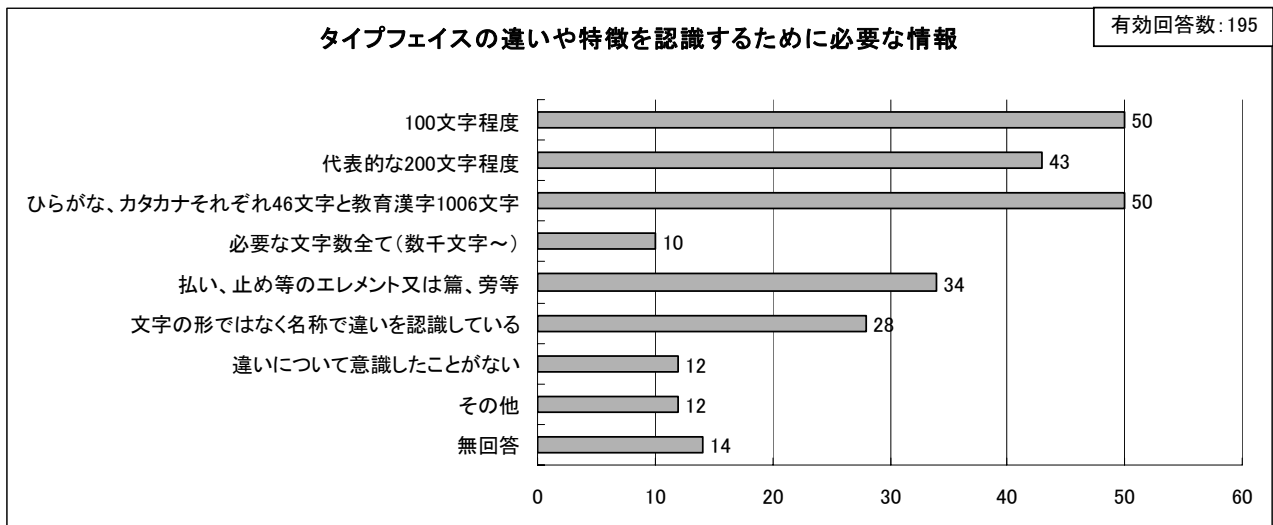
(5) タイプフェイスの類否判断

タイプフェイスの違いや特徴を認識するために最低限必要な情報としては、100 字程度 (25.6%)、平仮名・片仮名を併せた 46 字と教育漢字 1,006 字 (25.6%)、続いて 200 字程度⁹⁹ (22.1%) が多く挙げられている。また、文字数ではなくエレメントがあれば情報として十分とする者 (17.4%) や、文字の形状ではなく名称で違いを認識している者 (14.4%) もいるようである (問 67)。

これらの情報を基にタイプフェイスの類否判断を行うわけであり、そのための基準を持っている者もいる (34.9%) (問 68) が、その基準の内容は払いや止め等の形状といったエレメントの違いや、全体の印象の違い、縦横線の太さの違い等、回答者により様々である (問 68 自由記述欄)。

⁹⁹ 幾つかのタイプフェイス・デザインコンテストにおける応募要件である。

問 67 タイプフェイスやフォントの違いや特徴を認識するために必要な情報(複数回答可)



(6) タイプフェイスの類否判断を行う者

法改正を行うか否かにかかわらず、タイプフェイスの保護を果たすためには、類否判断を行う必要が生じるが、その判断をする者については、専門家が行うべきだとする意見が強い(問 76①自由記述欄、問 76②自由記述欄及び問 81 自由記述欄)。それは、タイプフェイスには創作できる範囲が限られていることや、ごく細部の違いであっても、タイプフェイスを組み版した際の全体の印象や読みやすさ等が変わることがあること等の、タイプフェイスの属する業界特有の問題の判断であるがゆえに、タイプフェイスの類否判断を行う者はタイプフェイスの創作に精通している必要があるというのがその理由として挙げられている。

V. タイプフェイス等に生じている問題

1. 問題の分析の手法

昨今の高度情報化により、タイプフェイスは、デジタル・フォントとして一般に普及した。これに伴い、かつては印刷機器販売者と印刷業者という限られた事業者間の下でのみ流通していたタイプフェイスが、事業として用いない者も含め、様々な立場の者の間で利用されるようになった。また、デジタル・フォントは容易に複製可能であるため、フォントの不正コピー等の問題が、業者対個人の間でも生じるようになった。

模倣は様々な分野においてしばしば問題となるものの、模倣を通じて技術を学ぶことや、模倣に改良を加えて新たな技術を開発する等、産業の発展に寄与するという側面も併せ持つ。タイプフェイスのデザインについても、活字の時代から、既存の書体の模倣と改良を重ねることでその品質を上げ、商品価値を高めてきたことは否めない。一方で、ある者が金銭と労力を投じて開発した創作物を第三者が模倣し、労せず先行者利益を得るとなると、社会通念上問題があることはいうまでもなく、このような模倣から創作を守らないことには、金銭と労力を投じて創作を行う意欲が失われるおそれがある。知的財産権は、模倣から創作を守る法的根拠として存在するものともいえるが、一方で、創作者と利用者及び第三者の利益を調整するために、模倣の限界を定めるものともいえる¹⁰⁰。

しかしながら、模倣等の問題解決に当たっては、知的財産権に基づく法的保護が有効に機能する場合もあれば、余り機能しない場合もある。委員会においても、デザイナー同士又はフォントベンダー同士（デザイナーとフォントベンダーの場合もある。以下「競業者間」という。）の問題については、相手方に対して知的財産権等の権利を行使することで一定の効果を得ることが可能であるが、一方で、デザイナー及びフォントベンダー（以下、「サプライヤー」という。）とユーザー間の問題については、権利を行使するよりも、むしろ、ユーザーにおける契約遵守を促進し、また、サプライヤーによる技術的な解決手段を講じることで解決を図る方が問題解決の効果が期待できるとの指摘があった¹⁰¹。

このような指摘を受け、委員会において、国内アンケート調査及び国内ヒアリング調査結果を基に、問題の当事者の関係をデザイナー、フォントベンダー、ユーザーという三つの立場と契約関係の有無に分類して整理し、各領域におけるタイプフェイス等に関する問題の所在及びそれら問題に対してタイプフェイスの現行の法的保護に基づく解決のアプローチを検討した。

¹⁰⁰ 竹田和彦『特許がわかる 12 章〔第 6 版〕』3 頁（ダイヤモンド社、2005 年）。

¹⁰¹ 本調査研究委員会においては、サプライヤーとユーザー間の問題についても権利行使等による解決策の模索に関する要望もあったが、サプライヤーとユーザー間の問題は、小規模な問題が多数発生しているものであり、実態の把握が困難であるため、新たな法的保護を与えたとしても、問題解決の実効性を確保するのは難しいのではないかと指摘もあった。

本章は、タイプフェイス等に生じている問題の原因及び対処方針につき、委員会での検討を取りまとめたものである。

2. タイプフェイス等に生じている問題の分析

下の図は、タイプフェイス等に関する当事者の関係と、それぞれの関係で生じている問題を類型化したものである。

		問題の原因となる者					
		契約関係			契約外		
		デザイナー (創作者)	フォントベンダー (製作者)	ユーザー (利用者)	デザイナー (創作者)	フォントベンダー (製作者)	ユーザー (利用者)
問題により被害を受ける者	デザイナー (創作者)	—	—	(フォントの)許諾範囲外の使用 (フォントの)許諾数を 超えた使用	類似タイプフェイスの 創作	類似フォントの販売	ロゴ等への使用
	フォントベンダー (製作者)	—	—	許諾範囲外の使用 許諾数を超えた使用			
	ユーザー (利用者)	—	—	—	—	—	類似フォントの使用

—: 問題がほとんど生じていない




-  契約関係のあるサプライヤーとユーザーの関係
-  契約関係の無いサプライヤーとユーザーの関係
-  契約関係の無い競業者同士の関係

図9. タイプフェイス等に生じている問題

契約関係のある者間の問題については、サプライヤーとユーザーとの間で生じている。他方、競業者間の契約に関する問題は極めて少ない。

契約関係の無い者間での問題については、競業者間の問題と、サプライヤーとユーザー間の問題のいずれもが生じているが、近年は、競業者間の問題は少なく、サプライヤーとユーザー間の問題が圧倒的に多い。

(1) 契約関係のあるサプライヤーとユーザー間の問題

(i) 問題の所在

契約関係のある、サプライヤーとユーザー間の問題の主なものとして、フォントベンダーとユーザー間の、①フォントの許諾範囲外の使用、②フォントの許諾数を超えた使用、が挙げられる。なお、これらの問題については、タイプフェイスの特性に基づく問題というよりは、複製可能な情報の使用許諾契約において一般に生じ得る問題といえよう。

① フォントの許諾範囲外の使用

フォントの許諾範囲外の使用は、例えば、ユーザーが商用使用の許諾されていないフォントを商用使用する等の形態で生じている。この問題については、ユーザーが、許諾範囲を知った上で故意に不正使用している場合や、契約内容を十分に確認していないという過失がある場合等、ユーザー側に問題がある場合だけではなく、フォントベンダーが、他のソフトウェアの使用許諾と同様に、フォントの使用許諾をシュリンクラップ契約¹⁰²やクリックオン契約¹⁰³等の一方的な契約形態で行っていることから、ユーザー側でフォントを使用する際に契約内容の確認が困難なこと、また、フォントベンダー毎に使用許諾内容の提示方法及び記載方法が異なり、複数社からの使用許諾を受けてフォントを利用するユーザーにとってそれぞれのフォントにおける使用許諾範囲が分かりづらいこと等、ユーザーがフォント使用許諾契約の内容を確認する際に何らかの問題に直面する場合が考えられる。

② フォントの許諾数を超えた使用

フォントの許諾数を超えた使用は、例えば、ユーザーがデジタル・フォントを1台の機器へインストールするための使用許諾契約を結んだにもかかわらず複数台の機器へインストールする等の形態で生じている。我が国のフォントの使用許諾契約では、1ライセンス当たり1台の機器へのインストールを許諾することが一般的である¹⁰⁴。

(ii) 問題解決へのアプローチ

契約関係のあるサプライヤーとユーザー間の問題については、契約違反が生じているのであるから、フォントベンダーはフォントの使用許諾契約の範囲を逸脱した使用を行った

¹⁰² ソフトウェアのインストール用のCDの封を解くことで、契約内容について合意したとする契約。米国においてはProCD事件(*ProCD, Inc. v. Zeidenberg*, 86 F.3d 1447 (7th Cir., 1996).)においてこの契約は有効であると判断されたが、我が国ではこの契約方式の有効性について争われた裁判例は無い。

¹⁰³ クリックラップ契約ともいう。ソフトウェアのインストール時に契約内容が表示され、「合意する」等が記載されたボタンを押下することで契約内容に合意したとされる契約で、「合意する」等を押下しないとインストールを続行することができない。また、シュリンクラップ契約と同様に、我が国ではこの契約方式の有効性について争われた裁判例は無い。

¹⁰⁴ 海外ヒアリング調査によると、欧米のフォントベンダーには、1ライセンス当たり5台の機器にまでフォントをインストールすることを許諾するものもある。しかし、これらの企業においても、日本語のフォントについては、1ライセンス当たり1台の機器にしかインストールを許諾していない。これは、日本語は平仮名・片仮名・漢字を含むために文字数が多く、日本語のフォントの製作費用が欧文のみのフォントに比べ高くつくため、使用を許可するユーザー数を制限しているとのことであった。

ユーザーに対して契約法上の責任を問うことが可能である¹⁰⁵。また、デジタル・フォントにはプログラムの著作権が認められる場合があることから、フォントの許諾数を超えた使用に対しては、プログラムの著作権を侵害したとして警告を発し、違約金の支払いや損害賠償を求めることで、被った経済的被害の回復や問題の解決が可能な場合もあると考えられる。

一方で、こういった契約違反が生じる要因として、フォントベンダーから提示される使用許諾内容がユーザーにとって把握し難いことが挙げられることから、まずは、フォントベンダー間において、フォント使用許諾契約内容のユーザーへの提示態様を標準化し、許諾内容（フォントの使用許諾範囲等）を確認しやすくすること等により、ユーザーにおける契約内容の遵守意識の向上を促す必要があると考えられる。加えて、フォントの許諾数を超えた使用については、フォントの動作と関連するソフトウェアやパソコン等の機器メーカーとの協働の下でフォントに係るコピープロテクト技術を強化することや、使用許諾契約で認められた範囲以外では使用できないようにするといった技術的な解決手段を各フォントベンダーにおいて講ずる¹⁰⁶こと等でも一定の問題解決が期待できる¹⁰⁷のではないかと考えられる。

（２） 契約関係の無いサプライヤーとユーザー間の問題

（i） 問題の所在

契約関係の無いサプライヤーとユーザー間の問題としては、フォントベンダーとユーザー間における①デジタル・フォントの海賊版の流通等、②フォントの海賊版及び類似フォントのユーザーによる使用、また、デザイナーとユーザー間の③タイプフェイスのロゴ等

¹⁰⁵ 海外ヒアリング調査によると、タイプフェイスを意匠制度で保護している諸外国においても、契約違反の問題は多数発生しているが、タイプフェイスに係る意匠権はこれらの問題解決に補助的に機能しているにすぎず、実務上、フォントの大規模な許諾外の使用又は許諾数を超えた使用に対しては、契約違反に基づく警告を発し、問題の解決を図っているようである（本報告書「Ⅲ. 2. 諸外国におけるタイプフェイスの法的保護の実態」参照。）。

¹⁰⁶ なお、コピープロテクトを回避するチップやプログラムを譲渡等する行為は、不正競争行為とされている（不正競争防止法第2条第1項第10号及び第11号）。

¹⁰⁷ 国内ヒアリング調査を行った企業の中には、フォントにその専用の組み版ソフトウェアの中でしか使用できない措置を施した上で、サービススタッフを顧客の下に派遣する等により、自社フォントの使用に関するユーザー管理とサポートを徹底しているところもあったが、この企業では近年不正使用等の契約違反に関する問題は起こっていないようである。

他方で、現在流通している一般的なデジタル・フォントの形式は、特に、ユーザーがフォントをインストールした後にコピープロテクトを機能させることが困難な形式のようである。このため、不正コピーの防止を可能とする新たなフォントの形式を開発する等、システム・ソフトウェアの開発会社等と連携してコピープロテクト技術等の開発を検討することも必要と考えられる。

への使用が挙げられる¹⁰⁸。このうち、①については、タイプフェイスの特性に基づく問題ではなく、プログラム及びデジタル化された情報全般に生じている問題といえる。

(ii) 問題解決のアプローチ

① フォント・プログラムの海賊版の流通

フォントの海賊版は、かつて活字や写植盤が主流であった時代にも一部流通していたようであるが、複製の容易なデジタル・フォントが一般化することでその問題が拡大した。このような海賊版の流通に関しては、一般的に、高価で人気のあるフォントが被害に遭うことが多いようである。

フォント・プログラムの海賊版については、プログラムの著作権を侵害するものとして著作権法に基づく対処が可能な場合もあり¹⁰⁹、実際に損害賠償が認められた裁判例もある¹¹⁰。また、海賊版の流通自体を阻止するために、フォントに係るコピープロテクト等をかけるといった技術的解決手段を講ずることも問題解決に一定の効果が期待できると考えられる。

② フォントの海賊版・類似フォントの使用

契約関係の無いユーザーによるフォントの海賊版や類似フォントの使用については、現在の法的保護の枠組みでは対処は難しいが、類似フォントの流通自体の問題は現在少なく、また、この問題は、実際には、海賊版自体を利用するか、海賊版に若干の変更を加えることで類似フォントを作成し使用している場合が多いと考えられることから、フォントの海賊版の流通を防ぐことで問題解決に一定の効果が期待できると考えられる¹¹¹。加えて、契約関係の無い者が海賊版又は類似フォントを使用することのないよう、デザイナーやフォ

¹⁰⁸ 本調査研究委員会においては、上述の問題のほかに、電子文書にフォントを埋め込み、インターネット等を介して当該文書を送受信することにより、当該文書を受け取ったユーザーにおいてその埋め込まれたフォントを使用することが可能となることから、こういった行為をも問題として採り上げるべきとの指摘もあった。しかしながら、国内アンケート調査及び国内ヒアリング調査結果からは、このような問題は顕在化しなかった。

¹⁰⁹ 海外ヒアリング調査によると、タイプフェイスを意匠制度で保護している諸外国においても、フォントの海賊版の流通の問題は多数発生しており、大規模な侵害に対してはプログラムの著作権の侵害として対処しているが、小規模なものに対しては意匠制度のみならず、いずれの法的保護制度をもってしても対処が困難な様子である（本報告書「Ⅲ． 2． 諸外国におけるタイプフェイスの法的保護の実態」参照。）。

¹¹⁰ [フォント・プログラム不正インストール事件]・前掲注 33。

¹¹¹ 海外ヒアリング調査によると、タイプフェイスを意匠制度で保護している諸外国においても、類似フォントの使用の問題は生じているが、その使用自体を問題とするのではなく、類似フォント又はフォントの海賊版の流通を問題視しているようである（本報告書「Ⅲ． 2． 諸外国におけるタイプフェイスの法的保護の実態」参照。）。

ントベンダーが啓もう活動を行うことも重要と考えられる¹¹²。

③ タイプフェイスのロゴ等への使用

デザイナーと契約関係の無いユーザーによるタイプフェイスのロゴ等への使用のように、正規のフォントのユーザーに対して許諾していない使用行為を、フォントの海賊版及び類似フォントを入手したユーザーによりなされることについても、現在のタイプフェイスの法的保護に基づきデザイナーが対処することは難しい¹¹³。他方で、正規のフォントでは許諾されない使用をするために、海賊版であることを知った上で入手することや、海賊版では契約が存在しないからといって、正規のフォントで使用できない行為を行うことは許されるものではない。しかし、タイプフェイスに新たな法的保護を与えるとして、一揃いのタイプフェイスに対して与えられるはずの法的保護がその一部を使用するロゴ等にまで及ぶとすると、ユーザーが一部の文字を使用する場合にも、既存のタイプフェイスの法的保護を侵害していないかを確認する必要がある等、実務上の困難を伴い、円滑な文字の使用を阻害するおそれがあることから、適切ではないと考えられる。さらに、このような使用行為自体がデザイナーに関しどのような経済的被害を生じさせているかについても明確ではない。

(3) 契約関係の無い競業者間の問題

(i) 問題の所在

契約関係の無い競業者間の主な問題としては、デザイナー同士、フォントベンダー同士、又はデザイナーとフォントベンダー間での、①類似タイプフェイスの創作¹¹⁴、②類似フォントの販売¹¹⁵が挙げられる。

¹¹² 本調査研究委員会においては、タイプフェイスに関する明文の法的保護があれば、啓もう活動等においても法律により禁じられている事項を提示することにより問題解決の効果を上げることが見込まれるので、そのような法的保護があることが望ましいとの指摘もあった。他方で、そのような法的保護を行う前提として、規制の対象とすべき行為が明確ではなく、かつ、ユーザーによるフォントの海賊版・類似フォントの使用行為とタイプフェイスの創作者等に生じている経済的被害との因果関係が現時点では明確ではないのではないかとの指摘もあった。

¹¹³ 海外ヒアリング調査によると、タイプフェイスを意匠制度で保護している諸外国においても、タイプフェイスのロゴ等への使用の問題は生じているようであるが、タイプフェイスに係る意匠権は登録された文字等の一揃いで行使されるべきものであり、タイプフェイスを構成する文字等の第三者による部分的な使用に対する権利行使は認められていないため、タイプフェイスを構成する文字等の一部を抜き出してロゴ等に使用することに対しては、意匠権の効力は及ばないとされている（本報告書「Ⅲ． 2． 諸外国におけるタイプフェイスの法的保護の実態」参照。）。

¹¹⁴ 国内ヒアリング調査結果によると、デザイナーは、「オリジナルを創作する誇り」が強いことから、偶然の場合を除き、競業者と同一のタイプフェイスを創作することは考え難く、また、日本語のタイプフェイスを構成する文字数や仮名文字のデザインにおける自由度をかんがみると、異なる者により創作されたタイプフェイス・デザインが全体にわたって偶然一致することも考え難い。

¹¹⁵ 同一フォントの販売については、フォントの海賊版の販売ともいえ、競業者が行うとは考え難い。

① 類似タイプフェイスの創作

類似タイプフェイスの創作は、あるデザイナーにより創作されたタイプフェイスが何らかの形で別のデザイナーの手に渡り、手直しされた後、そのデザイナーによる創作として公表される場合等が挙げられる。元々創作したタイプフェイスがフォント化されていない場合は、類似したタイプフェイスが先にフォントとして販売されることも考えられる。

② 類似フォントの販売

類似フォントの販売は、フォントベンダーが販売したフォントに依拠して第三者が類似のフォントを製作し、競合する状態で業として販売する形態等が挙げられる。

(ii) 問題解決へのアプローチ

国内アンケート調査結果では、デザイナー及びフォントベンダーで盗用等の問題が生じたことのある者は4割程度（デザイナー：34.6%、フォントベンダー：41.7%）だった。これらの者に対し、更にヒアリング調査を実施したところ、これらの問題の実態は、ユーザーが許諾範囲外のフォントの使用をすることや、ユーザーがフォントのインストールされた機器からフォント・データの抜き出しを行い、海賊版のフォントを作成・流通させることであったが、このようにして作成された海賊版は、その流通が小規模であることや、基のフォントより品質が著しく劣る場合がある等の理由から、これらの問題により実質的な経済的被害は生じていないとの意見が多かった。こういったことから、類似フォントの販売等は、デジタル・フォントが普及する前の時代に生じていたものであり、近年はこれ

らの問題はほとんど生じていない¹¹⁶、¹¹⁷ことが明らかとなった。

なお、このような問題については、現在においても不法行為法又は不正競争防止法に基づく保護の可能性がある、類似タイプフェイス・フォントの創作・販売という問題が少なくと考えられる現状において、これら現行の法的保護に加えて新たな法的保護の枠組みを作ることは必ずしも解決のアプローチとして効果的ではないとの指摘もあった。

3. 問題への対処

タイプフェイスに関しては、上述のとおり競業者間で生じている問題が実質的には少なく、現行法以上の新たな法的保護を与えるべき、タイプフェイスの特性に基づく積極的な保護の必要性は、現時点においてははまだ十分明らかではないとの意見が多かった。

また、フォントに関する問題に対しては、契約法及び現行知的財産法に基づく保護により対処したり、サプライヤーによる自助努力としての技術的解決手段を講じたりすることで、一定の問題解決が期待できるとの指摘があった。また、サプライヤーとエンドユーザー間におけるフォントの使用許諾範囲を逸脱した不正使用や海賊版の流通といった問題については、契約の有無にかかわらず、プログラムに係る著作権違反に基づく対処の可能性等といった法律の土台はある程度そろっていることから、その問題の規模及び数から現実

¹¹⁶ かつて問題が生じていた背景として、フォントは印刷用の機械とセットで販売又はリース提供されており、フォントの標準化もなされていなかったことが挙げられる。さらに、当時の印刷機器メーカーはタイプフェイスで機器の差別化を図っていたため、それぞれのタイプフェイスはいずれかの印刷機器メーカーと独占的使用許諾契約を締結することがほとんどであった。このため、A社のフォントXをB社のユーザーが使用しようとしても、B社の印刷機に対応したフォントXは無いため、そのユーザーはフォントXの使用を諦めるか、B社との契約を打ち切り、A社との契約に切り換える（両者との契約を並存させることもあり得るが、多くの印刷会社のスペースや事業規模を考えると現実的でない。）等しなければならない。このような場合に、ユーザーによっては、B社にフォントXに似たフォントを要求することも考えられ、印刷機のユーザーを減らしたくないB社がフォントXを参考にし、似た雰囲気を持つフォントYを開発する、又はフォントXと同じコンセプトを持つフォントZを一から開発し、その結果フォントXと似た書体となる、という図式が考えられる。

しかし、現在はデジタル・フォントが主流となり、同じ機器に異なるメーカーのフォントをインストールし、使用できることが多いため、競業者により類似タイプフェイスの創作や類似フォントの販売が行われることも考えられるが、そのような行為に対しては、不法行為法、不正競争防止法又はプログラムの著作権を侵害したとして著作権法に基づく対処が可能な場合もある。また、盗用等により自社のイメージが悪化する等のリスクを抱えてまで、あえて他社のフォントと似たフォントを販売すること等の需要やメリットは少ない。このため、競業者間のこのような問題自体が減少しているものと考えられる。

¹¹⁷ (財)知的財産研究所『知的財産の適切な保護のあり方に関する調査研究報告書』47-50頁(2007年)において、情報などのデジタル化、ネットワーク化の進展に伴い出現した新たなビジネスでの不正競争行為等を不正競争防止法で保護することの可能性を検討した際に、情報集合物としてのタイプフェイスに関する問題も検討対象としており、タイプフェイスの不正競争防止法での保護については、次のような結論に至っている。「①事業者間(デザイナー)間での侵害行為が、非事業者(エンドユーザー)に比べて極めて少ないこと ②基本的に競争事業者間での行為を規律する不正競争防止法において、非事業者の利用行為に対する措置を導入することは体系的に馴染みにくいこと(略)などを踏まえると、不正競争防止法にタイプフェイスを保護するための個別の規定を設けることはしない方向で対応しても良いとの考えで一致した。」

的な対処可能性を検討する必要性はあるものの¹¹⁸、この点にタイプフェイスの新たな法的保護の必要性を見いだすべきでないとの意見があった。他方、タイプフェイス関連業界においては、タイプフェイスをフォント化する際に、デザイナーが「タイプフェイスは自らの創作物である」と主張するため、デザイナーとフォントベンダー間において、商慣習としてそのタイプフェイスに関する何らかの使用許諾契約を締結しているが、この契約の客体であるタイプフェイスに明確な法的保護が無いことから、第三者によるタイプフェイスの侵害行為が生じた場合の対処方法について問題視しているとの意見があった¹¹⁹。これに関しては、そのような懸念が具体的にどのような法的問題につながり、かつ、現行法による法的保護での対応の限界がどこにあるのかが依然不明であるとの意見があった。

¹¹⁸ このような問題は、問題の把握自体が困難な場合が多く、また、このような問題により生じる経済的被害は、大企業において許諾数を大規模に超えた使用をしている場合のような一部の例外を除き、小規模な場合が多く、問題解決で回復できる経済的損害以上に、問題の対処に時間及び費用が掛かり、実質的に対処することが不可能である場合も多い。

¹¹⁹ 中山信弘「知的財産権の概念—連載の開始にあたって」ジュリスト 919 号 54 頁（1988 年）は、「また立法されなくとも、社会において事実上権利的なものとして機能するものもありうる。例えば、タイプフェイス（活字の形）については、判例上、著作権法による保護も不正競争防止法による保護も受けられないことになってはいるが、商慣行としては一種の権利的なものと考えられ、通常はライセンス契約を締結した上で使用されている。」としている。また、玉井・前掲注 34、76 頁は、「実際界では、法的根拠が曖昧なまま、文字の形が取引の対象とされることがあるという」と指摘している。

VI. タイプフェイスに関する新たな法的保護の可能性

第V章に述べたとおり、タイプフェイスの特性に基づく問題はいまだ明らかでない。しかし、タイプフェイスが知的財産であることについては委員会でも異論はなく、また、現在のところこれを知的財産として法律上保護する明文の規定は無いことから、将来タイプフェイスの特性に基づく問題が明らかとなった場合に、新たな法的保護の枠組みを検討することに資するよう、タイプフェイスの特性を踏まえて、いかなる保護制度を取り入れることがその保護に資するのかが検討すべきとの指摘があった。そこで、本章では、知的財産としてのタイプフェイスの特性に基づき、新たな法的保護のあり方について検討を行う。

第一に、現行の知的財産法制度の保護対象を拡大してタイプフェイスの保護を図るというアプローチの例として、意匠法を活用する案についての検討を行う。後に詳細に検討するが、結論としては、意匠法によってタイプフェイスを保護するためには、現行の意匠法における基本的な考え方を変更する必要があるとあり、また予想される問題点も多く、現時点ではタイプフェイスを保護するために意匠法の改正を行うことは極めて困難と考えられる。

第二に、既存の知的財産法制度の枠組みを離れて、新たな保護制度によりタイプフェイスに保護を与える場合の法的保護のあり方についての検討を行う。これについても後に詳細に検討するが、結論としては、タイプフェイスの特性に基づく問題が必ずしも明確でない現状では、新たな法的保護の枠組みを創設することはもとより、保護のあり方を一つに定める以前に解決せねばならない課題が山積されており、新たな法的保護をタイプフェイスに与えることは現時点では時期尚早であると考えられる。

1. 現行意匠法による保護の可能性

(1) 意匠法の目的とタイプフェイスの法的保護

意匠法は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的とした法律であり¹²⁰、タイプフェイスは現在その保護対象ではない。しかしながら、タイプフェイスの法的保護については、学説においても、文字作成者の営業上の利益を害する行為により経済的被害が生じ、法的な保護がなければその開発に支障が生ずる場合には、いずれかの法律で何らかの法的保護を認めるべきであるとする見解があり¹²¹、また、タイプフェイスは産業上利用するという実用的な観点から創作するものであるから、意匠法の保護対象とすることについて検討する余地はある。

¹²⁰ 意匠法第1条。

¹²¹ タイプフェイスに何らかの法的保護を認めるべきとする見解については、本報告書「Ⅲ. 1. (6) タイプフェイスの法的保護に関する学説の見解」を参照のこと。

ただし、意匠法の改正によりタイプフェイスをその保護対象とするには、タイプフェイスに生じている模倣等の経済的被害とその被害の産業界全体における影響を検討した際に、法的保護が必要となるほどの重大な経済的被害がタイプフェイスの特性に基づく問題として生じており、かつ、その解決には意匠法の改正による保護が最も適切であることが前提であり、さらに、新たな保護がタイプフェイスの創作に及ぼす影響、意匠制度を改正した場合に意匠制度利用者全体に与える影響及びタイプフェイスの権利がタイプフェイスの流通・利用に及ぼす影響を考慮する必要がある。

(2) タイプフェイスの特徴と現行意匠法の考え方の比較

(i) 意匠権の性質

意匠権は、登録意匠とこれに類似する意匠を業として実施する排他的独占権であり¹²²、侵害があったときには過失があったものと推定される¹²³非常に強い権利である。

一方、タイプフェイスは、情報伝達の媒介であり、事業を営む上だけでなく日常生活でも必要不可欠なものであるため、その独占権が影響する範囲は広く、強すぎる権利を与えると産業を萎縮させる可能性がある。

また、タイプフェイスは情報伝達がその主たる目的であることから、読みやすい実用的な文字ほど産業の発達に寄与するものといえるが、実用性の高いタイプフェイスほど、文字文化内での共通認識に基づき、既存の字に類似してしまう性質があるところ、意匠権のように類似する意匠にまで権利が及び、さらに、侵害時に過失があったものと推定されると、特に実用的なタイプフェイスの開発を萎縮させる可能性が高く、意匠法の目的と相反するおそれがある。

(ii) 意匠法の保護要件

意匠法において、意匠登録され、保護されるためには、新規性、創作非容易性等の保護要件を満たす必要がある¹²⁴。新規性とは、出願前に、出願の意匠と同一又は類似の意匠が世界のどこでも公表等されていないことであり、その判断は需要者の視覚を通じて起こされる美感に基づいて行われる。創作非容易性とは、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者が出願前に公表等された意匠に基づいて容易に創作できる意匠でないことである。

¹²² 意匠法第23条。

¹²³ 意匠法第40条。

¹²⁴ 意匠法第3条。

一方、タイプフェイスは情報伝達するための文字を基としているため、実用性の高いタイプフェイスほど既存の文字と似たものとなり、新規性が認められにくくなる。また、タイプフェイスは、可読性等を向上させるため、細部の形状等を見直し、改良することで品質を上げてきた経緯がある。現代においても、過去の書体を復刻することがしばしば行われており、その際、多くの費用と労力を掛けて、細部の形状を見直し、また、用いる機器に合わせて改良を施している¹²⁵が、このような改良を施されたタイプフェイスは、基のタイプフェイスと類似する範囲にある新規性の無い意匠であるか、仮に新規性があっても、このような改良は業界において通常行われる手法を用いて行う修正であると考えられるため、創作非容易性の要件を満たすのは困難だと考えられる。したがって、特に実用的なタイプフェイスほど、意匠法の新規性、創作非容易性等の保護要件を満たすことが困難だと考えられる。

(iii) タイプフェイスの類否判断

意匠法において、意匠権を付与したり、侵害の有無を判断するためには、二つの意匠を比較し、それが類似するものか否かという類否判断を行うことが必要不可欠である。この類否判断については、従来から需要者又は一般需要者の視点で行うことが裁判例で示されており、平成18年の意匠法改正において、類否判断を需要者の視点で行うことが明文化された¹²⁶。

一方、国内アンケート調査結果によると、タイプフェイスについては、類否判断の手法又は基準や、類否判断を行う際に重視する点については、業界内において様々な意見が存在する¹²⁷。このように類否判断の手法や基準が確立していない中、意匠権のように類似する意匠の範囲にまで権利が及ぶ強い権利をタイプフェイスに与えた場合、自己のタイプフェイスの創作や実施が、他者の意匠権を侵害するか否かの判断ができず、タイプフェイスの創作や実施を萎縮させると考えられる。

このように、専門家ですら類否判断が困難なタイプフェイスについて、需要者の視点からの確かな類否判断を行うことは不可能であるといえ、タイプフェイスは需要者の視点から類否判断を行う意匠法の保護になじまないと考えられる。

¹²⁵ 平成18年2月5日発行の日本経済新聞11面には、大日本印刷(株)が同社の前身である秀英舎の書体である「秀英体」を3年程掛けてデジタル化していることを紹介する記事が載っている。この他、(有)字游工房では明治時代の東京築地活版製造所の「築地書体」を復刻しており、リョービマジクス(株)では、1979年頃から発売された「ナウ」シリーズ及び「シリウス」シリーズのオープンタイプフォントを発売するのに合わせて、字体及び字形の見直しを行っている。

¹²⁶ 意匠法第24条第2項。

¹²⁷ なお、第IV章第4節(6)に述べたとおり、国内アンケート調査結果によると、タイプフェイスの類否判断を行う者はタイプフェイスの創作に精通している専門家であるべきとの意見が多い。

(iv) 意匠の物品性

我が国の意匠法では、意匠とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの¹²⁸とされているが、「物品」は有体物であるとされているため、タイプフェイスは意匠に該当しない。同様に、意匠権は登録された意匠又はこれに類似する意匠を業として実施する排他的独占権であるが、この実施については、意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為とされており、物品ではないタイプフェイスについてこれらの実施を行うことはできない。

(v) タイプフェイスの流動性

タイプフェイスは、形状に関するあるコンセプトに従い創作された一揃いの文字等であるが、第Ⅱ章第2節(5)で述べたとおり、基本コンセプトの範囲内で、文字のつぶれを避け、錯視等を視覚的に調整する¹²⁹等のために、文字毎に一定の決まりに基づく例外的処理が加えられており、タイプフェイスを構成する文字等は、必ずしも厳密な意味での統一性を有しているとはいえない。

また、タイプフェイスは文字数等に制限がなく、不足文字がいつ追加されるとも限らないため、創作の完了がいつの時点か明確でない¹³⁰。したがって、タイプフェイスの完成をどの時点ととらえるかの客観的な判断が難しく¹³¹、また、タイプフェイスを構成する文字の集合についても明確に定まっていない。このため、意匠権のような物権的な権利を与える制度にタイプフェイスの保護を組み込むことは、必要に応じて可読性を高めるよう変化していくタイプフェイスにとって、出願の時点のタイプフェイスのみに限って権利を与えることとなり、その後に加えた可読性を高めるための修正や不足した文字の追加等を権利に含めることができなくなる¹³²ことが考えられる。

¹²⁸ 意匠法第2条第1項。

¹²⁹ (社)日本グラフィックデザイナー協会教育委員会編・前掲注13、62頁は、「このように複雑で、膨大な文字数をかかえる和文書体を完成させるには、まず最初にしっかりしたデザイン・コンセプトを組み立てた上で、1文字ずつ根気よく丹念に、上下・左右に気を配りながら、視覚的(見た目)にそろえていくことが大切である。」としている。

¹³⁰ 実際に、(株)写研から1969年に仮名書体として発売された「タイポス」という書体には、2007年に漢字が追加された。
なお、法的保護の観点から、半田・前掲注8、83頁では、字数に制限の無い漢字圏に属する我が国の場合、タイプフェイスの完成の時点が客観的に不明であるため、新規立法によってタイプフェイスの保護を図る際には、無方式主義は不適當である旨を指摘している。

¹³¹ 創作の完了だけでなく、どのような条件を満たした場合に公知となるかという点についても、意匠法のように新規性を保護要件とする保護制度では重要であり、必ずしも全体を公開することのないタイプフェイスの場合、どのような公開をもって公知となるかという判断も非常に困難である。

¹³² ただし、先願の意匠の公報発行前であれば、関連意匠制度等を利用することで保護される余地はある(意匠法第10条)。

(3) その他の留意点

(i) 部分意匠の登録について

そもそもタイプフェイスは物品ではないので、物品の部分という考え方はなじみ難いものではあるが、仮にタイプフェイスを物品と擬制する等して意匠法で保護することとし、出願要領等で保護対象の文字を定めた場合、タイプフェイスは「一揃い」でこそ法的に保護する必要があるのであれば、部分意匠登録を認めないという措置が必要だと考えられる。

(ii) 権利の及ぶ範囲について

タイプフェイスは文字の形状であり、物品性が無く、かつ様々な用途に利用されるものであるから、タイプフェイスに意匠権を与えた場合、その影響する範囲を明確に定めることができない。仮に、タイプフェイスの意匠権が、タイプフェイスを利用するあらゆるものに及ぶとすると、その権利は著しく広い範囲にまで影響することとなり、物品に係る意匠権に比べて強すぎる権利となり、これらの権利間でバランスを欠くだけでなく、円滑な情報伝達を阻害するおそれがある。このため、タイプフェイスの権利の及ぶ範囲については、例えば、印刷・表示のために用いるフォントにのみ権利が及ぶ等とするような制限¹³³が必要と考えられる。

(4) 意匠法改正によるタイプフェイス保護の可能性

以上のように、タイプフェイスはその特性を考えると意匠法での保護にはなじまない点がある。特に、(i) 意匠権の性質及び(ii) 意匠法の保護要件については、意匠制度の保護の枠組み及び権利のあり方の根幹にかかわるものであることから、タイプフェイスを保護するために、これらの現行制度の根本的な点について考え方を変更することは、現行制度のユーザーの理解を得られるものではないため、極めて困難であると考えられる。

(iii) タイプフェイスの類否判断が困難という点については、業界が主導し、類否判断の手法や基準を作成することで、ある程度問題が解決できるものと考えられる。ただし、この類否判断手法及び基準は、需要者の視点からある程度客観的に判断できるものである必要がある。なお、類否判断はデザインが似ているか似ていないかという点についての判断であるので、手作業で労力を掛けた改変であろうが、ソフトウェア等で自動変換した改

¹³³ すなわち、フォントを利用してロゴマーク、テレビのテロップ、印刷物等を作成することは、侵害行為に当たらないとするような制限。

変であろうが、改変の手段とは無関係に、基のタイプフェイスと改変されたタイプフェイスの類否判断を行うことについて注意が必要である。

(iv) タイプフェイスに物品性が無い点については、タイプフェイスを物品と擬制する、又は、意匠制度を拡張し、無体物も保護対象とするという改正が考えられる。タイプフェイスを物品と擬制して保護対象に加える場合は、タイプフェイス以外の無体物について影響が無い場合、他の業界に及ぼす影響は少ない。しかし、アイコン等タイプフェイス以外の無体物についても意匠法での保護の要望がある¹³⁴中、タイプフェイスのみに特別な規定を設けて保護するためには、何らかの保護の必要性が存在することが前提となる。また、平成18年意匠法改正の議論においても、従来からの保護対象である3次元の有体物に係るデザインと2次元の無体物に係るデザインにおいてはそれらの性質に関して本質的な違いがあり、同じ意匠権による保護を与える場合、保護の強さ及びバランスにおいて問題があるとの懸念が指摘され、画面デザインを意匠法の保護対象とすることについて、「我が国における画面デザインの保護に当たっては、有体物としての物品を前提として、物品と意匠との一体性という従来の考え方に沿って、機器等の物品の一部を構成する場合に、物品の用途及び機能を実現するために必要な画面デザインを保護の対象とすることが適切であると考えられる。」との結論に至った¹³⁵。さらに、無体物全般を保護対象とした場合、著作権制度や商標制度で保護されている2次元のデザインが意匠制度でも保護されることとなる可能性があるため、他の保護制度との制度上の切り分けや抵触した場合の扱い等を慎重に検討する必要がある。

(v) タイプフェイスには流動的な性質がある点については、例えば登録制度とする等、保護されるタイプフェイスに一定の手續を課すことで、保護の客体を特定することができる。他方、このことにより、その手續のなされたもの以外の文字等については保護されないことになるが、そのような保護で、タイプフェイスを保護し産業の発展を促すという政策目的やタイプフェイスに係る業界のニーズを満たすことができるかという点について、十分に検討する必要がある。

2. 新たな法的保護のあり方

現行意匠法の改正によるタイプフェイスの保護の可能性については上述の通りであるが、タイプフェイスの開発の現場からは、既存のタイプフェイスと同様の特徴を有する新たな

¹³⁴ (財)知的財産研究所『独創的デザインの保護に即した意匠制度のあり方に関する調査研究報告書』161頁(2006年)では、「現在意匠法の保護対象は物品の模様、形状、色彩又はその結合とされていますが、ソフトウェアなどの無体物の画面デザインを意匠法によって保護することについて、適切であると思いませんか。」という質問に対し、25.7%の回答者が「適切である」と回答した(適切でない:23.6%、保護できる画面デザインについて限定を設けるのであれば適切であると思う:6.6%、分からない:40.7%、無回答:3.4%)。

¹³⁵ 産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会『意匠制度の在り方について』33頁(2006年)。

タイプフェイスが随時創作されていることを踏まえると、新規性を要件としない法的保護制度も検討する価値があるとの指摘がある。その場合、具体的に考えられるのは著作権法の活用であるが、最高裁判例¹³⁶により、現行の著作権法の下では、高度な創造性と美的特性を有するタイプフェイスでなければ保護は難しい。なお、タイプフェイスの創作の基礎となる基本コンセプト自体を法的保護の対象とすることも考えられるが、この基本コンセプトは、デザイナーが固有に創作するものであるとしても、一種のアイデアにとどまり、表現とはいいい難いことから、著作権法における保護対象とはなり得ない。

他方、デザイナーにおける新たなタイプフェイスの創作・開発へのインセンティブを確保できるようにするため、多額の投資と労力を掛けた成果物としてのタイプフェイスを第三者による無断使用から防止し得るような法的保護の必要性については異論が無いと考えられるところ、そのような観点からの法的保護の一手段として、不正競争防止法による保護が考えられる。不正競争防止法については、デザイナーが創作したタイプフェイスが周知の商品等表示に当たり、第三者がそのタイプフェイスを無断使用する行為が混同を惹起している等、不正競争防止法における侵害の要件を満たせば、保護対象となり得る¹³⁷が、実際にこれらの要件を満たすことは困難であるとの指摘もあった。一方で、タイプフェイスに生じている問題はサプライヤーとユーザーとの関係で生じていることが多いことから、必ずしも不正競争防止法での保護になじまないとも考えられる^{138, 139}。そこで、不正競争防止法等の既存の法律の枠組みにとらわれない新たな行為規制による法的保護を設けることを検討することも考えられるが、国内アンケート調査結果からも明らかなように、行為規制法での保護を有効とするような規制すべき行為を特定できるのかという点に疑義がある現時点においては、このような検討を行うのは適切ではないとの指摘もあった。

なお、著作物性の認められないタイプフェイスであっても、真に創造性のある書体が第三者により無断で模倣されるような場合には、不法行為法での保護の余地が裁判例により示唆されている¹⁴⁰ことから、保護対象となるタイプフェイスの創造性の程度は明確にはなっていないが、不法行為法によるタイプフェイスの創作への投資と労力に対する一定の保

¹³⁶ [ゴナ書体事件上告審]・前掲注 17。

¹³⁷ [モリサワタイプフェース不正競争仮処分事件抗告審]・前掲注 26。

¹³⁸ 本調査研究委員会においては、競業者が不正にタイプフェイスを使う場合等については、不正競争防止法での保護の可能性も残されているとの指摘もあったが、その一方で、裁判例等で示唆されている現行の保護以上の新たな法的保護の枠組みを作ることは必ずしも解決のアプローチとして効果的ではないとの指摘もあった。

¹³⁹ 不正競争防止法における不正競争に該当する行為には、ドメイン名の不正な取得のように、一見したところ事業者対個人という関係で成り立つようにみられるものもあるが、個人が事業者の競争の対象となり得るドメイン名とは異なり、事業者と個人がサプライヤーとユーザーの関係にある個人によるタイプフェイスの不正な使用行為については、事業者間の公正な競争の確保を目的としている不正競争防止法の枠組みに組み込むことは難しいと考えられる。なお、この点を含めて、(財)知的財産研究所・前掲注 117、50 頁でも、「不正競争防止法にタイプフェイスを保護するための個別の規定を設けることとはしない方向で対応して良いとの考えで一致した。」とされている。また、同報告書において、タイプフェイスの新たな法的保護となり得る「情報集合物（データベース）の保護の可能性と課題」、「補充条項（いわゆる一般条項）の導入の可能性と課題」も検討されたが、いずれも法改正が必要との結論には至っていない（同報告書 25～46 頁、51～65 頁参照。）。

¹⁴⁰ [写真植字機用文字書体事件]・前掲注 15、[ゴナ書体事件第一審]・前掲注 15。

護は可能であると考えられる。

上述のように、意匠法をはじめ、現在の知的財産法制度にはタイプフェイスの保護になじまない部分があることから、既存の法制度の枠組みに組み込むことを前提とせず、新たな保護制度でタイプフェイスに保護を与える場合の法的保護のあり方を、論点毎に整理する。

現在、タイプフェイスの特性に基づく問題は必ずしも明確でないが、将来、タイプフェイスの特性に基づく問題が顕在化し、タイプフェイスの模倣等に関する裁判例が蓄積することにより、保護されるタイプフェイスの要件や侵害行為が、類型化され、ある程度明確になった場合には、タイプフェイスの新たな法的保護の必要性が検討されることが考えられる。その際、本調査研究で整理した内容がかかる検討の土台となることを期待する。

(1) 新たな法的保護の目的

タイプフェイスに新たな法的保護を与える場合、その目的としては、以下が考えられる。

- 産業を発展させるため、創作のために投下した資本・労力の回収
- 文化を振興させるため、美的創作性の保護

「創作のために投下した資本・労力の回収」は、タイプフェイスを産業財産としてとらえたものであり、とりわけ我が国のような多種多様な文字を用いる文化においてはタイプフェイスの創作に労力と時間が掛かる一方、複製や模倣をすることは、特にタイプフェイスを基に製作されたデジタル・フォントにおいて容易であることから、複製や模倣に一定の制限を掛けることにより、創作者と利用者の調整を図るものといえる。これにより、タイプフェイスの創作者の適正な利益を保護することで、創作のインセンティブを確保し、産業の発展に寄与することを目的とする。

「美的創作性の保護」については、タイプフェイスを文化的財産としてとらえたものである。そのため、タイプフェイスにつき、投下した資本や経済的価値はさておき、創作されたタイプフェイスの中で、創作者の個性や思想を表したもので、かつ文化的価値を有する部分について、その創作の成果に対する法的保護を創作者に与えるものである。ただし、文字自体の形状である字体の概念やその肉付けの仕方は、あいまいさを有する文字文化共有の財産の一部でもあるため、タイプフェイスのどのような要素が法的保護に値するかという点や、人格権を認めるか否かについて、慎重な議論が必要となる。また、タイプフェイスは情報伝達の媒介であるので、その活用を阻害するような保護を与えた場合、言語の著作物¹⁴¹等、他分野の文化の振興を妨げるおそれもあることから、タイプフェイス

¹⁴¹ 著作権法第10条第1項第1号。小説、脚本、論文、講演その他の言語体系で表現されたものはすべて著作物に含まれる。なお、口述等、文書の形式ではなくとも著作物たり得る。

の利用や、既存のタイプフェイスを利用した二次的な創作も含め、創作者の保護と利用とのバランスを取ることが重要と考えられる。

(2) 保護を受けるための形式的要件

タイプフェイスの保護は、フォントの形式にとらわれない文字の形状自体の保護であるから、その法的保護はフォント化するまでにとどめるべきであると考えられる。すなわち、文字の形状から、フォント化すること及びフォントから文字のデータを抜き出す等、再度フォント化することだけを保護し、フォントを利用して印刷する、テレビのテロップを作成する、ロゴマークを作成する等、フォントの使い方についてはフォントとしての保護にゆだねるというものである。この点については、タイプフェイスの特性に基づく問題が生じていることが前提であり、また、情報伝達の媒介である文字の形状自体を保護するものであることから、情報伝達を阻害しないよう、どのような保護を与えるかについて十分な議論が必要である。

他方、市場に流通するのはタイプフェイスではなくフォントであることから、フォントを保護することで、タイプフェイスの保護を実現するという考え方もある。しかし、フォントを保護したとしても、同じ印刷結果となる異なる形式のフォントに対しては保護が及ばないと考えられ、また、技術の進歩等でフォント形式が変わる¹⁴²ことで、法的保護の効果が無力化することも考えられることから、フォントの保護によりタイプフェイスの保護を実現できるかという点については疑義が残る。さらに、デジタル・フォントについてはプログラムの一類型として著作権での保護を受ける可能性があること等を考慮すると、新たな法的保護を与える場合は、フォントよりもむしろタイプフェイスを対象とすることが好ましいと考えられる。

(i) タイプフェイスの形状の統一性

タイプフェイスに新たな法的保護を与える場合、その形状の統一性については、以下が考えられる。

- 統一性を有するタイプフェイスのみを保護する
- タイプフェイスが保護を受けるために、統一性があることを前提としない

タイプフェイスは、一般に、形状に関するあるコンセプトに従い創作された一揃いの文字等とされていることから、保護を受けるタイプフェイスには、タイプフェイスを構成する文字が共通した特徴を有する必要があると考えられる。

¹⁴² 例えば、フォントは、従来、有体物であるアナログ・フォントとして流通していたが、現在では、主に無体物であるデジタル・フォントとして流通している。

ただし、ここでいう統一性は、成立要件に厳密な意味で文字の統一性を求め、タイプフェイスの保護対象を限定するというよりは、だれが見てもまとまりのない文字の集合をタイプフェイスと認めず、保護対象として認めないという趣旨といえる。なぜなら、タイプフェイスはすべての文字が基本コンセプトに基づき機械的に作られたものではなく、基本コンセプトに従いつつも、文字の成り立ちや錯視等を考慮し、個々の文字に修正を加えることが一般的であり、このような修正の結果、厳密には基本コンセプトから外れた文字が少なからず存在しつつも、感覚的には全体として共通した特徴を有するよう見えるものこそが、質の高いタイプフェイスといえるからである。このような創作を否定することは質の高いタイプフェイスの創作を促すものではないため、タイプフェイスの統一性についてはある程度漠然としたものであっていいと考えられるが、その統一性の判断基準や、統一性を外れた文字等の取扱いについて定めなければならない。さらに、統一性の判断は、線の太さ、エレメントの形状だけでなく、懐の広さと呼ばれる文字内の空間の広さ等の文字以外の空白部も含め、極めて感覚的な判断をしなければならないため、厳密に判断することは、類否判断以上に困難なものとなると考えられる。

このように困難な判断を要する統一性を保護要件としない場合、すなわち、タイプフェイスが保護を受けるために、統一性があることを前提としない場合、だれが見てもまとまりのない文字の集合であってもタイプフェイスとして保護対象となり得るが、そのようなタイプフェイスが保護されたとしても、タイプフェイスの保護がそれを構成する文字等全体として発生する以上、他のタイプフェイスに及ぼす弊害も少ないことから、形状の統一性は、保護されるタイプフェイスの要件に必ずしも必要無いという考え方もある。

(ii) 保護されるタイプフェイスの保護単位（文字数）

タイプフェイスに新たな法的保護を与える場合、タイプフェイスは印刷・表示等に用いるために必要なまとまりをもって一つの保護単位とすることが適当と考えられる。数字、アルファベット、平仮名、片仮名については、例えばダイアクリティカルマーク¹⁴³を除いた文字群とすると、その集合は100文字程度以内に収まるため、必要なすべての文字一揃いで保護単位とすることが可能と考えられる。

しかし、特に漢字や記号等についてすべての文字等の集合を定めることは現実的に困難であることから、便宜上一定の文字数を定めざるを得ないと考えられ、漢字・記号等の保護を受けるための保護単位となる文字数は、以下が考えられる。

- 保護を受けるために必要な最低限の文字だけを定める
- タイプフェイスの保護が発生する文字のまとまりを定める

¹⁴³ 日本語の濁点や半濁点のように、同じ文字に対し発音を区別する必要がある場合等に用いる記号。ドイツ語のウムラウトや、フランス語のトレマ等がこれに当たる。

事後的救済や行為規制型の保護等、必ずしも保護されるタイプフェイスの文字数を定める必要が無い場合は、特に文字数を限らない保護のあり方について検討すべきであると考えられる。しかし、文字数を限らない場合に、一部の文字の使用であっても侵害となるとすると、保護される単位が明確でなくなり、第三者の自由な文字の活用を阻害することになるため、適切ではない。同様に、少ない文字数でも保護を受けられるとすると、特定の文字にそのタイプフェイスを使用しただけでタイプフェイスに係る権利を侵害することとなり、特定の文字の独占につながるおそれがあることから、保護を受けるために最低限必要な文字数について検討し、これを含むタイプフェイス全体として保護を受けることができることも考えられる。

他方、タイプフェイスに関する問題を解決するために、権利侵害における過失の推定を受けるような絶対的独占権でタイプフェイスを保護する場合等、強い保護をタイプフェイスに与える場合には、第三者が無用な侵害問題に巻き込まれないよう、保護されるタイプフェイスについて公示する等保護の客体を明確にする必要がある。このため、タイプフェイスの集合同士が比較しやすくなるよう、保護を与える文字群とその順序について定めることが望ましいと考えられる。また、文字数を限る場合においても、部分的な保護を受けることを可能とすると、特定の文字の独占につながるおそれがあることから、保護は定められたすべての文字を一つの保護単位として与え、部分的なまとまりで保護を受けることはできないとすべきである。

さらに、文字数を定めた場合、具体的に表現されていない文字の取扱いについても検討すべき¹⁴⁴と考えられるが、タイプフェイスの統一性にはあいまいさがあることから、具体的に表現されていない文字の形状を定めることは実体的に不可能であり、これらの文字にまで保護が及ぶとすることは適切でないと考えられる。

(3) 保護を受けるための実体的要件

タイプフェイスに新たな法的保護を与える場合、その保護を受けるための実体的保護要件としては、以下が考えられる。

- 独自に創作したものであれば保護を受けることができる（独創性）
- 過去に存在しなかったものである必要がある（新規性）
- 新規性に加え、容易に創作できないものである必要がある（創作非容易性）

タイプフェイスは創作活動の成果であり、その保護は創作した者に対して帰属させるべきものであることから、その保護要件として、独自に創作したものであることは必要であ

¹⁴⁴ 半田・前掲注8、84頁においては、所定の字数を登録する制度を採る場合に、統一した思想に基づいて作成されるこれらの文字以外の文字を「ゴースト字体」と呼び、ゴースト字体についても登録された文字と同様に権利が発生すると解されなければならない旨を指摘している。

ると考えられる。独創性のみが保護要件となった場合は、他人の創作を知らずに創作された全く同じタイプフェイスも保護されることとなる。

ここでいう独創性について、タイプフェイスの文字の形状は、字体及び字形を構成する要素について、文字文化内の共通認識及びヒトの生理的な知覚機能に基づき、図形のパターンから特定の文字と認識できる範囲という制約の中で創作されるため、既存の書を基に新たなタイプフェイスを創作することも考えられるが、このような場合、どの程度の創作が加えられれば独自に創作したものと認めるかという点については、慎重な議論が必要と考えられる。

独創性はある程度主観的な判断基準であり、これのみを保護要件とした場合、他人の創作を知らずに創作された全く同じタイプフェイスも保護されることになり、第三者の混乱を生じかねない¹⁴⁵。そこで、同じ文字に対し複数の権利が発生することは好ましくないことから、より客観的な判断基準として、過去に存在していない創作（新規性）を保護要件とすることが考えられる。

ここでいう新規性について実質的に同一のものが過去に存在しなければ保護要件を満たすとするか、類似のものも含め過去に存在しないことを要件とするのかについては、判断手法や基準という実務面を含め、慎重に議論する必要がある。従前の技術に改良を加え進歩する技術や、新たなデザインによりユーザーに新たな価値観や生活様式を提供するデザインの創作とは異なり、タイプフェイスの文字の形状は、上述のような一定の制約の中で創作されるものであり、また、従来から存在する書体であっても読みやすい書体は価値が高く、その価値の高さにはある程度の普遍性があるため、タイプフェイス相互間には類似性が生じることは否めない。したがって、その類似範囲は意匠法等に比べ狭くならざるを得ないと考えられる。

また、新規性に加え、意匠法の保護要件である、当業者にとって容易に創作できるものでないこと（創作非容易性）をタイプフェイスの新たな法的保護の要件とすることも考えられるが、実用的なタイプフェイスの創作の手法は手書き文字に関する書法等により確立しているものも少なくないことから、どこまでが容易な創作かという点について定めることが困難である。装飾的な書体の創作においても同様に、より文字数の少ないロゴ等で試されている手法が用いられることもあると考えられるため、創作非容易性を保護要件とすると、保護を受けることのできるタイプフェイスはほとんど存在しないものと考えられる。また、タイプフェイスに加えられた創作が高度なものかそうでないかの判断自体が困難と考えられることから、創作非容易性を保護要件とすることはタイプフェイスの保護になじまないと考えられる。

¹⁴⁵ 著作物一般が、思想や感情の表現であり全く同じものとなりにくいのに比べ、タイプフェイスは、読みやすさを追求した場合、特定の文字として認識できる範囲という制約の下で創作されることから、似た文字となる可能性が高い。

(4) タイプフェイスの新たな法的保護の内容

以下で述べる「タイプフェイスの保護を受ける範囲」とは、上述の(3)に示した保護を受けるための実体的要件から定められると考えられる。すなわち、あるタイプフェイスが過去のどのタイプフェイスとも類似しないという新規性の要件を満たし保護される場合は、当該タイプフェイスに類似する範囲が保護を受ける範囲となると考えられ、過去のタイプフェイスの実質的同一の範囲にないという新規性の要件を満たし保護される場合であれば、当該タイプフェイスに実質的同一の範囲が保護を受ける範囲となる。また、タイプフェイスの特性にかんがみると、侵害の成立の判断の際に、この保護を受ける範囲に制限を加える(侵害の成立に依拠性を要する)ことや、保護を受ける範囲を拡張する(派生タイプフェイス・派生フォントも侵害とする)ことが考えられる。

(i) 保護を受ける範囲の制限(侵害成立と依拠性との関係)

タイプフェイスの侵害の成立と依拠性の関係について、以下が考えられる。

- タイプフェイスの保護を受ける範囲にあり、かつ、保護されるタイプフェイスに依拠して創作されたタイプフェイス及び製作されたフォントのみが侵害となる(侵害の成立に依拠性を要する)
- タイプフェイスの保護を受ける範囲にあれば、依拠したか否かにかかわらず、創作されたタイプフェイス及び製作されたフォントすべてが侵害となる(侵害の成立に依拠性を要しない)

従前の技術に改良を加え進歩する技術と異なり、タイプフェイスの文字の形状は、字体及び字形を構成する要素について、文字文化内の共通認識及びヒトの生理的な知覚機能に基づき、図形のパターンから特定の文字と認識できる範囲という制約の中で創作されるものである。このため、実用的なタイプフェイスは既存の字と似てしまう性質があるが、偶然にも実質的に同一となった(又は類似してしまった)タイプフェイスにまで保護が及ぶとすると、新たな創作を萎縮させる可能性がある。そこで、保護を受けるための要件として新規性を求める場合であっても、侵害の成立に依拠性を要することが考えられる。

他方で、実用的なタイプフェイスは既存の字と似てしまう性質があるとはいえ、他者がどのような法的保護を受けているか事前に調査することは、業としてタイプフェイスの創作を行う者にとって当然であること、及び、依拠性の有無について創作者以外の者が証明することは困難であることから、実質的に同一(又は類似)という客観的な要件を満たせば、保護されるタイプフェイスに依拠せずに創作した場合であっても、そのように創作されたタイプフェイスは保護されるタイプフェイスに係る権利を侵害とするという考え方もある。これについては、保護されるタイプフェイスが公示されること等と組み合わせて検

討することが適当と考えられる。

(ii) 保護を受ける範囲の拡張（派生タイプフェイス・派生フォントの取扱い）

派生タイプフェイス・派生フォントの取扱いには、以下が考えられる。

- 侵害となるのは、タイプフェイスの保護を受ける範囲に係る実施行為に限られる
- タイプフェイスの保護を受ける範囲の実施行為に加え、派生¹⁴⁶タイプフェイスの創作及び派生フォントの製作も侵害となる

派生タイプフェイスとは、あるタイプフェイスを基に、タイプフェイスを構成する文字等の線の太さを変えたり、縦横の比率を変えたりしたものをいうが、これらは保護されるタイプフェイスと文字の形状が大きく異なるものの、創作の面では基のタイプフェイスに依拠しているものである。このような派生タイプフェイスの創作及び派生フォントの製作についても、保護されるタイプフェイスの権利を侵害する行為とするか否かについて検討する必要がある。

保護を受ける範囲に加え、派生タイプフェイスの創作及び派生フォントの製作も侵害とする場合は、例えばアウトラインフォントを袋文字化する等プログラムで文字の形状を変化させた場合のように、印象が大きく変わったものを制作した場合であっても侵害となり得る。ただし、派生タイプフェイスを手書きで創作した場合等、基となるタイプフェイスとは特徴が異なる場合も考えられるため、どの程度の違いをもって派生タイプフェイス又は派生フォントと判断するかについては、慎重に議論を重ねた上で客観的な基準を設けることが必要と考えられる。

¹⁴⁶ 文字の縦横比率を変える、斜めにする、袋文字にする等をいう。プログラム等で簡便に行う場合と、派生したように見えるよう新たに原字から書き直す場合があるが、後者については、字形も大きく変わる場合がある。

おわりに

国内アンケート調査及び国内ヒアリング調査を通じてタイプフェイス及びフォントに関する問題を調査したところ、現在の主な問題は、ユーザーによるフォントの許諾範囲外の使用（例えば、商用使用を許諾していないフォントの商用使用）、ユーザーによる許諾数を超えたフォントの使用（例えば、1台の端末での使用を許諾されたフォントを10台の端末へインストールする行為）、及びフォントの海賊版の流通であった。これらは、タイプフェイスの特性に基づく問題というよりは、複製可能な情報に関する使用許諾契約全般、あるいはプログラムや電子化された情報全般で生じている問題である。

また、現在タイプフェイスの保護を明示した法律は無いものの、裁判例等での解釈上、タイプフェイスは法的に保護されていないというわけではない。さらに、契約当事者間においては、契約に基づく保護も可能である。上記のような問題への対処は、現行の法制度において、契約違反に基づく責任を問う又は海賊版に対しプログラムの著作権の侵害を問うことで対処できる可能性があるものの、個々の問題における経済的被害が小規模であること、また、問題の実態を把握することが困難であることから、実効的な問題への対処ができないという状況にあると考えられる。

他方で、フォントベンダーがデザイナーに無断でタイプフェイスをフォント化する、また、フォントの印刷結果から第三者がタイプフェイスを盗用する等の、現行法では対処できないタイプフェイスの特性に基づく問題は、現在ではほとんど生じていない。

しかし、タイプフェイスが知的財産であることについては委員会でも異論はなかったことから、委員会において現行の知的財産法制度の保護対象を拡大してタイプフェイスの保護を図るというアプローチの例として、意匠法を活用する案についての検討、及び、既存の知的財産法制度の枠組みを離れた新たな保護制度によりタイプフェイスに保護を与える場合の法的保護のあり方についての検討を行った。

我が国の現行意匠法によるタイプフェイスの保護については、制度の枠組みの根幹にかかわる部分においてなじまない点があり、タイプフェイスを新たに保護対象とするためには、タイプフェイスにのみ適用される特別な規定を設けるか、意匠制度を抜本的に見直す必要がある。現在タイプフェイスの特性に基づく問題が明確でなく、かつ、平成18年の意匠法改正に向けた議論において意匠法の抜本的な改正への要望が極めて少なかったことをかんがみると、タイプフェイスを保護するために直ちに意匠法を抜本的に改正することはおよそ考えられない。

本委員会での議論においても、タイプフェイスは概念的な創作であることから、強い意匠権を与えることに否定的な意見が少なくなく、また、物品性が無いタイプフェイスの実施をどのように定義するのか等多くの懸念が示された。さらに、タイプフェイスの類否判断の手法や基準が確立していない現状で、意匠制度で保護した場合にどのようにして新規

性や創作非容易性について審査を行うのか、侵害時にどのようにして類否判断を行うのか、どのような製品の範囲にまで権利が及ぶとするのか等実務面における懸念も示された。したがって、タイプフェイスを保護することは意匠法の目的に反しないものの、少なくとも、現行意匠法の枠組みかその延長上の制度の中で、タイプフェイスを保護対象とすることは困難である。

また、既存の知的財産法制度の枠組みを離れて、新たな保護制度によりタイプフェイスに保護を与える場合の法的保護のあり方についても検討を行ったが、タイプフェイスは情報伝達の媒介である文字を基本にしており、権利範囲次第では産業界だけでなく一般の国民の生活にまで影響を及ぼす可能性があるため、どのような保護を与えるかについては、タイプフェイスの特性に基づく問題を踏まえ、タイプフェイスの活用を萎縮させない制度を創設する必要がある。タイプフェイスの特性に基づく問題が必ずしも明確でない現状では、新たな法的保護の枠組みを創設するために、保護のあり方を一つに定める上で慎重に検討しなければならない課題が数多く残っており、新たな法的保護をタイプフェイスに与えることは現時点では時期尚早である。このため、本委員会では新たな法的保護のあり方について論点を整理することとした。将来、タイプフェイスの特性に基づく問題が顕在化し、タイプフェイスの模倣に関する裁判例が蓄積された場合に、タイプフェイスの新たな法的保護の必要性が検討されることが考えられるが、その際に、本委員会で整理した論点が、その問題解決に必要な措置を採るための一つの土台となることを期待する。

